

開基より幕末まで

寺史覚書

光福山

金徳寺

## 目次

一、随想三題（序文に代えて）	2
1、旅と歴史	2
2、近世仏教について	3
3、先人に学ぶ	4
二、江戸時代の金徳寺（開基より幕末まで）	6
始めに	6
1、開基の頃の高浜	7
2、当寺の開基	8
3、初代祐正	9
4、長崎善行寺一件	11
5、金徳寺寺号免許	12
6、讃岐仏証寺との縁	13
7、「金徳寺縁起」成る	14
8、高浜村の支配の変遷	15
9、本堂の沿革	16
10、梵鐘の沿革	17
11、観翁及び観界葬儀一件	18
12、年始八朔御礼一件	19
13、八百屋町一件	20

14、絶空入寺の次第	21
15、絶空養子のいきさつ	22
16、御用僧西入寺一件	23
17、触頭について	24
18、御用僧の御下向	25
19、絶空血誓のため上京	26
20、御用僧御巡礼	27
21、僧侶、寺族の心得	28
22、淵静継職	29
23、門徒の出入り	30
24、血誓上京	31
25、兼実公御遠忌	32
26、恩成房巡回	33
27、一家一宗のお触れ	34
28、富講事件	35
29、梵鐘献納のお触れ	36
30、宗門改めについて	37
31、異宗門禁制のお触れ	38
32、御開山聖人六百回忌	39
33、ホトシキの記	40
34、淵静官位昇進の件	41

三、古文書目録、御印書など	45
四、顕如上人御消息	48
五、准如上人御消息	49
六、金徳寺縁起（正徳四年記）	52
1、「金徳寺縁起」について	52
2、読み下し文	53
3、現代語訳	54
七、公儀、本山諸控え （文化四年極月改）	57
1、まえがき	57
2、現代語訳	57
八、諸記録（嘉永六年夏改）	66
1、現代語訳	66
九、御本山諸事記（嘉永六年夏改）	94
1、現代語訳	94
一〇、御本山諸事記（元治元年）	128
1、現代語訳	128
十一、本堂棟札の記録	134
十二、当寺本堂の調査結果	136
十三、梵鐘、喚鐘の銘	138

# 一、随想三題

(序文に代えて)

## 随想 三題

### 序文に代えて

寺史の整理をしながら、そこはかたなく心に浮かんだ思  
いを筆にまかせて記してみた。  
序文に代えさせていただく。

### ◎旅と歴史

身近な歴史を学ぶことは旅の楽しみと似ている。始めて  
の土地に旅して、珍しい風物に接し、その土地の人々と語  
り合うことは旅の最大の楽しみである。それは私にとって、  
もう一つの人生に触れることでもある。過去の歴史を探訪  
し、当時の社会の様子を学び、当時の人々の文章を通して  
その思いに触れることは、精神的な旅とも言えよう。深く  
知れば知るほど、今の私達とは違う世界や人生のあったこ  
とが見えてきて、興味となつかしさはましてくる。

旅のもう一つの楽しさは、人間への深い親しみを感じさせ  
られることである。どんな土地に行っても、人間性と人間  
の営みは基本的には同じだと言うことを、感じさせられる  
と言うことは、考えてみると不思議なことだが、又、なつ

### ◎近世仏教について

私達の若いころ、日本仏教の歴史を学ぶ者の必読の書物  
とされ、特に近世仏教史を研究する者はこの書から入るの  
が常道とされていた辻善之助博士の「日本仏教史(全十巻)  
の中で、辻博士は近世仏教を評価して「江戸時代になって  
封建制度が確立するに伴い、宗教界も又その型にはまり、  
更に幕府がキリシタン禁制の手段として仏教を利用し、種  
家制度を定めるに及んで、仏教は全く形式化した。これと  
共に本末制度と階級制度とによってその形式化はひどくなっ  
た。(中略) 仏教は殆ど麻痺状態に陥り、寺院僧侶は惰性  
によって辛うじてその地位を保ったに過ぎなかった。」と、  
いわゆる「近世仏教墜落論」を主張している。この辻博士  
の主張はその後の研究者にとって常に暗黙の了解としてあ  
り、殆ど定説化していると言ってよい。宗門に於いても、  
この近世仏教の檀家制度や寺請制度が寺院墮落の原因であ  
るという先入観から、今日の教団不振の遠因は正にそこに  
あるという言い方がよくなされる。さらに又、教学面にお  
いても、いわゆる「江戸教学」に対する風当たりは、「現  
代教学」を唱える学者たちの間で強いようである。確かに  
一定の学問的基準の一つの面に照らして評価すればそのよ  
うな結論にも達するであろう。

かしく有り難いことである。言葉や、生活習慣、生活の様  
式などは、その国や土地により種々雑多で、まことに多彩  
であるが、深く立ち入ってながめてみると、裸の人間性、  
基本的な生活の営みはみんな似たようなものであることに  
気付く。そして、お互いみんな同じ人間なんだなあという  
深い共感を感じさせられるところに、外で味わえぬ旅の喜  
びがある。

歴史を探訪する喜びも又そこにある。百年、二百年と、時  
代も違い、社会制度も異なっているけれども、その時代や社会の  
中で一生懸命生きた当時の人々の哀歎の情というものは、  
時代を越えて今日の私達の胸に響いてくる。「人間である。」  
という一点において、遠い異国の人々も、又過去に生きた  
人々も結ばれているという、深く広い世界を感じせしめら  
れるところに、旅をすること、歴史を探訪することとの、  
共通した興味があると思うのである。

生きとし生きるものすべて、過去、現在、未来の時を超え  
た無量壽の慈悲、そして三千大千世界を照らす不可思議の  
光明、阿弥陀仏の本願海の中にあることがほのかに実感さ  
せられることである。

しかし、近年、当寺に残された江戸時代の記録類を整理し、  
読んでいるうちに、前記のような一方的に近世仏教のマイ  
ナス面だけを強調する定説につよい違和感を感じるように  
なった。

あの厳しい封建社会の中で、仏教が宗教としての命脈を保  
ち、その教えを護持してゆくために、外にどのような選択  
の道があったのであろうか。勿論、宗門の一部、特に上層  
部においては、封建的な身分階級制度にあぐらをかいて、  
安逸をむさぼっていた者もいたであろう。しかし、大多数  
の一般の末寺や門徒は厳しい封建制度の社会環境の中で、  
寺院の護持と教法の弘通のため、精一杯の努力をしている  
のである。今日の宗門は正しく近世仏教の土台の上になり  
たっていることを忘れてはならないと思うのである。

## ◎ 先人に学ぶ

江戸時代の寺壇制度が今日の仏教の形骸化、すなわち“葬式仏教”“法事仏教”となった遠因であるという説がある。しかし、これは物の一面だけしか見ていないのではないか。柏原祐泉氏は「近世において寺壇関係が固定したために、かえって仏教と庶民との接触が密接になり、受容が深められ、また一般の学問の発達に並行して仏教の諸学問が発展した。(中略)これらの内容がいずれも幕藩体制下において、封建的性格を強くもつていたことは否めない。とはいえ、そこに仏教が時代を強く生きようとした積極的な意味を見失ってはならないと思う。そして明治以降の近代では、近世仏教のこれらの歩みをいかに揚棄してゆくかに歴史的な課題があった。」(近世庶民仏教の研究―法蔵館 S46)と述べ、近世仏教の中に、生きた姿をもつ仏教を発見しようとする努力がなされている。浄土真宗においても、江戸時代の末ごろ、全国各地で妙好人といわれる在俗の信仰者が輩出した。これらの人々は、讃岐の庄松同行、大和の清九郎同行などに代表されたように学問もなく、社会的な地位もない底辺の庶民が多かった。しかし、その信仰は純粹で周囲の人々に大きな感化を与えた。これらの妙好人を育てる土壌を近世仏教は培っていたのである。

部外者の責任のない発言ならともかく、私達仏教を人生のより所として生きる者は、過去の仏教のありかたを否定的、消極的にのみ評価するのではなく、積極的、肯定的な面の発見に努力すべきではないか。厳しい社会的制約の多かった幕藩体制に即応しつつ、教学の研鑽に励み、寺院を護り、門徒の教化に努力してきた先輩の苦勞を忘れてはならないと思うのである。「先に生まれん者は後を導き、後に生まれんものは先を訪え」という祖師の遺訓を思うとき、私達は江戸二百五十年の間、寺院を護り、教えを伝えてくれた先輩の業績を偲び、先人に学んでゆくことが大切である。

## 二、江戸時代の金徳寺

(開基より幕末まで)



になじんできた高浜の人々にとって、この急激な政治的な変化は大変な出来事だったにちがいない。人々は移り変わる世の中に戸惑いつつ大きな不安を感じていたことであろう。

高浜の地に念仏の教えが伝わってきたのは、天正の末年、つまり深堀家断絶の前後で、当地が大きく変わる最初の頃であった。

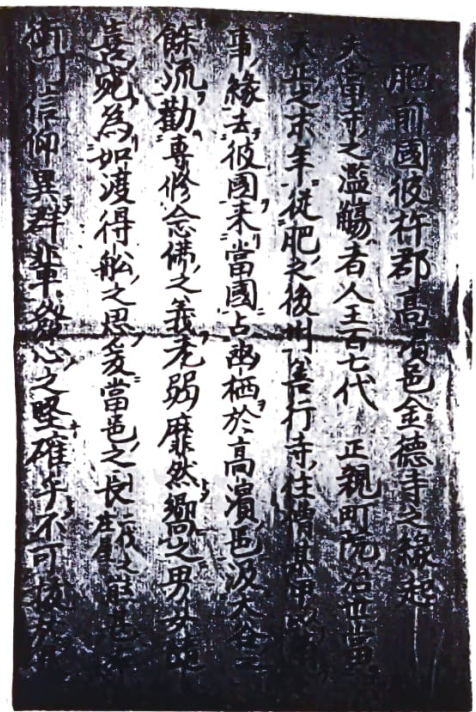
## 2、当寺の開基

当寺の開基のいきさつについては、五世住職釈知翁の筆に成る「金徳寺縁起(正徳四年誌)」に詳しい。原文は漢文で記されているが、その冒頭のところに当地に念仏の教えが伝わってきた事情を次のように述べている。

「人天第百七代正親町天皇の御代、天正の末年に当たって、肥後国から善行寺の住僧某が縁あって当国に来て、当村に住むようになった。この人が浄土真宗の流れを汲み、専修念仏の教えを勧めた。これを聞いて人々は老いも若きもその教えに向かい男も女も心から喜んで、あたかも渡しに船を得た思いであった。(意訳)

天正の末年といえは丁度深堀氏が断絶した頃である。これから十数年の間に高浜を支配する領主が二度も代わるのである。おそらく村人たちはめまぐるしく移り変わる世に生きて不安と混乱のなかで、たしかかな心よるべを求めていたに違いない。これらの人々にとって善行寺の住僧某の説く他力念仏の教えがどんなに深い感動であったかがよくうかがわれる。阿弥陀仏の慈悲は千天の慈雨の如く人々の心にしみこんでいったことであろう。

さて、当時の当村の庄屋は熊甚右衛門という人であった。この人も深く念仏の教えに帰依し、やがて庄屋の職を子に



譲り出家するのである。「縁起」によると

「ここに、当村の長、二代目の庄屋 熊甚右衛門はその信仰は人々に抜きんでて、出家発心の志が堅く動かすことができなかった。そこで、とうとう出家人道して名を祐正と改め、一字を開基し善行寺と号した。」とある。これが当寺の開基である。「万驗実録」(寛政四年・一七九二)に「当山開元 元和二丙辰歳 開基釈祐正」と記されている。元和二年(一六一六)という、天正の末年、肥後善行寺の僧が当村に来て、始めて念仏の教えを伝えてから、二十五、六年の歳月が経ているわけである。その頃、善行寺の僧が生きていたかどうかは不明である。しかし、祐正は師の出自の寺の名を慕って善行寺と号したものである。世の中も大きく変わって、元和元年、大坂夏の陣によって豊臣氏が滅んで、徳川家康の全国完全支配が確立した。そして、元和二年家康は七十五歳で没した。当寺の開基はまさしくこの年であった。

## 3、初代祐正

当寺の初代祐正については、「縁起」には「当村の長、二代の庄屋熊甚右衛門出家人道して名を祐正と改め」とあるだけで、詳しい出自は明らかでない。ただ、「高浜郷土

誌」(大正年間編)によれば、「高浜村庄屋」の項に「初代 熊甚右衛門、元、長崎加籠町住、後年出家 金徳寺開祖」とある。「縁起」には二代とあり、郷土誌では初代となっているが、どちらが正しいかわからない。しかし、江戸中期に五代にわたって庄屋を勤めた峯家の墓碑の銘などから考え合わせると、初代というのがつつまが合うようである。その出自についても不明だが、「元、長崎加籠町住」とあるところを見れば、在地の土豪ではなく、深堀領没収後に庄屋として入村したものはあるまいか。

さて、「縁起」によれば祐正には八子があった。長男は出家して祐閑と号し、次男も同じく出家して祐意と称した。その外の子はそれぞれ家系を継いだ。庄屋の職は三男三右衛門が継いでいる。

その後、祐正は寺を長男祐閑に譲り、次男祐意を伴って長崎に出て、築町に移り住み、ここに一字を建立し、旧を慕って同じく善行寺と号したと「縁起」には記している。そして、「博多屋の一族が門葉に属す」とあり、また「今、濡須の袈裟がこの寺の什物としてあるのは、博多屋から祐意に施されたものである。」と知翁は記している。もと長崎加籠町に住んでいた祐正には、長崎は有縁の土地であったであろう。そして、築町に一寺を建立したとき、博多屋の一族が門葉に属したということは、祐正(熊氏)と博多、



あるひは筑前との深いつながりがうかがわれる。

元龜二年（一五七一）開港以来、長崎には九州各地から多くの人々が移住してきた。特に博多商人は競って長崎に進出してきた。それらの中で有名なのは末次家、興善家などである。博多屋もまた、そうして博多から長崎にやってきた一族ではないだろうか。そして祐正が長崎に一寺を建てた時、これに協力し、門徒になったというところに、祐正（熊氏）と博多、筑前とのつながりが推察されるような気がするが、しかし詳しいことは不明である。いずれにしても、熊という姓は珍しい。そして、今も高浜には多い姓である。

☆高浜村庄屋累代

- 一代 熊 甚右衛門 元長崎加籠町住。後年出家、金徳寺開基。
- 二代 熊 三右衛門 甚右衛門の三男（長男、次男出家）。
- 三代 三浦甚右衛門 養子。延宝八甲、七、二一没。
- 四代 三浦利左衛門 右の弟。貞亨三寅、六、八没。
- 五代 峯 安兵衛 婿。正徳元卯、七、二一没。

4、長崎善行寺一件

当寺は開山の当初、善行寺と称していた。それが何故金徳寺となったかという点、前述の通り初代祐正は長男祐閑に寺を譲り、次男を伴って長崎に出て築町に一寺を建立し、旧を慕って同じく善行寺と号した。その時期ははっきりしないが、元和の終わり頃か、寛永の始め頃とおもわれる。その後、次男祐意が長崎の善行寺を継いで住職となった。ところが、寺で使っていた下僕が国禁を犯し、長崎の地から所払いとなった。そのため寺も廃せられ、その余波は当寺にまで及び、善行寺の寺号を称することができなくなった。どのような罪科であったかは記されていないが、「国禁を犯した」とあるところを見ると、キリシタン関係の事件ではなかったかと推察される。

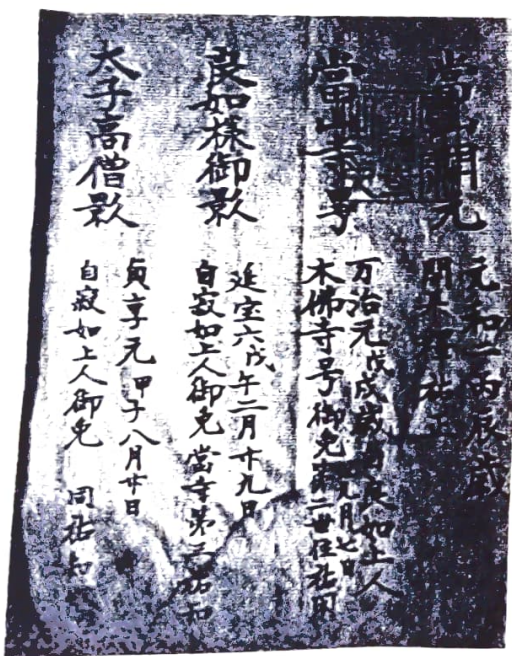
この時代は、つまり元和から寛永にかけての二十年ほどの間は、幕府のキリシタン弾圧がもっとも厳しかった時代である。元和八年には長崎でキリスト教徒五十五人が処刑された（元和の大殉教）。寛永三年、水野河内守、長崎奉行就任とともにキリシタン弾圧を強化し、翌寛永四年には管内キリシタン三百四十人を捕らえた。同じく五年には雲仙地獄で六十四人の殉教者が出た。こうした苛酷な弾圧が長崎だけでなく各地で続き、ついに寛永十四年の島原の乱

- 六代 峯 儀右衛門 安兵衛の子。寛保二、十、二八没。
- 七代 峯 安兵衛（安右衛門） 養子。安永二、六、一三没。五三歳。
- 八代 峯 儀右衛門美喬 安右衛門の子。寛政七卯、五、二四没。四八歳。
- 九代 峯 八十郎 弟。養子。文政七、一一、五没。六一歳。
- 十代 熊 団右衛門 熊家第一代。文政八、六、十没。六十歳。
- 十一代 熊 安右衛門当安 団右衛門の子。弘化三、三、二四没。四八歳。
- 十二代 熊 六次郎 安衛門の子。明治八、七、二没。五一歳。

〔「高浜村郷土誌」（大正六年編）による〕

となるのである。こうした時代の状況を考えると、長崎善行寺の下僕の「国禁を犯した」という罪がキリシタンに關係したことでないかとも思われる。いずれにしても、下僕の罪科によって寺が廃せられ、その累が本寺にまで及ぶということは、よほどの大きな事件であったに違いない。こうした祐正によって開かれた当寺は、善行寺という最初の寺号を称することができなくなったのである。

☆「万驗実録」（寛政四年改）一ページ目



## 5、金徳寺寺号免許

当寺は開山の当時、善行寺と称していたが、長崎善行寺の一件のため、善行寺を呼称することができなくなつた事情は前述の通りである。二代住職祐閑は寺院の号のないことを深く嘆いて、再び本山に願ひ出て、新たに寺号を下附してもらうため、寛永の末年から門徒中に助力を募つた。当時、寺号の免許を受けるためには、莫大な礼金が必要であつたようである。慶長年間（一五九六・一六一四）のものと思われる東本願寺の「古今御礼日記」によると、寺号御礼として、門跡に銀壹百七匁五分、新門に四十三匁、裏方に四十三匁、それに加えて当座御礼や取次、小取次といった役人たちへの礼金九十五匁、都合二百四十八匁五分の銀子が入用であつた。元和元年（一六一五）に米一石が二十三匁であつたというから、米に換算して十一石余りとなる。その上、木仏（木造の本尊）免許につきものであつたから、その礼金三百七十匁余りを合わせると、銀にして六百匁以上、米に換算して二十七石余りを要したことになる。米一石で人間一人が一年間、何かと生きてゆけた時代であるから、寺号木仏免許を受けることが、どんなに大変なことであつたかが想像できる。（大桑斎著「寺壇の思想」教育社 歴史新書）こうした事情は西本願寺におい

## 6、讃岐仏証寺との縁

二代祐閑のあとをその子祐知が継いで第三代住職となつた。そして、延宝六年（一六七八）良如上人御影、貞亨元年（一六八四）聖徳太子、七高僧御影、元禄九年（一六九四）祖師聖人御影を本願寺寂如上人より下附された。太子、七高僧、祖師の御影は今も当寺本堂に安置されている。又、本堂内の西北隅につられてゐる大太鼓も祐知の代、元禄七年（一六九四）堀口助右衛門が一手寄進したものである。こうして、寺としての内容を整えていったわけであるが、この時代の出来事で記しておきたいのは、長崎光源寺と讃岐仏証寺との縁である。それは、祐知から七代あとの第十代住職絶筈は讃岐仏証寺より養子として当寺に入寺しているが、光源寺と仏証寺との関係がもとの縁になつてゐるのではないかと思われるからである。

「光源寺史」によれば、同寺第三代覚雲は「対州田代西方寺次男で、光源寺の養子となり、天和三年（一六八三）同寺三代住職となつた。その後、元禄四年（一六九一）覚雲は三十六歳で没したが、覚雲の弟一源が四代住職を継いだ。ところが、その二年後の元禄六年に光源寺住職を辞し、後に讃岐観音寺浦坂本村仏証寺住職となつた」とある。覚雲、一源の生まれた西方寺のある対州田代は、今の佐賀県

でも同様であつたと思われる。

「縁起」によれば、祐閑は寛永の末年頃から寺号免許のための募財を発願し、広く門徒に助力を頼み、その志願成就して、金徳寺の寺号、ならびに木仏免許が本願寺良如上人より下附されたのが、万治元年（一六五八）九月七日であつた。寛永二十年（一六四三）から数えても、祐閑の志願成就するまで十五年の歳月がたつてゐる。寺号免許に必要な経費を募り、またこれを負担した、住職や門徒の苦勞は察するに余りがある。

その間、長崎善行寺の住職であつた祐閑の弟祐意が承応元年（一六五二）に没し、初代祐正もまた、寺号免許に先立つ三年前の明暦元年（一六五五）にこの世を去つた。木仏、寺号が免許された万治元年の十二月十二日、二代住職祐閑は五十八歳で没している。まさしく新たに寺号を得るために、その晩年を捧げた一生であつたといえよう。金徳寺の寺号はこの年から始まるのである。

鳥栖市田代で、一源が後に住職となつた仏証寺は香川県観音寺市坂本町にある。今からざつと三百年ほど昔、佐賀の田代と、長崎と、そして香川県の観音寺と、その寺々が縁につながつてゐたわけである。一源が光源寺住職を辞した元禄四年から百四十五年目の天保七年に仏証寺から、当寺第十代絶筈が養子として入寺し、住職となつてゐる。つくづくと宿縁の不思議を感じることである。

こうして、当寺第三代祐知の時代に長崎と讃岐との縁があつたわけだが、それが当寺と結ばれるのは先のことである。祐知は元禄九年六十六歳で没した。そして、長男知円が第四代住職となつた。しかし、知円は四年後の元禄十三年（一七〇〇）三月一日、三十八歳の若さで没した。そこで、知円の弟知翁が第五代住職を継いだ。

## 7、「金徳寺縁起」に成る

第五代知翁は二十六歳で兄知円のあとを継いで住職となった。六年後の宝永三年（一七〇六）三十二歳の時、本山より絹袈裟御免の官職を受けた。そして正徳四年（一七一四）十二月十五日、「金徳寺縁起」を書いている。これはB3の大きさの厚手の美濃紙を二つ折りにした四枚綴じの帳面で、当寺の起りりと沿革を漢文で記したものである。風格のある文字と、格調高い文章に知翁の人柄と学識が偲ばれる。前述の、当寺の開基のいきさつや、寺号免許の事情などは、この「縁起」の記述によったものである。当寺の開基当時の歴史がわかるのは、まさしく知翁のお陰であり、又、この文書を大切に保存してきた歴代住職の心掛けによるものである。ここに、この「縁起」の最後に知翁が述べている文章を記して、その志を偲んでみよう。

「伏して、願わくば、仏慈悲愍して、我を覆護し、法種を増長せしめたまえ。自他信行を具して、無上菩提を証せん。後に予に繼いで寺院に住する僧侶、仏祖の深恩を忘れて、誤つて本廟に背くこと莫れ。是を遺誠と為すのみ。予、文筆に拙しと雖も、後葉の為に、聊か寺院の廃興を誌す。看ん者、志の分を鑒みよ。」

知翁四十歳の時の筆になるものである。

## 8、高浜村の支配の変遷

ここで、高浜村の領主の変遷を振り返ってみたい。

古代、律令国家体制の頃は当地方は肥前国彼杵郡のうちであったと思われる。中古、荘園制度が始まって、彼杵庄はしばらく仁和寺領であったといわれている。やがて、武士の台頭とともに、荘園はしだいに崩壊し、鎌倉幕府の成立によって、武家政治ができた。建長七年（一二二五）三浦氏の一族である下総の関東御家人深堀能仲が戸町浦（戸八浦）地頭に補せられた。その後、深堀領から筑前小倉藩、さらに肥前唐津領へと移った経緯については、「開基の頃の高浜」の項で述べた。

江戸時代に入り、慶安元年（一六四八）高浜、野母、川原の三ヶ村は長崎代官の支配となった。ところが、二十八年後の延宝四年（一六七六）には、三ヶ村に古賀村等四ヶ村を含めた七ヶ村は天草代官に属することとなった。さらに、この七ヶ村は享保五年（一七二〇）島原侯預かりとなる。そして、四十八年後の明和五年（一七六八）再び長崎代官支配となり、明治まで約壹百年間、長崎代官の治政が続くのである。

こうした当村の支配の変遷を見るにつけても、その時々政治的な都合で次々に所属を替えられている。支配者が

それから三年後の享保二年、本堂が建立された。さらに、享保八年、鐘楼ができて梵鐘が納められた。そして、享保十二年、山口氏の寄進によって喚鐘が吊られた。こうして、寺院としての構えが一応整ったわけである。本堂、梵鐘はその後再建されたが、喚鐘は今もそのまま残っている。銘に曰く「転輪法器感応声 一百余響幻夢驚 仏子踏霜群梵刹 耳聞通処覚人情」。建立以来二百六十年、寺のさまざまの法要や行事のたびに、たゆることなくその音を響かせて私たちに仏参聞法を呼びかけ続けている。

知翁はこうして大きな仕事をなし遂げて、享保十三年（一七二八）十一月十九日、五十四歳で没した。

知翁のあとを第六代林翁が継いだ。享保十九年八月、信解院殿御影が住如上人より御免になった。さらに、延享五年七月、四幅の御絵伝をお受けした。この御絵伝は、その後二度表具替えて、下附されたときのままの美しさで残っている。林翁は御絵伝を願い出ながら、その完成を見ずに、延享四年二月二十二日没した。

代わったからといって、そう大きな混乱はなかったであろうが、やはり時には不便もあったに違いない。当寺に宝暦十三年、茂木村代官所に出した願い書の写しが残っている。この年の二月、代官所から「村々寺院の寺内俗人の者は踏み絵をするように」という達しがあったことにたいして「当宗四ヶ寺は五十年前、正徳四年までは一般門徒と同じように寺請証文で踏み絵をしていた。しかし正徳五年、宝七郎左衛門殿御代官所の節、寺内俗人の者は寺請一紙証文だけで、踏み絵はしなくて済むようお願い出て許可になった。それ以来、島原侯預かりとなってからも一紙証文だけで済んできている。ついては、今まで通り、一紙証文だけで済ませてもらいたい」旨の願い書である。これに庄屋と村年寄連記の添え状をつけて、代官所（代官佐久間幸右衛門）あて出したものである。正徳五年（一七一五）は五代知翁の頃で天草代官支配の時であり、宝暦十三年（一七六三）は島原領の頃である。七代親翁が願い書を出して許可になり、後々のためその控えを残していたものを、十一代淵静が「諸事記」に転記している。

## 9、本堂の沿革

延享四年（一七四七）林翁が没して、観翁が第七代住職を継いだ。坊守は長崎観善寺第九代住職超眼の妹春である。

観翁の代に今の本堂が再建された。その沿革を記す。

☆本堂再建 安永三年八月（一七七四）第七代観翁の代

施主 総門徒中  
大工 諫早多良 市郎兵衛  
小工 多良より五人、高浜、野母、脇より  
各一人

庄屋 峯安右衛門、峯儀右衛門

☆屋根替 文化九年八月（一八一二）第八代台翁の代

（第一回） 施主 総門徒中

大工 高浜 忠蔵

小工 高浜七人、野母二人

年寄 四郎左衛門

☆屋根替 弘化二年九月（一八四五）第十代絶釜の代

（第二回） 施主 総門徒中

棟梁 高浜 政治

大工 高浜十二人、御崎三人

庄屋 熊安右衛門

☆屋根替 明治二十八年（一八九五）第十二代覚翁の代

（第三回） 施主 総門徒中

棟梁 古里 松尾熊太郎

副棟梁 明園 山口菊太郎

大工 高浜十二人、同弟子二人

☆屋根替 昭和五十四年三月（一九八九）第十五代静也

の代

（第四回） 施主 総門徒中

棟梁 陰平 松尾和俊

副棟梁 以下宿 山口登

大工 門徒の大工総出

以上

右が当寺の現本堂の今日までの沿革である。安永三年に再建されて以来、平成元年まで二百二十五年になる。根本的な修復か、再建を考えなくてはならない時期がきていると言えよう。

## 10、梵鐘の沿革

当寺の梵鐘は享保八年（一七二三）第五代智翁の代に建立された。ところが、安永六年（一七七七）暴風雨のため鐘樓が崩壊し、梵鐘も破損した。「新長崎年表」によると、安永六年八月二十五日、「長崎地方、暴風雨、死者多数」とある。恐らくこの時であろう。七代観翁の頃である。

その二年後の安永八年（一七七九）の十二月、梵鐘が再建された。施主は総門徒中、並びに釈尼妙心、世話人は熊田右衛門、内野左五右衛門、治工は長崎の安山大隈藤原実哉であった。

その銘には左の通り刻んであった。

「鐘之為徳 於戲偉哉 顕界冥道 妄夢等開 晨昏鼓之衆 魔驚馳 法音所至 賢聖來儀」。この銘は後に再鑄した鐘にも、そのまま刻んでいる。

その後、幕末の頃、安政二年（一八五五）諸外国から開国を迫られた幕府は国防の必要から、諸国の寺鐘を大砲にするため、「梵鐘献納のお触れ」を出した。長崎代官支配の寺々にも、同年十月と十二月、その達しが回ってきたが、本派の六ヶ寺は「本山にお伺いしてその指示があるまで、猶予を願いたい」旨の願書を出して、結局献納を免れた。しかし、この鐘も昭和十七年（一九四二）太平洋戦争の

激化にともない、軍に供出するよう命じられ、赤だすきをかけ、多数の門徒に見送られながら国家に献納されたのである。

やがて、昭和二十五年（一九五〇）総門徒中の懇念によって、新たに梵鐘と鐘樓が建立され、同年四月二十五日から二十九日まで、蓮如上人四百五十回忌法要と併せて、鐘供養法要が盛大に勤修された。梵鐘は京都三和梵鐘製作所の鑄造になるものである。こうして、現在の鐘は三代目であるが、これからも永く正覚の大音を十方に響かせ続けることであろう。

第七代観翁の代には、本堂の再建と、梵鐘、鐘樓の再建という二つの大きな事業が行われた。親翁はこの仕事を成し遂げて、天明六年（一七八六）二月十七日、五十一歳で往生した。

## 11、親翁及び観界葬儀一件

親翁は天明六年二月十七日没し、その子台翁が第八代住職を継いだ。二十五歳の時である。

さて、親翁の葬儀のあと、御坊の役僧西光寺がやってきて、「先々住職の時から、この寺の住職の葬儀は御坊に頼んできた先例であるのに、このたびは自分に相談なしに、勝手に執り行ったことは不都合である」とやかましくいつてきた。そこで台翁はやむなく「このたび御坊に対し不都合の点があった」ことを詫び、「今後はなにごとによらず、御坊に相談し指図を受ける」旨を記した一札を、西光寺に渡した。実は台翁の弟大肇は同じく御坊の役僧発心寺へ養子にいらっている。西光寺と発心寺は親類筋であったのであろう。一札の中で「貴寺は親類のことゆえ、役目柄ご立腹の段、重々申し訳けない」とことさら詫びている。

「御坊に対する不都合の点」というのが、どんなことであつたのか、詳しいことは分からないが、一札の内容から見ると、葬儀の導師を他寺に頼んだことが原因のようである。

さて、この時はこれで決着したが、それから五十年後の天保八年（一八三七）十代絶釜の時、同じような問題がおこっている。その前年の天保七年十二月十六日に九代観界の妹で、絶釜の坊守りおが亡くなり、三日後の十九日、観

## 12、年始八朔御礼一件

八朔とは、旧暦八月一日のことで、江戸時代は年始とともに佳節として祝日であった。そして、年始と八朔には代官支配の村々の庄屋や主だった村役、寺の住職等は、代官所に祝詞言上にゆくの恒例であった。そして、その時間や席次には順序が決まっていた。

寛政二年（一七九〇）八朔御礼の節、代官所玄関で西派福瑞寺、金徳寺と東派海蔵寺、柳溪寺が一緒に来た。郷宿の松島宗四郎が席次を聞いたら、柳溪寺が「隔年に勤めている」と言ったので台翁が「隔年ではない。以前から福瑞寺、金徳寺が先に勤め、そのあと東派がつとめてきた」と言つて議論になった。その時は西派が先に勤めたが、同年十二月、「来年から東派、西派隔年に勤めるよう」との達しがあった。そこで、台翁は早速「島原侯掛りの時から、当代官所になつても、引き続き西派二ヶ寺が先に勤めてきたので、その通り願う」旨の願書を出したが、小比賀新八の取り次ぎで「申し渡しの通り勤めぬなら、御礼は受けぬ」と言われる。そこで、福瑞寺と相談の上、二ヶ寺連名で願書を書き、古賀村庄屋角次郎が持参して代官所に出したが、郷宿の伝蔵のもとへ差し返された。そこで更に「天草代官所、島原領、そして長崎代官所に至るまでの先例」を記し

界が没した。その葬儀を光源寺に導師を頼んで執り行っている。ところが、その翌年の天保八年三月、発心寺と遍照寺がやってきて、五十年前、台翁が西光寺に渡した一札を示し、かれこれ申し立てて抗議した。そこで、絶釜は門徒とも相談の上、講頭、住職、新発意、門徒総代連記して、前回と同じような一札を差し出した。

この観翁、並びに観界の葬儀についての、御坊とのいきさつを見ると、当時の触頭と一般末寺との関係の一端が窺われるようである。本山と一般末寺の間にあって、その地方の寺々を統括した触頭の制度は江戸時代の宗門組織の特色であった。

いずれにしても、台翁が二十五歳で八代住職を継いですぐ、御坊に差し出した一札が、五十年後に物を言うところに、先例や格式を重んずる当時の世相を見る思いがするこ

とである。

「先例通り勤めさせて貰いたい」旨の願書を提出したところ、台翁が呼ばれて代官直々に「年始の御礼は午前八時に勤めるよう」言われて東派より先に勤めた。もっとも願書は小比賀新八が差し戻してきた。

こうして、寛政三年の年始は西派が先に勤めたが、八朔の前、「年始の通り先勤させて頂きたい」旨の願書を提出していたにもかかわらず、「東派が先」との申し渡しであった。しかし、当日東派は時間に遅れて来たので、西派二ヶ寺が先に勤めた。

同年十二月、又々前と同じ願書を、今度は御坊大光寺の口上書を添えて出した。更に、大光寺から「西派二ヶ寺は大光寺と同日に勤め、東派二ヶ寺は別日にして貰いたい」旨の願書を提出して許可になった。こうして二年越しの御礼先順争いの騒動に決着がついて、寛政四年から福瑞寺、金徳寺は大光寺と同日の、年始は五日、八朔は二日に勤めることとなった。この年始、八朔の御礼は幕末まで続いた恒例の儀式であった。

## 13、八百屋町一件

台翁の坊守ときは、長崎八百屋町山本なおの娘であった。山本家の当主山本吉兵衛は当村庄屋峯八十郎の兄で、ときの姉の婿として養子にいったものである。そこで、ときに当寺に入寺する時は、吉兵衛や八十郎の親である前の庄屋儀右衛門夫婦が親がわりとなり、その娘分として縁づいてきた。したがって、坊守と吉兵衛、八十郎とは義理の兄妹になるわけである。

さて、寛政十二年（一八〇〇）山本吉兵衛がなくなったあと、八十郎は台翁に、吉兵衛の一子武助の生活資金や借金返済にあてるため、山本家の財産を処分して、なおも高浜に移るようすすめて貰いたいと頼んできた。台翁は「坊守は山本を出て、儀右衛門の娘分としてきている身だし、八十郎と吉兵衛は兄弟の間柄だから、自分で直接すすめたらどうか」と言ったが、どうしても言うので、なおにその旨伝えた。しかし、なおは言を左右してなかなか財産処分に応じなかった。このため、八十郎は台翁夫婦とおが山本家の財産を横領したと称して、吉兵衛に貸した借金の返済を寺に要求してきた。どんなに事情を説明しても八十郎が聞き入れぬため、その年の暮、台翁は代官所に訴状を提出して事の解決を願った。これが八百屋町事件の

## 14、絶筈入寺の次第

八世台翁は文政六年（一八二三）十一月二十五日、六十二歳で没した。その子観界が九世住職を継いだ。観界には子供がいなかった。体もあまり丈夫でなかったようで、従弟の志道（台翁の弟西向の子）が代僧として手伝っていた。天保六年（一八三五）十二月、観界は病身で法務を勤められぬので、志道を後見とした。そして、妹りえの婿として、讃岐観音寺浦坂本村仏証寺実言の次男絶筈を養子に迎えて、後継住職とした。りえは一度、長崎に縁付いて一子（淵静）をもうけたが、主人と別れ、子を連れて寺に帰っていた。

遠い四国の讃岐の寺から、どういう縁で絶筈が当寺に入寺したのか、詳しいことは分からないが、仏証寺と長崎との縁は、すでに数代前に結ばれていた。長崎光源寺史によると、同寺の第三世住職覚雲は当時対馬領であった肥前田代の西方寺から養子として入寺し、天和三年（一六八三）住職となった。その後、元禄四年（一六九一）覚雲没したあと、覚雲第一源が光源寺第四世を継いで住職となった。ところが、一源は二年後の元禄六年、光源寺を辞し、讃岐観音寺村仏証寺の住職となったと「光源寺史」に記されている。絶筈が当寺に入寺する百四十年程前に、光源寺と仏

発端である。

代官所も話し合い解決のため、いろいろ手は打ってくれたようだが、八十郎の気持ちは少しも変わらず、寺参りや仏事の差し止めや寺の法要の妨害など、その行為はひどくなっていた。そこで、寛政十三年二月、再び訴状提出。また、大光寺始め組内五ヶ寺も奉行所に訴状を提出した。さらに、八十郎とその輩下の村役たちのやりかたに堪えかねた百姓たちも、文化二年（一八〇五）七月、四郎左衛門外二十九名連名で代官所に八十郎及びその輩下の行状を詳記した訴状を提出、八月にも百姓三十四名が代官所に出向き、同様訴状をだした。

こうして、寺も一時は浮沈の淵に立たされ、村民もまた、八十郎の横暴に苦しんだが、ついに文化七年（一八一〇）六月十八日八十郎は重追放となり、十年に及ぶこの事件の解決を見るのである。「八百屋町一件」「百姓たちの訴状綴り」に事件の詳細が残っているが、略記した。台翁、四十歳から五十歳にかけてのことである。

証寺とは縁があったわけである。光源寺と当寺は触頭が同じ大光寺であり、高浜村は慶安元年（一六四八）から延宝四年（一六七六）までと、明和五年（一七六八）から幕末まで長崎代官支配地であったこともあり、当寺と古賀村福瑞寺は江戸時代を通じて長崎市内の寺院と同組内であった。したがって、光源寺を通して絶筈入寺の縁が結ばれたのではないだろうか。

なお、絶筈の出生の寺仏証寺は現在の香川県観音寺市坂本町にあり、昔は本派であったが、現在は興正寺派である。そして、同寺の記録に「実言の息、光教 肥前長崎金徳寺嗣住 嘉永三庚戌年七月四日卒」とある由。光教が絶筈と改名したものであろう。又、同寺第七世素幽は「肥前田代邑西方寺祐玄の男、得度後、長崎光源寺に住す、その後請われて当寺の住職」となったとある由。この素幽が光源寺第四代の一源であろう。

右は仏証寺現住合田雅昌師より御教示いただいた。同師は第十八代目の由である。

## 15、絶筌養子のいきさつ

八世観界は天保六年（一八三五）十二月十七日、讃岐仏証寺住職実言あて「同寺次男絶筌を当寺養子として貰うけたい」旨の懇請状を出した。翌年一月六日、右の書状を受けとった実言は三月十日付けで、承諾の返事とともに絶筌の引越し手形を送ってきた。早速、養子願いに、引越し往来手形と実言の手紙の写しを添えて代官所に提出して、六月二日許可になった。

こうして、絶筌が正式に養子となったのは天保七年（一八三六）六月であるが、実際はそれ以前に当寺に来ていたものと思われる。何故ならば、当寺過去帳に「天保七年五月十一日 十世絶筌娘八重 生涯百二十日」とある。百二十日といえば生後四ヶ月であるから、八重は同年一月生まれである。とすれば、絶筌とりえの結婚は、遅くとも天保六年三月以前ということになるわけである。

さて、養子願いが済んだので、絶筌の住職願いを光源寺隠居に頼んで代官所に出したところ、大光寺の異議で受付けられなかった。その頃、御用僧西入寺巡回の件で、当寺と福瑞寺が御坊の心証を悪くしていたためである。（西入寺一件については別記）

そこで、翌天保八年（一八三七）正月に、門徒から代官

## 16、御用僧西入寺一件

天保七年五月三日、御用僧西入寺御坊到着。書状がきたので、御坊へ参上した。御法儀引き立てのため各寺巡回するのでお受けするようにとのお達しであった。十一日帰って門徒に相談したところ、農繁期中なので延期して貰いたいとのことなので、光源寺隠居を通してその旨を願い出た。ところが、五月三十日発心寺がきて「農繁期も済んだので、お受けするよう」申し入れてきた。門徒に話したところ、農繁期は済んだが、波止場普請の公役があり、まだお受けできかねるとのことであった。その旨発心寺に伝えたところ、「御巡回もお上の御用であるのに、そんなことを言うのは、貴僧の平素の教化不行き届きである」と怒った。やむなくお請け書はさし出したが、光源寺隠居に頼んで、再度延期を願い出た。

古賀村福瑞寺も当村と同様の事情で、光源寺を通して延期を願ったところ、御用僧がひどく怒って「大事な御用を他の寺に頼むなど、筋違いも甚だしい。御本廟整べつての心があるから、そのような不崇敬なことをするのはないか」と言ったという。驚いた住職は病をおして御坊に趣き、光源寺が中に入って再度延期を願い、一応は聞き届けられたところが、その後遍照寺が御用僧の内々の使いだと言っ

所に願い出たところ「大光寺から、絶筌については本山表にお伺いする件があるので住職仰せ付けられぬようにとの申し入れがまっている」とのことであった。そこで、絶筌は門徒一人を連れて京都にのぼり、本山に直接住職願いを出したところ何の異議もなく許可になった。帰国して同年五月、本山で免許のあったことを付記して住職願いを記し、福瑞寺に頼んで出した。又、門徒中からも別の願書を庄屋に通して出した。五月十五日朝、代官所の手代が大光寺、発心寺を呼んで事情を話すと、兩人とも「本山の免許がある以上は」と異議を取り下げ、その日の午前十時、住職の申し渡しがあった。

こうして、絶筌は正式に当寺第十世住職を継いだ。前年の天保七年十二月十六日に絶筌の坊守りえが没し、つづいて十九日に九世観界が没した。そのあと、約半年間、絶筌の住職承認が遅れたのは、観界の葬儀に御坊に導師を頼まなかったことや、御用僧巡回を断ったことなどで、御坊の異議があったためである。

来て「是非早急にお受けするよう。もし反対するものがあったら、庄屋であろうが自分が説破してやる」と強く申し入れてきた。しかし、この年は全国的な大飢饉（天保の大飢饉）で、高浜や古賀もその例外ではなく、とても御用僧の巡回を受けられるような余裕はなかった。困った福瑞寺住職は庄屋と相談して、庄屋や門徒総代連名で代官所に村内の実情を訴えて「御用僧巡回を延期するよう、代官所で取り計らって貰いたい」旨、願い出た。このため、当寺と福瑞寺はこの年の御用僧巡回は受けなくて済んだ。

その後、八月二十四日、呼び出しがあった福瑞寺とともに参坊したところ、本山の使者と西入寺同席で「先般、西入寺差し向けの折り、光源寺隠居諦順並びに道英、不都合の行為があったとの申し出があったので、諦順を至急本山に同道する」旨告げられた。当寺や福瑞寺のため骨折ったため、本山に呼び出される羽目になったことゆえ、その旅費は二ヶ寺で出した。

## 17、触頭について

江戸時代を通して、長崎市内の観善寺、西勝寺、深崇寺、光源寺と、高浜村金徳寺、古賀村福瑞寺の六ヶ寺の触頭は大光寺であった。この触頭の制度について当時の記録を見てもみよう。

江戸以前から地方によってはあったこの制度は、江戸時代に次第に整い、中期ごろは定着した。本願寺の「故実公儀書上」（文化年間のもの）に「録所、触頭の事」という項がある。その説明を意識して示せば次の通りである。

「諸国に末寺は多数なので、その国々に録所、触頭を置いて諸事の取り締りを申し付けることで、その国々の寺を支配し、公儀の御触れや、その他本山の寺法等を支配の寺々に触れ、支配下の寺々から本山への願書等には、本山への添書を付ける。又、支配下のものにふらちな行為があった場合は、ときによっては本山に伺って処置することもあるが、大概は本山に届けずにただして、軽重の別なく処罰等申し付け、あとで本山に届ける」。

ここに、録書と触頭とあるが、「録書は重く、触頭は軽し」とあるから、録書の方が上だったが、役割は同じであった。そして寛政元年（一七八九）本山から幕府に届けた「録書、触頭」の名簿の中に「一、肥前国 触頭 佐賀

## 18、御用僧の御下向

江戸時代には、本山と末寺の間に触頭の寺があって、その寺を通して、本山からの達し等の伝達、末寺からの願書等の取り次ぎなどが行われたことは前述の通りである。本山の達し等は文書によることもあったが、年に一度か二度、本山から御用僧（御使者）が触頭の寺に下向し、管内の寺々の住職を集めて、その席で行うのが慣例であった。当寺十一世淵静の記した「御本山諸事記」には、天保七年（一八三六）から慶応四年（一八六八）に至るまでの三十二年に、本山から来た御用僧、御使者等の寺名、氏名、達しの内容、巡回のこと、血誓上京のこと等の記録が残っている。天保六年以前の記録はないが、大体同じようなことであったと思われる。御用僧来崎の時の様子を知らため、天保十二年（一八四一）十一月の記録を記してみよう。（十世絶釜の代）

「十一月二十六日、大光寺より飛脚来る。御本山の御使者石田小右衛門殿、御用僧法倫寺殿、去る二十三日御到着につき、来る二十九日出向くように」とのこと。尚、別便で遍照寺（御坊役僧）より「市内寺院は二十九日より巡回するが、貴寺は遠方ゆえ、出拝聴をお願いしているので、門徒総代多数連れて参るよう」との内々の連絡あり。二十九日、講頭七人と各組から二人づつを連れて出崎、参坊

願正寺 長崎 掛所 留守居 大光寺」とある。佐賀領一円の寺々を支配した願正寺に比べると、長崎代官所管内の六ヶ寺の触頭大光寺の所属の寺数は少なかったが、その役割は同じであった。

本山からの御用僧、御使者が年に一、二度大光寺に来て、管内の寺々の住職を集めて、本山の達しや御用向きを伝達し、又各種の上納金を受納して帰った。時には、御法儀引き立てや御書披露等のため、御用僧が管内各寺を巡回することもあった。それらの手配やお世話は触頭の役目であった。その他、御公儀からの達しの伝達、末寺から本山への願書の取り次ぎ、管内寺々の取り締まり等、触頭の役割と権限は大きかった。

当寺の記録にも、住職の葬儀の際、御坊に相談しなかつたため咎められたこと（七世観翁、九世観界葬儀一件）、御用僧巡回を断つて御坊の怒りをつかしたこと（西入寺一件）などが記されている。

したところ、光源寺に巡回中のため、同寺で御使者と会う。三十日昼、夜観善寺で聴聞。十二月一日、皆を帰し、住職と講頭一人残つて聴聞。市内寺院巡回の後、大光寺で二晩演達あり。四日、御使者並びに御用僧あて請書提出。

この度の御一行は、御使者と御使者付きの侍三人、家来四人、御用僧と御用僧付きの伴僧一人、家来一人の総勢十一人であった。それぞれに御礼、心付けを差し出す。

万事済まして四日帰寺。十九日、講頭から門徒一戸より一人づつ集めて御用の趣きを伝えた。この度の経費は、一戸あて割り当てで八十文づつであった。」

この時は、御使者と御用僧が一緒に来たので、多数であったが、普通は御用僧、又は御使者だけなので、一行三、四人か、多くて四、五人であった。又、門徒を連れて参ることもあるし、住職だけのこともあったわけである。



## 19、絶筌血誓のため上京

十世絶筌が正式に住職に就任したのは、天保八年（一八三七）五月のことである。この年、將軍家は家齋から家慶に代わった。このため、御代替わりの血誓に上山するよう本山より達しがあつた。そこで、絶筌は八月二十六日、三森の平次郎を伴として連れて出発した。両人の諸経費は門徒中から出した。上京してからの日程は次の通りである。

十月十四日午前十時、血誓係り役所に「一、肥前国高浜村 金徳寺 絶筌 宿泊 大島屋幸七」と書面で着京届けを提出。同日総会所から呼び出しがあり、教戒係りの相国寺、長久寺兩人より、血誓三ヶ条の趣意の演達があつた。十八日朝、演達が終わり、演達に対する請書を差し出した。請書には「宗意安心の一途、誓詞各条の心得、自己のありかたに至るまで、御教諭有り難く拝承。今後、御正意を守り、自行化他に努める。帰国後は会合を開いて御法儀相続し、御本山お取りもちに努力する」旨を記す。

二十三日、血誓役所から呼び出しがあつた。朝、役所に行き、そこで書面を記して差し出した。その内容は次の通りである。

### 「一 札の事

一、御本山御代々の御厚恩、浅からず存じております。御公儀を軽んじてならぬ旨、この度御本寺より仰せだされ、尤も至極に存じます。この趣を門徒中まで堅く守るよう申し付けます。

一、御公儀に対し不儀の輩があつて、どのように頼まれましても、門徒の親しい者であっても、その仲間になることはいたしません。その由を御本寺に申し上げます。

一、何事によらず、御本寺の御達しや法式は堅く守り、寺役を怠りなく、門徒教化を粗略なく勤めます。

右の条目に違反しましたならば、忽ち如来の本願に漏れ、別して祖師の冥罰を蒙り、永く地獄に墜つべき者であります。

天保八年十月

肥前国彼杵群高浜村 金徳寺 絶筌 自印 血印

右の書面を本山御役人衆中あて記して下間へ持参し、下間の割り印を貰い寅の間に差し出した。浪の間に控え、やがて対面所の縁がわで、本山の御家老や諸役人の目前で血印をして、血誓の諸行事が相済みとなった。絶筌、二十八歳であつた。

## 20、御用僧御巡回

御用僧が御坊に来ると、住職だけ御坊に参つて御用向き承つて済むこともあり、又、出拝聴といって門徒を連れて参ることもあつた。しかし、時には御巡回といって、御用僧が御用向きの伝達や御法儀引き立てのため、各寺を巡回して何日かの法座を開くこともあつた。長崎市内から離れて不便な当地などは、御巡回を受けるのはなかなか大変だつたようである。

天保九年（一八三八）十月十九日、御坊より「御用僧泉光寺殿が到着したので、参坊するように」との飛脚がきたので、二十日参坊した。その席で御用僧御巡回を受けるよう達しがあつたので、帰つてから二十五日、門徒寄りをして受けることになり、二十七日講頭を連れて出崎して、御巡回をお受けすることを約束した。

翌月二十四日、御用僧の迎え船に伴僧、講頭、人足七人をつけて長崎に遣わした。翌二十五日、おいでの折りは、船中では茶菓子のみ差し上げる。浜まで住職と講頭七人が出迎える。野の口、徳右衛門方で休息。そこでもお茶菓子を出す。途中まで女人講が出迎える。寺に着いて夕食を差し上げる。夕食の品は、吸い物三つ、茶碗、つぼ、どんぶり五つ、ふた物一つ、本膳。

二十五日晚から、二十九日晚まで、昼座と晩座の法座であつた。食事は平汁など適当に見つくり出して出した。

三十日、お帰りの時は、お着きの時と同様の御馳走を出す。講頭七人が住職と共に浜まで見送る。住職と講頭一人が長崎までお伴する。船中では弁当、酒、魚を用意して差し上げる。長崎に着いて大光寺まで送り、宿に下がる。

この度の巡回の人数は、御用僧、侍一人、御坊より正光寺、下部一人の都合四人であつた。

十二月一日、左記の通り御札を差し上げる。

一、金百五十疋 御直命御冥加

一、金三百疋 御用僧御札 この内、二朱と一朱は寺より出した。これは住職の気持ちである。

一、金二朱 大光寺へ 一、金二朱 侍へ 一、二百文 下部へ

右の通り済ませて帰村した。

絶筌、二十九歳の時。

## 21、僧侶、寺族の心得

天保十五年（一八四四）九月、本山より御家老の島田、並びに御用僧光伝寺等、総勢十八人が御坊に到着した。外に平戸光明寺も教戒のため来坊した。そこで、同月十二日参坊。二日間にわたって宗意安心や僧俗の日暮らしの心得等について説諭があった。請書は六ヶ寺住職連印で差し出したが、その内容を見ると当時の宗門の様子が窺われて興味深い。その要点を記してみよう。

### 「御請書

一、安心獲得は自身往生の一大事ゆえ常に研修し、いささかも御定教にたがわぬよう決定のこと。  
一、公儀よりの達しを敬承し、質素儉約を守り、僧俗とも着物等も礼服は別として普段は木綿に決めて贅沢にならぬこと。

一、衣体、席次等は御定法の通りとし、もし乱す者がある時はお互いに注意し、なお改めぬ時は目付役に届け出ることに。

一、法中参集の節はそれぞれ位階に従って分限を守り、謙譲をもって交わり、和合して何事も話し会うべきこと。

一、説法は御定法の通り学林で三年結夏を経ぬ者は停止のことに。

## 22、淵静継職

弘化二年（一八四五）九月、二度目の本堂屋根替えが完成した。文化九年（一八一二）、八世台翁の代、行われた最初の屋根替えから三十三年目である。十世絶釜の代であった。

その翌年の弘化三年五月、絶釜の隠居願いと淵静の住職願いを提出して許可になり、淵静が十一世住職を継いだ。時に絶釜が三十六歳、淵静が二十四歳であった。絶釜が正式に住職であったのは、十年足らずであったが、住職継職前から九世観界を扶けて法務を勤め、隠居後も若い淵静を支えていた。特に「御本山諸事記」や「諸記録」等の文書は、絶釜が住職となった天保七年以降の記録が大部分であり、これらの記録を淵静に伝え、淵静もそれに倣って記録し、これを淵静が嘉永六年（一八五三）整理して改めたものである。絶釜はその後、嘉永三年七月四日、四十四歳で没した。

淵静が継職した弘化三年から四年にかけては、忙しい年だったようである。弘化三年十月、御用僧法倫寺御坊到着。二十四日参坊。御用向きは君様御往生につき御香儀お取り持ちの件。弘化四年二月御使僧到着。十一日参坊。御用向きは来年の蓮如上人三百五十回忌法要の御案内と、在家で

一、男女とも他派との縁談は決してしてはならぬこと。  
一、僧侶の中に不行跡の者がある時は、仲間親戚で誠意をもって意見し、なお聞き入れぬ時は目付役に届けること。

一、些細な遺恨で絶交などせず、御法義の上から話し合い、その一件落着いたら、万事について和合すべきこと。

一、次男、三男、弟子、伴僧で自剃刀の済んでいない者はこの度お願いすること。なお、弟子、伴僧は自剃刀済むまでは法務に連れてゆかぬこと。

一、弟子、伴僧は練り緞子衣、輪袈裟のお願いをするよう。万一困窮でお願いできぬ者は、威儀、墨袈裟のみ着用のこと。

一、旅行の節は帯刀し、衣体は一般に略服を着用しないことと

右の条目を堅く守ることを誓約して、法中が連印して差し出している。

尚、この時は寺中人別改めもあり、次の通り報告している。

「人別帳」肥前国彼許群高木作右衛門支配

高浜村金徳寺 印

現住職 絶釜 三十四歳、坊守 しゅう 三十三歳

長男 淵静 二十二歳、弟子 志道 五十四歳

の法談が御公儀より許可になった旨のお触れであった。三月、御坊より各寺人別帳提出の依頼状が届き、早速書面を大光寺に持たせやる。同じく三月、御用僧法倫寺到着。二十二日参坊して出拝聴をお願いして、二十四日門徒を連れて参詣。御用向きは光曜院様御香儀お取り持ちの件。

この年の九月九日、淵静の水子が流産で死亡している。これで見ると、淵静の結婚は弘化三年であったと思われる。坊守は長崎の田辺啓右衛門の娘しづである。九月二十七日夜、寺に盗難があった。金一步と、銀七両余りの小玉など五点が盗まれたため、十月八日代官所に盗難届けを出した。十一月、再び御用僧到着。参坊して御用向きを承る。御用の件は蓮如上人御遠忌のお触れ出しと、新門様太刀馬代御祝儀のことであった。

こうして、淵静は第十一世住職として、絶釜のあとを継いでゆくのである。

## 23、門徒の出入り

高浜村と野母村はともに長崎代官支配であった。そして昔は当寺の門徒が野母村にもあり、また野母村海蔵寺門徒が高浜にもあった。そのため、時として門徒の所屬をめぐって混乱がおこることがあった。

嘉永六年（一八五三）四月、当寺の門徒引合いの節、野母村の当寺門徒久七が、昨年十二月死亡し、海蔵寺で葬儀を行ったことが分かった。そこで早速海蔵寺に申し入れして、久七を海蔵寺に寺送りする代わりに、海蔵寺門徒市平を当寺壇家として入壇することとした。さらに、久七の孫弥太郎は当寺の帳面にのっているので、久七の件多平から、当寺門徒であるという一札を取っておいた。

ところが、翌嘉永七年にも、四月の門徒引合いの節、野母村の当寺門徒であった別頭の峰三郎太が隠居し、海蔵寺門徒の丈太郎が養子になって役目を相続したため、海蔵寺門徒になったということであった。住職淵静は「一家一宗の達しや宗門改めの規則から考えても、養子は養家の宗旨になるのが先例であるのに、養子が養家の宗旨を替えて実家の宗旨になるのはおかしい」と考え、丈太郎の実父啓助に書状をやって「従来通り、当寺壇家に戻らよう」と申し入れておいた。ところが、同年七月頃、三郎太が大柄と聞き、

## 24、血誓上京

淵静は血誓のため二度上京している。安政二年（一八五五）と万延元年（一八六〇）で、いずれも將軍御代替りのためである。

安政二年には、二月二十九日出発、三月二十四日京都着。宿は大島屋幸七。二十五日、到着の届けと人別帳を血誓役所島田宅へ差し出した。

人別には、住持 淵静 三十四歳、同人妻 しつ 三十二歳、同人粹 艶寿 七歳、同人母 しゅう 四十五歳、志道 六十五歳”と記す。

二十七日午前十時、浪の間で御教諭があり、終わってすぐ請書を書き、即日虎の間に差し出して宿へ帰った。四月二日血誓の通知があった。そこで会表会所で証文を貰い、島田の一行割り印を受け、正午に虎の間に持参した。衣、輪袈裟で浪の間に控え、御対面所鞘の間において諸役人の目前で血誓を済ました。血誓証文は会表所で書いてくれた。

翌日、御門跡様へ御礼。その時の服装は五條袈裟であった。

尚、淵静はこの血誓上京の節、飛檐昇進を願い出た。御定法の御礼金を一度に納めることができないので、その内、十五両を本山より拝借する願い書を、深崇寺、青雲寺二ヶ

念のため海蔵寺に「同人死去の場合、海蔵寺で葬儀を行わぬよう」手紙をおくった。その後、三郎太は死亡したが、元方の話では「この度の門徒替えは自分らの意向でしたことではなく庄屋の一存でしたことで、まだ海蔵寺にもとどけていない」とのことであった。しかし、当寺としては異議を申し立てた手前もあり、こちらで葬儀するのも誤解をまねくと思ひ、とりあえず寺送り一札を海蔵寺へやって、同寺で葬儀を済ました。しかし、後日のため丈太郎から「先祖代々の貴寺の門徒であり、今後もし決して壇家を離れるようなことはしない」旨の誓約書を立ち会い人を立てて一札取っておいた。

野母村と高浜村とに、当寺と海蔵寺の門徒が混在していたため、このような門徒の所屬をめぐるトラブルが時には起こったものと思われる。

寺の添え状を付けて出し許可になり、飛檐御免となった。

万延元年にも將軍御代替りのため、血誓がいつてきて、上京した。この年は三月三日出発、同二十八日京都着。

翌日、御用番、三季役所、絵表役所へ到着届けを出す。宿は広島屋宇八。学林で読席し、三季役所に本年度までの上納を済まし、学林と三季役所の印鑑を貰って絵表役所に届け出る。同役所に御婚儀御祝儀等一両三朱を納める。また、御用番に人別帳を提出。

人別には、住持 淵静 三十九歳、同人妻 しつ 三十七歳、新発意 賞翁 十二歳、次男 嗣丸 二歳、淵静母 しゅう 五十歳”と記す。

閏三月一日御教諭の通知があり、御教諭を拜聴して請書を認め虎の間に差し出す。同四日、血誓御用の連絡があった。会表役所で証文を貰い、これを御用番大進方へ持参して割り印を受け、午前十時御対面所脇の間において血誓。そのあと、御用番役所に相済みの旨届ける。

御門跡様への御礼が済んだあとで、御遠忌御手伝いの相談があったので、改めて三両三百七十二文をおさめる。

御用番下間へ下向の届けをして、出京は十八日であった。

## 25、兼実公御遠忌

九条兼実は法然上人の外護者として有名である。また、親鸞聖人が法然上人のお弟子として吉水の禅房におられた頃、肉食妻帯の根本として兼実の末娘玉日姫と結婚されたという伝説も昔からよく知られている。その九条兼実の六百五十回忌にあたり、安政四年（一八五七）三月、九条家の使者が御坊に到着した。御坊よりの飛脚がきたので十日制心が参坊。十七日、住職淵静が出崎したところ、御坊において五昼夜にわたり御使者の演達があった。その趣旨は「兼実公は深く浄土門に帰依なされ、念仏往生に僧俗の差別なき証として自分の末娘玉日姫の婿にお弟子の一人を決めていただきたいと法然上人にお願ひし、上人の命で善信房（親鸞聖人）の妻となった。また、両上人御配流の折りは、兼実公の遺命もあって、ついに御赦免の宣旨が下った。このように兼実公は浄土真宗と格別深い御因縁がある。この度、公の六百五十回忌に当たり、追福報恩の為御蔵書の三部経を施行になるので、有縁の寺院はお受けされるよう。また、法中も法要に参詣焼香なされるよう」とのことであった。

## 26、恩成房巡回

安政五年（一八五八）五月五日、御用僧恩成房到着の飛脚がきたので七日参坊。九日門徒寄りしてお受けを決め、二十日出崎して約束して帰る。

六月六日、講頭一人、二十八日講一人、公役十二人を乗せて屋形船一槽、平船一槽を迎え船として長崎まで遣す。七日来村の折りは、船中ではお茶、お菓子を出し、野々越着岸の後、庄屋嘉右衛門方で休憩。やがて、供揃いを整えて出発。行列は次の通り。

“ 講中二人 傘持ち一人 従士一人 役僧一人 講中一人 御書様 御書引き一人  
講中二人 傘持ち一人 従士二人 役僧一人 講中一人 侍一人 長柄一人 雨掛一人  
御供 打物一人 乗物四人 総講中  
一侍一人 一跡箱一人 一合羽籠一人”

当寺到着して、茶菓子、入浴の後、酒宴。吸い物三つ、取り魚等五品の本膳を出す。当日晚法座。八日朝茶付け。昼は二品で昼食後、御書の御披露。その後で夕食。吸い物一つに魚三品。九日も同様。十日朝本膳の外に酒、魚を出す。帰りの行列は着いた時と同じ。

送り船は二槽。住職と講頭一人長崎までお供し、その外は

家よりあった。兼実公については宗門としても趣旨は了承しているところである。この度、御経を持参して御使者を御地に差し向ける由なので、有志の方々は頂戴されるように。但し、これは押し付けがましいことではないので、承知するよう」との達しであった。そこで当寺も三部経並びに掛け札、御葩、外に九条殿御役所御印鑑二枚を頂戴した。これについての御礼金は左の通りである。

一、金五百疋 三部経御冥加、  
一、金一朱 御葩御冥加  
一、金五十疋 御尊牌御焼香御冥加  
一、金三百疋 総人数への御菓子料  
(尚、この時頂戴した三部経と掛け札は当寺に現存する。)

野々口まで見送る。船中では酒、魚、弁当を用意する。同日午後二時、御坊に着いた。

長崎での御礼は次の通りである。

一、金二百疋 御書冥加、  
一、金二百疋 御使僧御法礼  
一、金二朱 侍二人へ、  
一、二百文 家来一人へ  
一、金一朱 御坊役僧へ

この外に別冥加として、しめて一両二分二朱。別法礼が、しめて二分三朱と二百二十四文。この別冥加、別法礼は当寺では始めてのことである。又、別に饒別金二朱、白砂糖二斤を差し上げる。これは土産があったので、その返礼の気持ちである。御用僧の恩成房は淵静と兄弟弟子なので、先例とは別に、格別にしたものである。

この度の巡回の総経費は五十六貫六百文で、その内、米三俵、酒一丁余り、炭二俵、公役三十二人等の雑用であった。

その後も、文久二年六月、元治元年三月、元治二年（慶応元年）四月、慶応四年四月と、淵静の代には四回御用僧巡回を受けている。

## 27、一家一宗のお触れ

嘉永七年（一八五四）九月に代官所から「一家一宗のお触れ」が通達された。当時の宗教政策の一端が窺われるので、その全文を記してみよう。

「市中、郷中とも宗旨は原則として一家一宗に限ること、当地は外国貿易の土地なので、キリシタン宗門改め方は格別に嚴重であるから、寺院は勿論、檀家においてもなおざりにしてはならぬのに、なかには心得違いの者もあるやに聞くがけしからぬことである。そこでその心得について左のとおり通達する。

一、宗門は一家一宗に限り、養子は養父、妻は夫の宗旨であるべきである。もっとも使用人は男女とも生家の宗旨たるべきこと。

一、生まれた子供は何人いても、親と同居の間はその親の宗旨たるべきこと。ただし、婿養子又は嫁などの実家が断絶したので、生まれた子供のうちで実家の宗旨になりたい旨申し出ても、親と同居の間は別の宗旨になることはできない。もっとも、子供が多く、実家の跡目を立てた時はその家の宗旨になることは勝手次第であること。

一、家内に別の家系の者がいて、家主と同宗でなくても改宗はできないので、その家系代々の宗旨たるべきこと。

## 28、富講事件

文久三年十月、長崎の有田彦助、大石六次郎、松尾市助の三人が来寺。当寺の山門建立のため、富講の開催を持ちかけてきた。熱心に勧めるので、内々に二、三の者に相談すると、開いても構わないのではないかとの意見であった。三人は庄屋、村役にも話をつけてきたので、庄屋と相談の上、総高三十両の講を十月二十六日開いた。次回は十二月十五日総高八十両の講を開くこととし札を売り出しているところに、十二月十二日急ぎの回状がきた。それによると「近年堂社修復などの名目をつけて富くじに紛らわしいことを開催しているように聞くが、このようなことのないよう。もし違反したら厳しく処分する」旨の奉行所の達しを代官所から触れてきたものであった。早速庄屋と相談し次回を取り止めとすることとし、札代を預かった分は十四日返すことに決めた。ところが十三日、寺と村方の両方の名宛で「十五日午前八時代官所に出頭するよう」にとの書状がきた。そこで代僧の法梁を夜道して出崎させた。庄屋も同じく出崎したが、講の詳しい内容など聞かれて困っている。住職が至急出てくるよう急飛脚がきた。そこで滞りも十五日出崎。十六日午前請書を持って役所に出頭してありてい述べたところ長崎関係の世話人の名前をいうよ

一、子供が分家、分地しても親の宗旨たるべきこと。もし、由緒ある他の宗門になりたい場合、親の菩提寺の方に異議がなくても改宗はできない。もっとも、中絶している家の跡目を取った場合は、その家の宗旨になることは勝手次第のこと。

一、婿養子、嫁などが離縁して実家に帰ったならば、実家の宗旨になるべきこと。

右の趣旨をよく心得て、寺院並びに支配所の役人たちは勿論、郷中の小役の者にいたるまでもれなく知らせ、心得違いないよう申しつけらるべきこと。

嘉永七年九月

右の通り仰せ渡された件、その趣旨を心得て別紙で請け印帳を差し出すように。この回状は順次回して、最後の所から返すように。

以上

嘉永七年九月十日

御代官御役所

うにとのこと。迷惑かけてはと思い一応はにりましたが、是非とも言うようにとのことなので、言おうとしたら口頭ではなく書面にして出すようにとのこと。庄屋も同様のことだったので、役所を退出して、手代の塚田に書く内容などについて問い合わせ、十七日提出した。庄屋からも同様の書状を差し出し預かりとなった。しばらく差し控えているようにとのことで、五、六日滞在していたところ、二十三日夕方呼び出しがあった。役所に出頭したところ「この度の一件、奉行所にお伺いしたところ、本来ならば松尾市助を召し出して奉行所で再度取り調べるところであるが、今回は特別の配慮でこのままで相済ますので、今後このようないやうに」とのお達しであった。請書を二十四日提出したところ、帰ってもよいということで庄屋とともに帰村した。

庄屋にもいろいろ迷惑かけたことなので、諸経費は寺の方から支払った。また、代官所手代の塚田、井原両家にも魚一打つづつ送った。

## 29、梵鐘献納のお触れ

安政二年（一八五五）十月、代官所から回状がきて、梵鐘献納のお触れが出たので請書を出した。そのお触れ書は次の文面であった。「一、諸国の寺院にある梵鐘は、本寺並びに古来の銘器以外は残らず大砲小銃に鑄造すべき旨、叡慮をもって仰せ出された。そもそも梵鐘はその寺々の法器なので、容易なことでは出されるべき品ではないが、近年諸外国が引き続き入港し武備が大切な時節柄、大砲小銃とも急務の品で国防を堅固にしておきたく、格別のお上の叡慮もあって仰せ出された。これらの事情を、寺院は勿論檀家や寄進した人々にいたるまで、厚くご趣意の真意をわきまえ、仏法の用は半鐘、磬木、太鼓などを用い、本寺並びに銘器、及び現在使用している時の鐘以外は一樣に公儀に差し上げるようにしてもらいたい。（以下略）」

右のような達しがあったので、「一応本山にお伺いした上で差し上げる」旨のお請書を出したところ、再度催促があったので、次の通りお請書を出した。

「恐れ乍らお請け申し上げる口上覚え

一、この度、梵鐘の件お達しに相成り、謹んで承りました。それについて、法器のうちでも梵鐘は別して寺の第一の法

## 30、宗門改めについて

安政四年（一八五七）十月、代官所から宗門改めについて達しがあった。その要点は次のようなことであった。

一、近年、外国船の往来が多くなり、外国人との接触の機会も増えるので、異教にまどわされる者のないよう気をつけること。

一、仏門の者は平素から、心得違いする者のないよう人々をよく教諭し、いやしくも異教に走る者のないよう務めること。

右のような達しに対し、管内の諸寺は連印で奉行所に「従来の宗門改めの方法を改正して貰いたい」旨の願書を出した。その願いの内容は次のようなことであった。

一、当地御領内では従来の慣習で宗門改めの際は、係りの役人が人別の写しを一冊の帳面にして一度に押印させ、それで踏み絵の調査を済ませて納めるので、それぞれの寺の檀家の者たちは御定法の趣旨はよく知らない者も多い。また寺と檀家の間も自然と疎略になり教導も行き届きかねる。

一、そこで今後は諸宗一様に、また市中郷中を問わず、他国でやっているように、一家一宗人別の分は寺請けだけにして、それぞれの檀邦寺から提出し、またその家の当

器でございますので、一応本山にお伺いした上で本山からの指示があり次第差し上げます。お上の叡慮の程は恐れ入り、謹んで了承いたしております。そこで差し上げる覚悟ではございますが、前文に申し上げる都合でございますので、それまでご猶予下さるよう書付けをもってお願い申し上げます。

安政二年十二月

京都西本願寺直末 肥前国彼杵群高浜村 金徳寺

右の通り記して名宛はなしで役所に差し出した。

嘉永二年（一八四九）頃から外国船が日本各地の沿岸に出没、幕府はその対策に苦慮した。嘉永六年にはロシア軍艦四隻が長崎に入港し、長崎は大騒動であった。こうした情勢の中で国防上の必要から梵鐘献納の触れが出たものである。ただし、当寺はこの時は出さずに済んだ。

主が証文を請けに来るように決めたならば、その時々に住職から御定法や宗制なども申し聞かせる。そうすれば御定法の趣旨も徹底すると思われる。

一、且つ又、人別からの除檀、あるいは入帳の際、双方の檀邦寺から一札を取り交わすようにしたい。概して今までは死去の時だけ檀邦寺には届けて、その他の出生、宗旨替わり、よそからの入帳などの場合は役所だけで取り扱う慣習になっているが、今後はそれらの場合もその寺に届け、寺と役所と打ち合せの上、人別に間違いのないようにしたい。

右のような願書を出したが、奉行所からは何の沙汰もなかった。しかし、それから十年後の慶応四年、浦上村のかくれたキリシタン信者発覚に慌てた代官所はこの願書のよる方法で宗門改めを行うよう触れをだしている。

### 31、異宗門禁制のお触れ

慶応三年（一八六七）浦上村でかくれキリシタンが発覚し、代官所は九月十四日付けで管内に異宗門禁制のお触れを出した。「浦上村の内では異宗門を信仰していた者どもを取り調べ処分したが、右は重要な国禁であるから、長崎市中郷中の人民は堅く国法を守り、異宗門を信仰してはならない。万一、外国人居留地や教会へ行つたことがわかつたら逮捕して嚴重に処分されるであろう。もし心得違ひの者を見聞したら早速訴え出るように。」

外国教会の僧には今後、日本国民に対しキリストの教えを勧めてはならぬとその筋から通達しているのので、その旨承知して今後決して心得違ひしてはならない。

右の通り市中郷中へもれなく触れ達する。

慶応三年九月十四日

村々寺院中

御代官御役所

さらに翌年九月にも

「このような心得違ひの者が出るのも、正しい教えを理解しないで迷うのであるから、今後いよいよ檀家の教化が行き届くに務めてもらいたい。」

右の趣旨を心得て一回承知の請書を出すように」ととの内容の触れがあった。これに併せて翌十月に次のような達し

### 32、御開山聖人六百回忌

文久元年（一八六一）三月四日から十四日まで、十昼夜にわたって御開山聖人の六百回忌大法要が勧められた。

唱導（説教）は古賀村福瑞寺住職親子が交替で行つた。

手伝いの僧五人、御坊の代僧二昼夜お泊まり、長崎から音楽方四人、稚児十三人。世話方は本村武一郎、泉本教助、泉本庄助、大野、伊右衛門。講頭は金役が清兵衛、以下宿善助、鍛冶や、浅右衛門、野々越、助七、大野、市右衛門、出口、卯助、長野、政右衛門であった。

この大法会を勤修するため、前々年の安政六年から募財が行われ各部落の懇志の総額は三百九十貫四百四十文であった。そして記念事業として本堂内外の大修復が行われたが、その総経費は締めて七百八十貫八十六文で、懇志高と差し引きで三百八十九貫六百四十八文の不足であった。

三月四日から十四日までの法要期間中の懇志は締めて二百六十七貫八百文で、その外、米、切り芋の俵数十俵、野菜、酒、その他ろうそく、幕、のぼりなどの寄進があった。

御齋（おとき）は十日から十四日までの五日間で、御齋についた人数の総計五百四十人で、御齋料は合計百九十貫八百六十文であった。なお、御齋の御馳走については、「村役人、寺院関係は取り魚三、四種をつけ少し丁寧にし、

があった。「宗門改めの件は、定まった法規があつて未々にいたるまで厚く念を入れて行うべき筈のところ、慣習とは言いながら所役人だけで取り扱つては檀家の者も関心が薄くなる。そこで今後は宗門改めの節は檀家の者に所役人が付き添つて檀邦寺に趣き、宗門帳に捺印するようにすべきである。」

右の通り市中に触れたので、郷中は勿論、寺々にもれなく知らせるように」

安政四年に市中郷中の寺々から出した「宗門改めは所役人だけで済まらず、必ず檀邦寺にきて行うようにさせて貰いたい」という願書が、十年後の慶応四年に通つたことになるわけである。しかし、長崎にキリシタン信者がいたことを知つた代官所の狼狽ぶりが、これらの達しやお触れから窺ひ知ることができるようである。

引き物の菓子是一人前百文当とし、一般の参詣者は取り魚なしで本膳のみで、当村恒例の御馳走、酒はお碗のふたで気ままに飲むこととし、引き物の菓子は一人前四十八文であった。

この外に御仏飯袋を村中、野母村に配付し、米、麦、切り芋、干大根、蓄など、二十六貫四百四十二文相当の供物が寄進された。こうして、御開山聖人六百回忌大法要はにぎにぎしく盛大に勤修され、当寺の本堂も内外ともに修復され面目を一新した。五十年に一度の盛儀を勤めて当寺は新たな第一歩を踏み出すのである。

### 33、ホトシキの記

「諸事記」の中に「ホトシキの記」という記事がある。安政六年（一八五八）に記したものである。当時の寺院運営の一端がうかがわれると思われるので、原文をそのまま意識して示すと次の通りである。

「昔から（寺が）農作をしていた頃は、門徒から作時や仕納のときは必要に応じて手伝いがあった由である。中頃、村方庄屋と当山との争い（八百屋町一件）がおこって後、田地を売り払って農作をやめてしまった節、借財を返すため一ヶ年に（門徒）一戸から四十八文づつ貰いうけ加勢があったそうである。しかしやがて（借財も）返済が済んで少しづつ残るようになったので、四十八文づつ貰いうけることも先々代の頃からやめてしまった。そこで当安政五年の春、（門徒に）相談したところ総門徒中から申し出たことは、三十三文づつにしてくれたら永年欠けることなく上納し異議は言わないとのことだったので、後の代はともかく拙僧一代は頼みの通り定めておく。」

この記事の“ホトシキ”という言葉の意味がよくわからないが、内容は寺の護持のため門徒一戸当たり年間三十三文づつ徴収することを決めたものである。それによると、七代住職観翁の頃までは寺には田畑があつて農作業をして

### 34、淵静官位昇進の件

長崎代官支配下の本派寺院七ヶ寺のうち、掛け所（別院）で触頭の大光寺は別格として、その外の六ヶ寺中、当寺のみが官位をもたなかったため、淵静は安政二年（一八五五）自力で飛檐一代の官位を得た。しかし、その後本山の制度改革で四つの一代官位は廃止になり、永代官位は来る辰年（一八六八）までに願いでなければその身一代限りということになった。そこで淵静は慶応元年（一八六五）正月二十日、講頭金役の仁藤次（長野）又五郎（田中）重左衛門（越地）光平（大野）儀三次（古里）忠七（下）甚五右衛門（黒浜）及び門徒総代の此右衛門（黒浜）嘉助（以下宿久米之助（里）勇太郎（大野）助一（長野）伝助（越地）奥一（かじや）熊蔵（古里）福松（南越）の都合十六人に相談したが結論がでなかった。そこで二月一日、四日と再三にわたって会合をかさね、庄屋、村役人、小前の者にまで相談して口々に議論したあげく、淵静も本格的に腰をすえて頼んだ結果ようやく決定した。決まった要点は次の通りである。

募財の目標は金百両。総門徒中より、小前の者まで同様に貰いうける。当慶応元年（一八六五）から来る辰年（一八六八）までの四ヶ年間に徴収する。昇進のため上京する

いて、作時や仕納など必要に応じて門徒が手伝っていた。ところが八代住職台翁のとき、当村九代目の庄屋峯八十郎との間に争いがおこり、その解決に約十年かかった。そのため寺の田畑も売り払って農作もやめてしまったばかりでなく、多額の借財までできた。そこでその借財を返済するため門徒一戸当たり年間四十八文づつ徴収して少しづつ返済していった。やがて返済も済み、少しづつ残るようになったので先々代住職（九代観界）の時、門徒からの徴収金はやめてしまった。そこで淵静は門徒に年間の負担金を相談してところ、三十三文づつにしてくれたら永年欠けずに納めるからとの申し出だったので、そのように取り決めたというのである。

当時の三十三文が今のお金に換算していくくら位になるのかよく分からないが、いずれにしても一ヶ寺を護持してゆくためには門徒の協力なしではどうにもならないことは、昔も今も同じことである。

際は有志の者から別段の寄付もあるであろうから、一応右の通り決め当年八月から貰い始める。一軒につき一貫九百文づつの割り当てで四ヶ年の分納ということを経屋のもとで決定した。

この頃は僧侶の位階は今考える以上に重要な問題だったようである。公私にわたって格式をおもんじた時代だったので、官位昇進にかけた淵静の熱意も分かるような気がする。今も、僧班、寺班といって昔の官位に似た制度があるが、本山関係はともかく、一般末寺では余り気にしていないのが実情である。



一四十九年以前二層五束年迄者昔年亦俗  
 分等傍陀又高庄此流陰は兵(利)同六申年  
 室七段九垣の殿以代官市と年右階と分等傍一  
 能陀又高乳流中は枚高乳中と礼乳と通以之が成  
 分れと次室曆十二年東方上旬分等本村以代  
 官市 能人右幸左の殿以代官市と年右階と分等傍一  
 と分乳流中は枚高乳中と礼乳と通以之が成  
 以之方と自同十つと村方と名事者後同也高本村  
 一我昔年四ツ年一丁年先定叙し通一紙陀又高

- 三、古文書目録、御印書など
- 四、顕如上人御消息
- 五、准如上人御消息

多額口上之覚

一、持僧儀今度京都本山所用事上之覚  
奉旨依之當卯正月追御  
お作付なる度多額口上之覚  
と申子西向下御度申上御  
此方御付なる事多額口上之覚  
卯正月  
御度  
御度

古文書目録 光福山 金徳寺

- 一、「顯如上人御消息」巻物、日付 十月七日、宛名 坊主殿、門徒中へ
- 二、「准如上人御消息」巻物、日付 四月二十七日、宛名 惣門徒衆中
- 三、「金徳寺縁起」 五枚綴じ、日付 維時正徳四年龍集甲午冬十二月十五日、金徳寺第五世釈知翁誌之
- 四、「万驗実録」 十九枚綴じ、寛政四壬子正月下旬改、光福山金徳寺
- 五、「公儀、本山諸控」 十八枚綴じ(十四件) 文化四年極月改、光福山金徳寺
- 六、「八百屋町一件控」 四十五枚綴じ、高浜村金徳寺
- 七、「訴状綴り」二十七枚綴じ、村民より代官所への訴状
- 八、「御公儀 記録」 四十五枚綴じ、天保六甲四月、金徳寺、代官所よりの諸達し
- 九、「永大売渡申証文之事」 美濃紙一枚、一、字城山ノ山地一ヶ所、天保十一子年九月六日、金徳寺殿、立会友助、親類、孫助、売主 孫兵次
- 十、「天保十五辰六月十六日入津阿蘭陀商売船風説書、並本國船使節ニ付仰渡書」三十一枚綴じ、弘化二乙巳歳秋九月日

- (裏) 崎陽何某より借求写終 鋤雲斎夏晝書之
- 十一、「天保十五辰七月二日入津本國和蘭船使節一件見分書付」、二十三枚綴じ、鋤雲斎夏晝書之
- 十二、「肥前守様本國船江御乗船模様書、本國船入津之節船模様書一手揃人数書」、十三枚綴じ、鋤雲斎夏晝写之
- 十三、「御永縁上納心得書」十枚綴じ、宛名 御末寺中、門徒中
- 十四、「東照神君御垂範」、十六枚綴じ、(裏) 嘉永六丑夏写之 淵静記
- (内容)
- 1、「東照神君御垂範」(付、申渡) 十五箇条、慶長十八年年午五月日、諸寺院中江、奉行
- 2、「貞享四年被仰出候寺法十三箇条写」 貞享四年卯十月
- 3、「嚴有院様御代寺社被仰渡候御条目写」、付、仏閣 怠排除可申付事(下知状) 寛文五年七月十一日、大和守、美濃守、豊後守、
- 4、「神道者葬式争論出入後下知書之写」 宝曆十一年十一月十八日、
- 宛名 洞光院、桐岳寺、清光院
- 差出 祝助太夫、大野権右衛門
- 十五、「献金御達写」、寺社奉行より長崎奉行所江

(本文及び別紙二通)

十六、「御年頭之写」、四枚綴じ、

・異教御敵之段 巳十一月

・乍恐以書付奉願候口上覚(宗門御改人別之儀)安政

四年巳十一月、宛名 御奉行所、差出 諸寺連印

十七、「諸記録」、五十二枚綴じ、件数 三十一件(裏)

嘉永六丑年夏改 淵静記

十八、「御本山諸事記」、五十七枚綴じ、件数 三十九件

(裏) 嘉永六丑年夏改 淵静記

十九、「御本山諸事記」、二十二枚綴じ、件数 七件 元

治元年甲子清明

二十、「血誓上京諸入費控」、九枚綴じ、安政二乙卯三月

講頭(金役) 平次郎

二十一、「高祖聖人6百回忌諸修復法会中諸出入精算」、

十八枚綴じ、文久二酉年三月記

当山十一世淵静代

二十二、「信晧院様御法事志、関東御下向御錢別之記」、

四枚綴じ、延亨四年卯二月十六日

二十三、「御請印帳」、十八枚綴じ、(宗門改)

二十四、「短冊五十七枚」、(光尊 一枚、広足 二枚、

一夢四枚外)

御印書など

一、(表) 肥前国彼杵郡高浜村

金徳寺絶釜、門徒中 島田左兵衛権大尉

(本文) 端書無

今度其方剃刀・願之通乃言上候所処則・被成 御免候

間各・難有被存御法儀無・油断被相続・御寺法之通

被相守候儀・肝要之事情也

池永大隅介三省花押

天保八年二月二十二日

肥前国彼杵郡高浜村 金徳寺絶釜 (年令二十七)、

門徒中

二、(表) 御印書 肥前長崎高浜村 金徳寺、門徒中

(本文) 御皆済志

御門跡様江右之通進上遂・披露候処志之段神妙ニ思召

就夫・平生聴聞の如く安心決定之・上には御法義無

油断相続せられ・仏恩報謝之称名被相続可被遂・今度

の報土往生之素懷事肝要之旨被仰出候依而被頭・御印

候者也

巳十一月五日

肥前長崎高浜村 金徳寺、門徒中

三、端書無

今度永代余間・列座被成・御免候間各難有被存・御法

義無油断被相続・御尤候猶以・御寺法之通被相守候儀・  
肝要之御事情也

留島頼母 武元花押

慶応三丁卯年五月二十九日

島田右兵衛少尉正誼花押

下関大蔵門法眼恭花押

下関大進法印仲 花押

肥前国彼杵郡長崎在高浜村 金徳寺 淵静、門徒中

◎頭如上人御消息

近年信長依権  
威爰許へたいし  
度々難題いまに  
其煩やまず候此  
砌門下の輩相励  
寸志者可為仏法興  
隆候諸国錯乱の時  
節如此之儀さだめて  
調かたく覚候へとも  
旨趣を申伸候猶  
様体においてハ上  
野法眼刑部法橋可申候  
穴賢穴賢  
十月七日 頭如花押  
坊主殿  
門徒中へ

◎准如上人御消息

態染筆候御  
開山聖人已来代々之讓状之  
旨弔相統之儀其元於門  
下中何様与令誹謗之由  
沙汰之限候併法義大様之  
あらハれニ候自今以後翻心中  
兎角頭如任被 仰置旨  
開山の尊像を奉守事ニ候間  
後生一大事と被思候者  
可令参詣事肝要候  
各時分柄之儀ニ候へとも不依  
多少奉加の儀頼入斗ニ候  
特に当流之安心の趣ハさらに  
男女老少をもえらバす  
只雑行雑修自力なといふ  
悪き心をすてて一心一向に

◎頭如上人御消息

近年信長権  
威に依って、爰許へたいし、  
度々難題いまに  
其の煩いやまず候。此の  
砌、門下の輩寸志を  
相励むは仏法興  
隆たるべく候。諸国錯乱の時  
節、此の如きの儀さだめて  
調えがたく覚え候へども、旨趣を申し伸べ候。猶、  
様体においては上  
野法眼刑部法橋申すべく候。  
穴賢穴賢  
十月七日 頭如花押  
坊主中  
門徒中へ

◎准如上人御消息(一部)

態染筆の

開山聖人已来代々之讓状之  
旨弔相統之儀其元於門  
下中何様与令誹謗之由  
沙汰之限候併法義大様之  
あらハれニ候自今以後翻心中  
兎角頭如任被 仰置旨  
開山の尊像を奉守事ニ候間  
後生一大事と被思候者  
可令参詣事肝要候  
各時分柄之儀ニ候へとも不依  
多少奉加の儀頼入斗ニ候  
特に当流之安心の趣ハさらに  
男女老少をもえらバす  
只雑行雑修自力なといふ  
悪き心をすてて一心一向に

阿弥陀仏後生たすけ

給へと頼申せば弥陀如来ハ

ふかくよろこびてやがて

光明のうちにおさめをかるるに

よりて往生ハ治定なりと

心得られ候て命のあらん

かぎりハ仏恩の広大なる

ほどをよろこび報謝の

ためにハ念仏を申され候へと

此旨細々に談合せられ無

油断励まれ候ハんずる事

専一候也 穴賢

四月二十七日

准如花押

門徒衆中へ

# 六、金徳寺縁起

丁令系清平行あり

各時々梅成下りて

多のまのたけ合計

約二南浦安心の熱に

男女老幼も色えり

只難の難候日あり

無心成せり一白

阿弥仏念ふ事

法下轉せり縁起

金徳寺縁起

◎ 「金徳寺縁起」について

当寺の開基のいきさつについては、第五世住職知翁の筆に成る「金徳寺縁起」に詳しい。この「金徳寺縁起」と題された冊子は、縦36センチ、横24センチの和紙五枚綴りで、原文は漢文で記されている。正徳四年（1714）十二月十五日と日付が記されているので、知翁四十歳のとき書いたものと思われる。この高浜の地に始めて念仏の教えが伝えられたいきさつから、当寺のおこり、そして当初は善行寺と称していたのが、何故金徳寺となったかという経緯などが詳しく記されている。風格のある文字と、格調高い文章に知翁の人柄と深い学識が偲ばれることである。

ここに、「金徳寺縁起」の書き下し文と現代語訳とを記してみた。当寺の開基の頃を偲び、併せてこの縁起を書き残した知翁の志に思いをいたし、この土地における四百年という長い念仏の教えの伝統を振り返ってみたいものである。

◇ 肥前国彼杵郡高浜邑

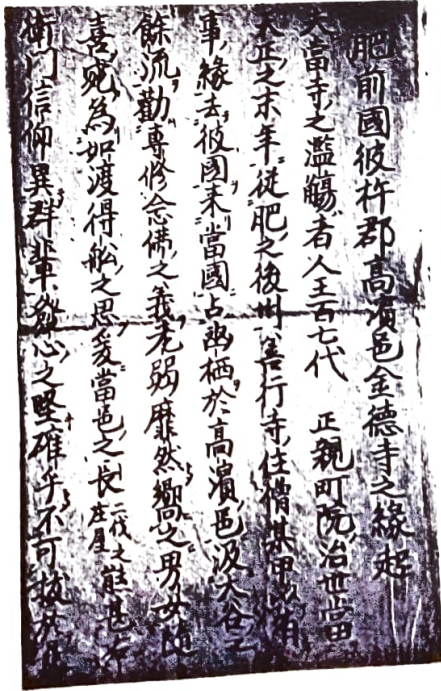
金徳寺の縁起

（本文は漢文。読み下し文を記す）

夫れ当山の濫觴は人王百七代、正親町院の治世、天正の末年に当たって、肥の後州より善行寺の住僧某甲、事の縁有るを以て彼の国を去って当国に來たり、幽栖を高浜の邑に占む。大谷の余流を汲み、専修念仏の義を勤む。老若靡然として之に向い男女随喜して宛も、如渡得船（渡しに船を得たるが如し）の思いを為したり。茲に当邑の長、二代の庄屋 熊甚右衛門、信仰群輩と異にして、発心の堅きこと確乎として抜くべからず。是に於いて俗塵を厭い勤役を辞め、出家入道して名を祐正と改む。則ち善行寺と号す。此の祐正に八子あり。嫡男出家して名を祐閑と号す。次子出家して祐意と名づく。余の者は家系を継げり。

祐閑、祐正の寺跡を継ぎ善行寺第二世となる。然るに後、善行寺を改めて金徳寺と称することは何ぞや。謂く、後に祐正寺院を退くに及んで、第二子祐意を携えて兎姿の地を長崎築町に得て、新たに一字を建立し、旧を慕い亦善行寺と号す。博多屋の一類門葉に属せり。故に今濡須の袈裟、予が寺の汁物たるは則ち彼の家より祐意に施す所の具なり。祐意事に幹たるに臨んで、家僕国禁を背き、罪科に処する

「金徳寺縁起」の一頁目



肥前国彼杵郡高浜邑金徳寺之縁起

夫当寺之濫觴者人王百七代 正親町院治世当天正之末年 從肥之後州善行寺住僧某甲以有事緣去彼国來当国占幽栖於高浜邑 汲大谷之余流勤專修念仏之義 老若靡然嚮之 男女随喜宛為如渡得船之思 爰当邑之長二代之庄屋熊甚右衛門信仰異群輩發心之堅確乎不可拔 於是

に遭いぬ。咎を主人祐意に帰して崎陽を擯出せらる。次いで亦寺院も廢類す。且、余波郷邑の善行寺に及んで、寺院の号を称すること能わざること茲に年あり。茲によつて、二世祐閑慨然として寺院の号なきを嘆いて、寛永の末年より再び本山に達し、新たに寺院の号を拜せんと欲す。故に助力を四方の壇越に募るに、門葉翕然として之に応ず。終に万治元年戊戌九月七日良如大僧正の免許を蒙つて金徳寺と稱す。是、善行寺を改めて今、金徳寺と稱する所以也。祐閑の願望、是に於いて素懷を達せり。第三世祐閑に至つて、延宝六年歲次戊午 三月五日 良如大僧正の御影を安置し奉る。同貞亨元年歲次甲子十月三日、亦高僧太子の御影を安ず。第四世知円に至つて、祖師の御真影を拜置し奉る。予、不肖なりと云えども五世を嗣げり。官職無きことを恨むと云えども、奈何せん、錢財に乏しきことを。故に亦、門葉の助力を頼んで、宝永三年歲次丙戌八月二十九日、絹袈裟の免許を蒙る。予の素意も亦達す。伏して願わくば、仏慈哀愍して我を覆護し、法種を増長せしめたまえ。自他信行を具して無上菩提を証せん。後に予に嗣いで寺院に住する僧侶、仏祖の深恩を忘れて、誤つて本廟に背くことなかれ。是を遺戒と為すのみ。

予、文筆に拙しと云えども、後葉の為に聊か寺院の廃興を誌す。看ん者、志の分を鑿みよ。  
維れ時、正徳四年龍集 甲午冬十二月十五日

金徳寺第五世釈知翁敬つて之を誌す。

(現代語訳)

### ◇ 肥前国彼杵郡高浜村 金徳寺のおこり

そもそもこの寺の由来は、第一百七代正親町天皇の御代、天正の末頃、肥後の国から善行寺の僧侶某が、ある縁があったてその国を去つてこの肥前の国にきて、当村に住まいを定めた。この人が浄土真宗の流れを汲み、お念仏の教えを勧めた。村人は老いも若きもこれに帰依し、男も女もたいへん喜んであたかも渡しに船をえた思いであった。

ここに、この村の長であった二代目の庄屋熊甚右衛門はその信仰は他の人々と異なつて、仏道を求める心の堅いこと、まことに確固たるものがあつた。とうとう世俗の仕事をいとい勤めを辞め、出家して僧侶となり名を祐正と改めた。そしてその寺を善行寺と号した。この祐正には八人の子供がいた。長男は出家して名を祐閑と号した。次男も同じく出家して祐意と名のつた。外の者はその家の職を継いだ。祐閑は祐正の寺を継いで善行寺二世となつた。とこ

の御影を安置申し上げた。同じく貞亨元年十月三日、七高僧、聖徳太子の御影を安置した。

第四世知円の代になつて、御開山聖人の御真影を拜置申し上げた。

自分はふつつかではあるが、第五世の住職を継いだ。なんの官職もないことを残念に思つていたが、それを得るお金がないのでどうにもならなかつた。そこで又、門信徒の助力を頼んで、宝永三年八月二十九日、絹袈裟の免許を頂いた。自分の思いも又達することができた。

心から願うことは、み仏の慈悲の御あわれみによつて私達を譲り、仏法の種をいよいよ育ててくださらんことを。みんなが真実の信心を頂いて、この上ないさとりを得たいものである。この後、自分のあとを継いでこの寺を預かる僧侶は、み仏や祖師聖人の深いご恩を忘れて、誤つて御本山に背くようなことがあつてはならない。このことだけが自分が後に残す戒めである。自分は筆や文章はうまくないが、後々の人のために、簡単にこの寺の由来を書き記した。これを読むものは、自分の思いの一端を察して貰いたい。

正徳四年冬十二月十五日

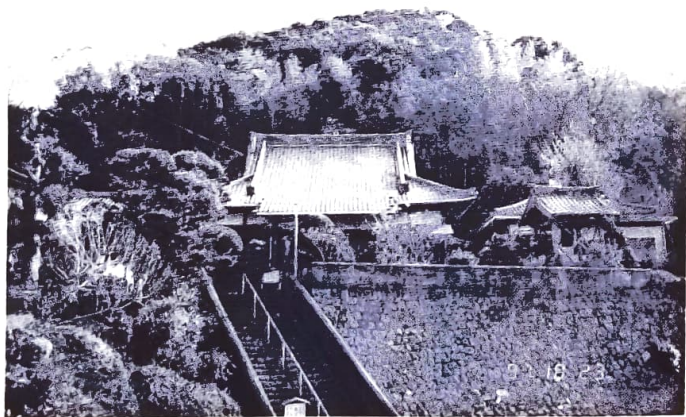
金徳寺第五世釈知翁謹んでこれを記す。

ろが後に善行寺を改めて金徳寺と称するようになったのは何故であるか。そのわけはこうである。後に祐正が寺を退いてから、二番目の子供の祐意を連れて、僅かばかりの土地を長崎築町に手に入れ、新たに一ヶ寺を建立し、元を慕つて同じく善行寺と号した。博多屋の一族が門徒に属していた。だから今濡須の袈裟がこの寺の備品としてあるのは、博多屋から祐意に施された品である。やがて祐意が責任者となつてから、家の使用人が国で禁止された法に背いて、処罰を受けるといふ事件に遭遇した。その責任を主人の祐意にかぶせられて祐意は長崎を出なければならなくなつた。そのため、やがて寺もすたれていった。かつ又、この事件の余波は田舎の善行寺にも及んで、善行寺という寺号を称することができなくなつて数年が経過した。こういうわけで、二世の祐閑はふかく寺号のないことを嘆いて、寛永の末年から再び本山に申し出て、新たに寺号を頂こうと発願した。そこで助力をあちこちの壇家にお願ひしたところ、門信徒は心を一つにしてこれに応じた。とうとう万治元年九月七日、良如上人の免許を頂いて金徳寺と称することになった。これが善行寺を改めて今、金徳寺と称する理由である。祐閑の願ひもこうしてその思いを達することができた。

第三世祐知の代になつて、延宝六年三月五日、良如上人

### ☆「金徳寺遠景」

金徳寺後ろの山は城山。深堀氏の庶子家高浜氏が築いたと思われる典型的な中世の山城跡が残っている。



文化四年極月改

公儀  
本山

諸扣

光福山  
金徳寺

七、公儀、本山諸控え

「諸控え」「諸記録」「御本山諸事記」等についての  
◎ まえがき

江戸時代の主な出来事などについては、「江戸時代の金徳寺」の編でまとめて記述したが、その根拠となった文書のうち、「金徳寺縁起」は前の項目で、読み下し文と、現代文に直したものを示した。更に、「公儀、本山諸控え」「諸記録」「御本山諸事記」「同」の四冊を現代文に直して示した。江戸時代の社会や寺院の雰囲気に触れるには、直接当時の記録にじかに接することが、大切だと思うからである。

山を取りやめたことなどがうかがわれる。

◇「諸記録」「御本山諸事記」「同」(その二)について

この三冊は第十一代淵静が書き残したものである。「諸記録」は過去の大切と思われる記録や出来事の再録や、淵静の代の役所のお触れや達し、門徒の移動などさまざまな記録をまとめたものである。「御本山諸事記」二冊は御本山関係の諸記録を年代順に記録したものである。嘉永六年にまとめて記録した分と、元治元年にまとめた分の二冊になっているが、後代の参考のためにと几帳面に記録を残した淵静の思いやりが感じられる。いずれにしても、幕末のころの末寺や本山の様子や、その関係などが偲ばれて興味深い。少し繁雑に過ぎるかと思ったが、全部を収録した。

◇「公儀、本山諸控え」について

文化三年から五年にかけて代官所、本山に提出した願書、届け書の控えである。第八代台翁の筆なる。享和元年(一八〇一)から文化七年(一八一〇)までは当寺にとっても、又高浜村にとっても大変な時期であった。庄屋峰八十郎と当寺、及び村民との間に厳しい対立が続いた。その概略については「江戸時代の金徳寺」“一三”の項に記した通りであるが、文化三年から五年というその紛争の最中である。本山から組内法中上京するよう達しがあり、台翁も上山すべく代官所に願い出て、往来切手を受けたが、近々裁判があるので、代僧を上らせるよう指示され、やむなく上



公儀、本山諸控 文化四年十二月改

1、お願い申し上げる口上の覚え

一、拙僧こと、この度京都本山の用事につき、上京致し度く存じます。そこで、今年八月から十二月までお暇をたまわりますようお願い致します。もともと、留守中の法務の件は弟子西向に申し付けたく存じます。願いの通りご許可くださいますれば、有り難く存じます。

文化三年八月十日

以上

金徳寺

御代官御役所

覚

一、当寺住職、この度京都本願寺に用事があって出掛けますについて、今年八月から十二月までの往来切手をお渡し下され、確かに受け取りました。この僧についてのどのようなことがありましても、拙僧が承ります。後日のため、御切手証文差し上げます。

文化三年八月

以上

金徳寺看坊 西向

御代官御役所

2、口上の覚え

一、今般、拙僧こと、本山の用事について上京の件、お願い申しあげましたところ、代わりの僧を上らせるよう仰せ付けられ、恐れ入りましたが、上らせる人物がおりません。そこで、親類寺の法中が上京致しますので、当節の御用が済み次第上京する旨、本山表に書状を提出いたしました。この段、書付を以てお届け致します。

文化三年八月

金徳寺

御代官御役所

一、一筆啓上致します。先ずもって

御門跡様には益々御機嫌よくお過ごし遊ばされ、恐悦至極に存じます。

ついては、先月二十七日、当地の御坊大光寺、今般御用の件につきお召しがあるので上京するよう申し渡され、恐れ入り早速上山のつもりで往来切手を願ひ出ましたところ、寺社掛かりの御代官高木作右衛門殿より、旅行は暫く差し控えるよう申し渡されましたので、何分この節上京致しますことは予定が立ちま

ず困窮し、難渋しましたので、去る文化二年一同で訴えてました。

その時以来、何度か裁判もありましたが、一向に決着致しませぬ、これまで延引致しておりましたところ、当八月十六日またまた裁判が始まり、奉行所でお取り調べの最中でありませぬ。

私も前に申し上げたような次第で、ことに村方一同の件でありますので、かわり合いがございます。数ヶ年にわたることなので、詳しくは書き尽くしがたく、あらまし申し上げます。詳しいことは従弟の観善寺がこの度上京しますので、お聞き下されたく、この段はばかりながらご賢察の上よろしくお願い申し上げます。

以上

3、口上の覚え

一、拙寺の代僧を御本山へ上らせるようお申し渡しの件、承知致しました。近々、西向を間違ひなく上らせませぬ。そこでお請印を差し上げます。

文化四年十二月

以上

御坊大光寺殿

高浜村 金徳寺

文化三年八月二十一日 金徳寺  
御本山御年寄御衆中  
一、別紙を以て申しあげます。  
私の住所である当地高浜村の庄屋峰八十郎と申す者、同所の惣百姓中と、去る寛政十二年(一八〇〇)より数ヶ年間の係争中のところ、拙寺にも庄屋八十郎よりさまざまの難題を申しかけ、そのため村方百姓門徒中も仏参を止め、その外諸仏事一切、寺参詣などを差し止め、もし秘かに仏事仏参した者は、庄屋の手先の者が聞き出して莫大な料料を取られた者が多数に及んだため、みんな恐れて結局仏事仏参する者はありません。そこで寺内も日を追って困窮し、もはや数ヶ年のことなので、ただ今ではまことに日々を凌ぎがたく、難渋致しております。百姓どもには毎日公役を割り当て、勝手なことを申し立てて料料を出させ、その上何によらず百姓どもが持っております物を取り上げますこと数ヶ年に及び、もはや百姓たちも生活が成り立た

恐れながらお願い申し上げる口上の覚え

一、この度京都本願寺より用事があるので代僧を上山させるよう申し立てましたので、拙僧の弟子西向が上山致します。そこで当年十二月より来年七月まで往来切手をこ下付下さい。この段、恐れながら書付をもってお願い申し上げます。

御代官御役所

金徳寺 以上

寛 え

一、拙僧の弟子西向こと、この度京都本願寺へ用件につき上ります。そこで当文化四年十二月より、来年文化五年七月限りの御切手をお渡し下され確かに受け取りました。この僧について、どのようなことがありましても、拙僧が承ります。後日のため、御切手受取証文を差し上げます。

文化四年十二月二十五日

以上

金徳寺 印

御代官御役所

御切手の控え

来る文化五年七月限り

肥前国彼杵郡高浜村 金徳寺弟子西向、用件のため京都本願寺へ参ります。

往来は異議なく通行させて構いません。

文化四年十二月二十六日

高木作右衛門手代 金井惣蔵 印

所々御改衆中

4、借用申す銀子のこと

一、銀五百目者

右の銀子、本山表の御用につき入用のため確かに借用致しました。返済の件は、元銀百目につき一ヶ月二匁五分宛利息を加え、来る文化五年四月二十五日までに返済致します。根証四幅、後日のためお預け致しますので、万一遅滞の節は、どのような取り計らいをなさっても、一言の異議もありません。もともと在家には不用の品につき、遅滞しましたならば、門徒の者及び奥印した保証人からお返し致します。その節、面倒は決してお掛けしません。後日のため、銀借用証文右の通りであります。

文化四年十二月

金徳寺

加茂伴三衛殿

門徒総代 新左衛門

前書の通り見届けて相違ありません。期限の通り、借り主、門徒衆にも申し聞かせ必ず返済させます。万一遅滞しました節は、私の方から返済致します。そのため、奥印致します。

以上

借用申す銭のこと

荒木 若次郎

一、九六銭三十貫文 定

右はこの度、大切な用件のため、確かに借用致しましたこと間違いありません。

返済の件は、来る四月限り元利とも必ずお返し致します。もし万一不納の節は、四日講一口、金徳寺名義の分を差し出しておきますので、ご自由に右講一口お取り下さい。そこで後日のため一札、右の通りであります。

文化四年十一月

借り主 西向

同 金徳寺

請人 嘉右衛門

同 新左衛門

忠蔵殿

◇この銭は、住職が京都に上る金子の内、惣三郎殿へ立て替えたところ、間違いになり、講頭たちと返したところ、その後十一月に御使僧がおいでのおりに講頭が返してきた。そこで右の銭は惣三郎の借りである。

借用申す銭のこと

一、九六銭二十五貫文

右はこの度、大切な用件のため、借用致しますこと

確かであります。返済の件は、来る六月限り元利とも必ず返済致します。もともと、右の担保の件は惣三郎より長野下の田八升蒔き、金徳寺の大野山一斗蒔きを差し出しておきますので、万一不納の節は右担保の土地はご自由にお取り下さい。その節は、借り主、請け人は勿論、そのほかからも一言の異議も申しません。そこで後日のため右の通りであります。

文化5年正月

借り主 金徳寺

請け人 惣三郎

同 新左衛門

同 由右衛門

御崎小場 佐平殿

5、恐れながら別紙を以て申し上げます。

一、深崇寺の一件について、先日御殿に差し上げました願書に法中が連印致しました節、西勝寺が旅行中につき、同寺の代僧の依頼で光源寺が代印しましたところ、それが寺印でなく袖印であったことは私も一向存せず、その節は私は村方より急な寺役が言ってきた、印形を預けて帰りましたので、袖印の件はこれまで寺印とは

かり思っていました。それについて、且又、光源寺から西勝寺へ代印を貸しました件は、私から西勝寺へ通達したように御殿へ申し上げましたが、私の方では西勝寺へ通達したことはありません。前段申し上げますた通り、村方で急な寺役があつて引き帰っていましたので、その旨断つて帰村致しました。

この度御殿においてお糾の上、袖印していたことを始めて承知し、この点はなはだもつて恐縮に存じています。右は全く光源寺の思い違いで取り違えたものと思われまふ。この段、法中一同行き届き申しませず恐縮に存じております。

右のような事情でありますので、先日、一同上京しお礼の上、寺役法務ともに今までの通り勤めるよう仰せ付けられましたこと、有り難く存じております。右袖印の件、お尋ねでありましたので、この段書き付けを以てお答え申し上げます。

文化五年八月二十七日

肥前国彼杵郡長崎 高浜 金徳寺

御殿御役人御衆中様

6、一筆啓上致します。

先ず以て、御門跡様ますます御機嫌よくあらせられます段、恐悦に存じます。

次に、御役人衆中様いよいよ御安泰にお過ごしのこと大慶に存じます。

はばかりながら、拙寺も無事寺務に励んでいます。

さて、去る二月御召しにつき、拙寺も上京致すべき筈のところ、先月申し上げました通り、村方に差し支えありまして、上京致しがたいので、代僧として拙寺弟子西向を上京させ、御殿御用の趣、委細承り恐れ入りました。当年七月代僧帰山し、早速書面を以てお答え申し上げるつもりでございましたところ、旧冬より病気で、昨今全快致しました。右のようなことで、お尋ねの趣、別紙を以てお答え申します。

この段、御殿御許しのこと、よろしくお執り成し下さるようお願い申し上げます。右申し上げたく、お願い申し上げます次第でございます。恐皇謹言

文化五年八月二十七日

金徳寺

大喜多甚右衛門様

7、当節、異国船の件で回状を命ぜられましたところ、

私どもが野母に寺役で参っております、御回状の表に、小僧たちが印形を取り落としておりました。この段、恐縮に存じております。何卒ご許容なされ下さいませよう、書き付けを以て申し上げます。以上

文化五年八月

寺号 印

御代官御役所

諸記錄

八、諸 記 錄

金德寺

嘉慶六年夏改

湖靜記

◇ 諸 記 録

金徳寺  
嘉永六年夏改 淵静記

1、踏絵についての覚書

◎四十九年前、正徳五年（一七一五）までは当時の寺族で俗人の者は寺請証文で踏絵をしていたが、同六年（一七一六）宝七郎左衛門殿御代官所の節、右俗人の分は一紙証文だけで、踏絵はしないようお願いしたところ許可になった。

ところがその後、宝暦十三年（一七六三）二月上旬、茂木御代官所佐久間幸右衛門殿御代官の節、村々寺院の俗人の者は踏絵するよう仰せられたが、前々から一紙証文だけで踏絵は御免になっていたもので、同月十六日に村方乙名筆者を同道して茂木に行き、当宗四ヶ寺、一ヶ寺あて先例の通り一紙証文だけで、踏絵は御免下さるよう願書を差し上げたところ、前々の通り一紙証文だけで踏絵はしないよう相済みになった。そこで、次に相済みの願書を控えておく。右は老婆心ながら後代のため記録しておくものである。

宝暦十三年四月これを記す。

金徳寺 親翁

・お願い申し上げる一札のこと。

一、この度、拙寺家内の俗人の者は、当年より踏絵す

金左衛門  
団右衛門

儀平太

作兵衛

茂木村御役所

庄屋 安右衛門

◎右は控書が大変古くなり、殊に一枚紙に記してあるので紛失することもあると思われる。そこで当巻に記しておく。

淵静 再記

2、年頭御礼の控え 正月五日

一、金赤水引 百抱 台付き 御代官所

一、同 五十抱づつ べき付き 両元締めへ

一、二百文 御門番

一、銀半両 郷宿札

一、錢二百文 問屋札

一、扇子二本入り箱 大光寺へ

右、進物は下町郷宿に前々から頼んであるので、それぞれ準備してあるので、そこから受け取って代金を支払うこと。

御手代衆へは名札ばかり。

◎八朔二日御礼

一、杉束 一束 台付き 御代官所

一、半紙 一束づつ べき付き 両元締め

るよう仰せ付けられ恐れ入りました。当寺絵門徒の宗旨請け負い申し上げますなかで、寺族男女の者はいよいよ宗門の掟を堅く守り、不都合のないよう指導しておりますので、この男女の者は一紙証文でお請け負い申し上げます、この通り弟子と同じように、踏絵御免下さるよう恐れながらお願い申し上げます。

もっとも、四十九年以前、正徳五年までは寺請証文で踏絵いたしておりましたが、同六年、宝七郎左衛門殿御代官所の節、寺族俗人の者は寺請一紙証文だけで踏絵しないようお願い申し上げましたところ、願いの通り御免になりました。このことは記録の控えがあります。そこで書面をもってお願い申し上げますので、なにとぞ前々の通り踏絵御免仰せ付けられますならば有り難く存じます。そのため書面を以てお願い申し上げます。

以上

宝暦十三年末二月十三日 高浜村 真宗 金徳寺

茂木村御役所

右、金徳寺願いの通り、私共調査しましたところ相違ありません。お願い申し上げます通り仰せ付け下されたく存じます。そのため奥印して差し上げます。

以上

年寄 甚兵衛・林右衛門

一、錢二百文

御門番

一、手札のみ

御手代衆

一、銀半両

下町郷宿

右の進物は下町郷宿で例年世話してくれているので、受け取って代金を支払うべきこと。

3、御礼席願書の控え

寛政二戌年（一七九〇）十二月記

◎恐れながらお願い申し上げます口上書

一、拙寺の年始、八朔御礼席の順序の件は、島原御預かりの節から当御役所へ替わりましても、従来通りの福瑞寺、拙寺の本派両寺右の次第に勤めてまいりました。ところが今般、今度の年頭から西派、東派隔年に勤めるよう仰せ付けられました件、恐れながら謹んでお請けすべき筈でございますが、年始、八朔御礼の件は拙寺一個の私ごとではありません。宗門の法式、寺格にも関わりますことございまして、はばかりながら御国恩への報謝冥加のためでございますので、幾重にも従来通り仰せ付け下されまますようお願い申し上げます。

以上

寛政三年戌十二月

高浜村 金徳寺

御代官役所

◎右の通り願ひ出たところ、小比賀新八殿の取り次ぎをもって申し渡されたのは、今年の年頭に申し渡した通り勤められないならば、年頭、八朔御礼の件は当御役所は受けないので、左様心得るようにと申し聞かされ、願書は差し戻された。そこで福瑞寺と相談して又々左のとおり願書を差し出した。

・恐れながら願ひ奉る口上書

一、拙寺共、年始、八朔御礼席順の件につき、当年八朔御礼の節、席順の前後のことについて、郷宿松島宗四郎よりこれを尋ねたところ、柳溪寺がこれまで隔年に勤めてきたと申しました。そこで、金徳寺が隔年ではありません。昔から、福瑞寺、次に金徳寺が勤めてきましたと申しましたところ、言い合いとなり、このように争っていては御礼の妨げになるので、先に勤めてよいとの趣、松島宗四郎が申されたので金徳寺が先に勤めました。

ところが今般、御年頭から西派、東派隔年に時を決め御礼を仰せ付けられ、畏れ奉る苦ではございますが、そのようであっては先例に外れるようでございます。嘆かわしく存じますので、願書をもってお願い申し上げますところ、お取り上げもなくいよいよもって嘆

三ヶ寺の上席になりました。その後、島原の御領地になりましたも従来通り上席でした。当御役所になりましては、本間飛槍列座に又々昇進いたしました節、先の御代官様より直々に昇進の御祝辞を頂戴し有り難く存じ奉りました。ただ今に至るまで有り難く存じています。尚又、金徳寺は四年前、本山に於いて国飛槍跡目得度して昇進いたしました。そこで、年来の通り福瑞寺が引き続き当年の八朔まで先格の通り勤めてまいりましたので、この段、先日願書を以てお願い申し上げますところ、是非とも年頭の沙汰の通り承知するよう理解を求められましたが、しかし、ただ今になって寺格の具合が替わりましては、本山表の間こえなどいかがと思われ、門徒中にも甚だ嘆かわしく存じます。この上、拙寺共が本山昇進その他諸願ひ等の節、壇家中等も不信になってゆくようなことがあっては、本山に対し不奉公にもなりましては至って嘆かわしく存じますので、この段恐れながらお汲み分け下され格別の御憐愍の上、何卒先規の通り仰せ付け下さいましたならば有り難く存じます。そのため願書を以てお願い申し上げます。

以上

寛政二年十二月

福瑞寺 印

かわしく存じます。その上、右の趣を承知しないならば御礼の儀はお請けしない旨仰せ付けられ、甚だもって心痛いたしております。そこで、恐れながら幾重にも先例の通り仰せ付けおかれませう願ひ奉ります。もつとも、時を隔てて仰せ付けられましたならば、これまでの先勤の格に準じ年始、八朔ともに拙寺が午前八時先勤仰せ付けおかれませう致したく存じます。そこでこの段書付をもってお願い申し上げます。

以上

寛政二年戊十二月

福瑞寺

金徳寺

御代官御役所

◎右の書付を古賀村庄屋角次郎殿が持参して内見に入れたところ、係の役人が外出につき、帰った上で評議してみると申し伝えられた。その後何のことも分ならず郷宿の傳藏殿まで右の書付が差し戻されてきたので、又々左の通り願ひ出た。

・恐れながら願ひ奉る口上書

一、拙寺共こと、従来 年始、八朔の御礼は東派より先に勤めてまいりましたことは、天草代官の御代、福瑞寺が本山に於いて国飛槍に昇進しましたから、東西

御代官御役所

金徳寺 印

◎右の願書を提出したところ書付は留めおかれ、その後金徳寺が呼ばれて御代官が直々に、口頭をもって来亥年の年頭御礼の時間は午前八時勤めるよう仰せ渡され、承知の上東派よりも先刻に御礼勤め済ました。もつとも、願書は小比賀新八郎殿を通して差し返された。その後、又々左の通り願ひする。

・恐れながら願ひ奉る口上書

来る八朔御礼勤めます時刻の件、当年正月御礼の通り午前八時に仰せ付け下されたく願ひ奉ります。恐れながらこの段、先般書付を以てお願い申し上げますので、願ひの通りお許し下さいましたならば有り難く存じます。

以上

寛政三年亥七月四日

古賀村 福瑞寺

高浜村 金徳寺

御代官御役所

◎右の書は寛政三年亥七月願ひ出たところ、刻限の件は当方より指図すると申し渡され、御礼勤めの前夜に至って午前十時に勤めるよう書き付けを以て申し渡され、是非なく午前十時に勤めたが、その節東派に間違いができて、刻限は十時に勤めたが、東派より先勤となり、東派は十二時に御礼を勤めた。

◎同寛政三年十二月 御坊より嘆願申し上げた書付の控え

口 上書

一、御代官所年始、八朔御礼の件、年来拙寺共が東派二ヶ寺より先にお勤めしてきましたことは、天草御代官の節、御本山に於いて福瑞寺が国飛檐に昇進いたしましたから、東西三ヶ寺の上司となりました。その後、島原御領地となりましても従来通りお勤めしてまいりました。尚、当御役所になりましても、本間飛檐列座に昇進いたしました尚更上司となりました。それに又、金徳寺儀は五ヶ年以前御本山に於いて国飛檐跡目得度いたしました。これによって年来の通り福瑞寺に引き続きお勤めして、当年始まで両寺共上司して勤めてきましたところ、当年八朔、御役所より御書付を以て東派二ヶ寺よりは引き下げられた時間割を仰せ付けられ、甚だ嘆かわしく存じ奉ります。すなわちその節も御役所に於いてお嘆き申し上げたく存じ奉りましたが、差し出がましいことを申し上げましては、御役所の御坊げになりましても恐れ多く差し控えておりました。しかるところ、右の通り年来の例に外れ東派二ヶ寺より刻限を引き下がつて御礼を勤めましては、右の例が立ちがたく、昇進も埋もれ、御本山表の聞こえもいかが

御代官御役所

・口上覚え

福瑞寺、金徳寺、年始、八朔御礼の件、昨日御願い申し上げましたところ、四日、五日の内に勤めるよう仰せ聞かされ承知いたしました。これによって年始、八朔共に拙寺と同日に仰せ付け下さいましたならば、有り難く存じます。もっとも東派の儀は別日に仰せ付け下されたく願ひ奉ります。

亥十二月

御坊 大光寺 印

御代官御役所

◎右、願ひ出たところ御聞き済みになる。西派両寺は年始は正月五日、八朔は八月二日相勤めるよう決まった。

(右は当山第八代台翁の代)

4、絶釜養子一件

◎観界病氣につき後見願ひの件

・恐れながら願ひ奉る口上の覚え

一、私儀、身体に健忘の病症がございますので、全快いたしますまで、従弟志道と申す僧に後見仰せ付け下されたく願ひ上げ奉ります。

天保六年未十二月(一八三五)

御役所

高浜村 金徳寺  
当住 観界

と存じ奉ります。それではこの度の拙寺共御本山昇進の件も無益のことと門徒共が心得違ひ等いたしましたは、人々が法を重んずるようにと御免許あらせられた御本山昇進の儀も相立ちがたく、法門弘通の障りにもなりましては御本山に対し不奉公にもなりまして、嘆げかわしく存じ奉ります。これによってこの段よろしく御取り計らい下されたく願ひ奉ります。以上  
寛政三年亥十二月

長崎 御坊所

古賀村 福瑞寺 印  
高浜村 金徳寺 印

・口上覚え

一、古賀村福瑞寺、高浜村金徳寺、年始、八朔御礼の件につき別紙書付の通り当御坊に申し出ましたので、本山に対しても捨て置きがたい件も聞こえますにつき、書付を以て申し上げます。

右二ヶ寺は官職等も進み、尚又古例として数ヶ年柳溪寺、海蔵寺の先礼を勤めてきた由でございますので、年始、八朔の御礼の儀は右二ヶ寺より前刻に御請け下さいましたならば、拙寺までも有り難き仕合わせに存じます。この段、書付を以て御願ひ申し上げます。

亥十二月

御坊 大光寺 印

前書の通り、志道に仰せ付けなられたく奥印を以て願ひ奉ります。

以上

庄屋 熊 安右衛門 印  
年寄 実助 印

左十郎 印

檀家総代 善八 印  
甚五右衛門印

幸助 印

武兵衛 印

◎引越し往来手形の事

一、浄土真宗 絶釜

右の僧、国元にいた間、何ら事件や差し障りになるようなこともございませず、今般それぞれの筋へお願いして拙寺弟子から除き、肥前長崎高浜村金徳寺の弟子に譲り同寺に引越します。よって海陸の往来異義なくお通し下さい。そのため引越し往来かくのごとくであります。

以上

天保七年申三月

京極長門守領分讚州豊田郡観音寺浦

仏証寺 印

所々御改め御役人衆中

◎ 仏証寺実言書簡

一筆啓上仕ります。去る十二月十七日付け御書状、  
当正月六日到着し拜見仕りました。

御門跡様益々御機嫌よくあらせられ恐悦至極に存じ奉  
ります。貴寺も御安泰に御法務なされ随喜奉ります。  
次に拙寺も魔事無く寺務を勤めていますので、はばか  
りながら御安心下さい。

さて、貴寺新発意法徳殿儀、御幼年につき御法務御  
勤めの方が御無人になられるについて、順養子の思召  
しをもって拙寺弟子絶釜を御養子になし下さるべき段、  
毎度御相談下され御親切の極み、千万かたじけなく存  
じ奉ります。仰せに任せ国元その筋々へ願ひ出ました  
ところ、この節お聞き済み相成りましたにつき、拙  
寺人別より除き日ならず引越しますので、貴寺人別に  
御加えなされ下さい。

御場所柄でございますので、田舎者差し上げまして  
御用に立たないとは存じ奉りますが、御温情に任せて  
不行届きのところは御遠慮なく御教諭くれぐれも請願  
奉ります。いづれ遠からざる内にまかりこし御拝眉の  
上、重々御厚礼申し上げたく、先ずは御挨拶かくの如  
くでございます。  
恐々謹言

天保七年三月十日

金徳寺様

◎右二通の写しを代官役所へ差し出したところ、天保  
七年六月二日養子の件相済む。

その後住職の件、願書を光源寺隠居に頼んでいたと  
ころ、御用僧西入寺一件に付き願書が延引になり、そ  
こで翌年酉正月に門徒より御代官御役所へ願ひ出たと  
ころ、大光寺より、絶釜儀は本山表に伺いおく件があ  
るので、当申七月より西四月までのところ、住職は勿  
論看坊も御申し付けなされぬよう申し出があったため、  
御免許がなかった。よって門徒一人召し連れて上京し  
本山に願ったところ、何の故障もなく御免許になり、  
信明院様の御影を御供して帰国いたし、早速五月十四  
日(代官所に)願ひ出た。願書左の通り。

・恐れながら願ひ奉る口上書

一、当寺弟子絶釜

私儀、従来病身でございましたところ、この節重く  
なり御用、寺務お勤めできませんので、当年正月檀家  
一同に相談致し充分話し合った上で絶釜へ住職をお願  
い申し上げましたところ、大光寺より故障の筋がござ  
いました趣につき御許容仰せ付けられず、右に付き本  
山表へお伺いしましたところ、住職の免許がございま

した。よって恐れ多く存じ奉りますが、同人へ住職仰  
せ付け下されたくこの段願ひ上げ奉ります。以上  
西五月

高浜村 金徳寺 印

御役所

◎右の通り記し福瑞寺が持参いたす。門徒中よりは別  
段の願書を庄屋元より差し出す。そうしたところ、御  
手代仰せられるには、大光寺を招きその上で申し渡す  
と言われた。十五日朝、大光寺、発心寺出役があって、  
御本山より御免許があった上はと、同日午前十時仰せ  
付けられた。左の通り。

一、高浜村 金徳寺弟子 絶釜

右の者、願ひの通り住職を申し渡す。

西五月

◎右の事が相済み、福瑞寺が同道して名札持参で手代  
衆へ廻って挨拶。十六日朝、元締め牛島へ岡山小樽一  
挺上通希一打。同塚田へ岡山小樽一挺、中通希一打。  
御玄関所の内へ上酒二升、上通希一打。

右は少々故障の筋もあったことなので、常例に加え  
少し進物致す。もともと、旅費は寺より出した。

右の節、上京した際の切手願ひ左の通り。

・恐れながら願ひ奉る口上覚え

金徳寺様

◎右二通の写しを代官役所へ差し出したところ、天保  
七年六月二日養子の件相済む。

その後住職の件、願書を光源寺隠居に頼んでいたと  
ころ、御用僧西入寺一件に付き願書が延引になり、そ  
こで翌年酉正月に門徒より御代官御役所へ願ひ出たと  
ころ、大光寺より、絶釜儀は本山表に伺いおく件があ  
るので、当申七月より西四月までのところ、住職は勿  
論看坊も御申し付けなされぬよう申し出があったため、  
御免許がなかった。よって門徒一人召し連れて上京し  
本山に願ったところ、何の故障もなく御免許になり、  
信明院様の御影を御供して帰国いたし、早速五月十四  
日(代官所に)願ひ出た。願書左の通り。

・恐れながら願ひ奉る口上書

一、当寺弟子絶釜

私儀、従来病身でございましたところ、この節重く  
なり御用、寺務お勤めできませんので、当年正月檀家  
一同に相談致し充分話し合った上で絶釜へ住職をお願  
い申し上げましたところ、大光寺より故障の筋がござ  
いました趣につき御許容仰せ付けられず、右に付き本  
山表へお伺いしましたところ、住職の免許がございま

一、当寺弟子 絶釜  
右の僧、この度法用について讃州豊田郡観音寺浦仏  
証寺まで差し遣わし申したく存じ奉ります。よって日  
数百五十日の間御切手仰せ付けられたく、この段恐れ  
ながら書付を以て願ひ上げ奉ります。以上

西三月

高浜村 金徳寺 印

御役所

5、淵静住職一件

◎弘化三年五月十四日(一八四六)出崎して、当寺よ  
りの願書提出、左の通り

・願ひ奉る口上覚え

一、拙僧儀

近年病身になりまして、御用向き、寺役等勤めがた  
く、よって隠居いたしたく、尤も後住職の件は弟子淵  
静へ勤めさせたく、この段願ひ奉ります。尤も本山に  
伺いましたところ免許になりました。よって右願ひの  
通り仰せ付け下されたく願ひ上げ奉ります。以上

弘化三年五月

高浜村 金徳寺 印

御役所

◎右の通り記し、古賀村福瑞寺代僧として、光源寺法



城をもって御代官玄関へ差し出す。門徒中からは庄屋より願ひ出る。十八日呼び出され、申し渡し相済む。それぞれに御札をいたす。左の通り。

一、色文紙 千枚 べき付き 両元締めへ  
一、同 二百枚 同 玄関番兩人へ

先代は外に手代へ手名札で巡礼なさったが、実はそれには及ばない。右の先方へ行って事は済んだ。

講頭は、金役、甚七、常右衛門、善六、与五郎、清九郎、要五郎、与左右衛門

#### 6、盗難一件

◎弘化四未年（一八四七）九月二十七日夜盗難あり。

役所への届け左の通り。

・恐れながら口上覚え

一、金一歩

一、銀七両余りの小玉 一つ

一、亀甲紛い琴地 一对 但し二股形にて二頼、三頼、

もく入り、長さおよそ五寸位

一、同 但し二葉笹の細工、長さおよそ四

寸三分位締めて五品

右は兼ねてたんす開き戸内の小引き出しに入れて置きましたところ、先月二十七日夜納戸の雨戸並びに裏戸を引き開け、書面の品々を盗み取られましたので、驚い

て心当たりの所々を尋ねましたが、一向に分かりませんので、近ごろ恐れ多い願ひ事ではございますが、何卒御吟味仰せ付け下さいましたならば有り難く存じ奉ります。弘化四年未十月八日

高浜村 金徳寺 印

#### 御 役 所

◎右の通り記し、半紙で綴じ封にして上紙に、盗まれ物吟味願書、両方に弘化四未十月とし、下に高浜村金徳寺といたし差し上げた事。

7、嘉永二酉年七月（一八四九）、高木作右衛門様並びに健三郎様御死去にて回状が到来したので、先例の通り天人香一束台付きを持参致し、読経して帰る。

8、申し渡したい件があるので、来る八日午前八時までに念のため印形を持って出頭して下さい。この回状は順次達して最後のところから早々にお返し下さい。嘉永三年三月（一八五〇）

◎右の通り達しがあったので参役致したところ、諸宗一同へ中島定四郎殿が代官所相続の旨申し渡され、印形は不要になり且つ諸宗一緒に席も混雑し乱れていた。代僧でもよかったことであつた。

9、観界並びにりお葬儀一件

◎当山第九世住職観界並びに法徳実母りお死去につき、

光源寺へ引導を頼んだところ、大光寺より故障申してきました。その訳は七代目の住職葬式の際、大光寺へ一札入れてあつた。証文は左の通り。

一、この度、老僧往生につき、親類一同で、葬式は先々住より御坊にお願いしてきた先例であるのに、自分の考えに任せて取り計らい、その上御坊に申し付けしからぬやり方を致しましたので、きつくお咎めなさるべきところ、ご容赦下され有り難く存じます。しかし、貴寺は親類のご故、お役目の儀も立ちかねますのでご立腹の段、重々私の手落ちで申し訳ありません。

今後、葬式等は勿論、何事によらずご相談申し、お指図を受けて取り計らいますので、御坊表のことは宜しくお取り計らい下されたくお願い申し上げます。そのため一札差し上げます。

天明六年二月（一七八六）

金徳寺 台翁 印

西光寺殿

前書の通り承知致しました。これからは私共で相談の上、先例に違反致しません。そのため捺印致します。

講頭

佐平次

小太郎

幸次郎

◎右の通りの一札を発心寺、辺照寺の両僧が持参して、かれこれと異義を申し立てた。そこで門徒中に相談して是非なくこの節、書付を渡した。

一、当寺住職観界、並びに妹りおが去る十二月死去致しましたについては、先例の通り早速御坊へお届け申し上げ、葬式取り置きのことをお願い申すべき筈のところ、私共心得違ひをして光源寺殿へお願いして葬式を致しましたこと、先例を乱し御寺法に背きました段、重々恐れ入りました。

右については、その筋々へ申し立てられきつくご糾明なされ、改葬でも致すべき筈のところ、内々にお聞き済み下され千万有り難く存じます。

今後はきつと葬式等は勿論、万事ご相談して取り計らい致します。尚又、年忌等のことも、その節に先例の通り御坊にお願い申し上げます。そこで、門徒総代興印して差し上げます。

右はいささかも違約致しません。後々のためこのように一札差し上げます。

天保八年三月

以上

講頭

利三次 印

喜右衛門

幸次郎

住職 絶釜  
新発意 鳳徳  
以上  
前書の通り相違ありません。

金徳寺門徒総代 市右衛門  
茂助

10、海蔵寺との門徒移動の一件

◎野母村の門徒で、嘉永六年四月（一八五三）門徒帳を引き合わせた際、久七という者が引き合わせになかった。そこで尋ねたところ、昨年十二月に病死した旨申してきたので、海蔵寺に掛け合ったところ、野母甚兵衛がやってきて、正瑞寺殿の取り計らいで、こちらに海蔵寺壇家である市平を婿として離壇し、久七を海蔵寺の方へ離壇してくれるよう言うので、そのように取り計らった。

すなわち、海蔵寺からの寺送り状は左の通りである。

寺送り一札のこと。

一、高浜村 市平

右の者、これまで当時門徒でございましたが、今般貴寺に差し送りますので、以後は壇家にご加入下さい。念のため、送り手形一札差し上げます。

嘉永六年五月

海蔵寺 印

金徳寺殿

◎右の市平は家頭で一人なので、これからは海蔵寺の手は切れて、当寺門徒になった。

さて、当寺から遣わした送り状。

一、浄土真宗 野母村 久七 歳八十五

右の者、従来確かに拙寺の壇家でありましたが、このごろ病死いたしました。ところが、訳があつて葬送の件は貴寺へお頼み申しあげたく、御寺法の通り執行して下さい。そこで、寺送り一札差し上げます。

嘉永五年十二月

高浜村 金徳寺

海蔵寺殿

◎右の久七は家頭ではあるが、孫の弥太郎という者が当寺の帳面にあるので、その家が断絶するというわけではない。そこで、家頭の多平（久七の子）を当寺へ引き受けるべきこと。

多平からの一札は次の通り。

差し上げ申す口上書

一、私の父、久七は年八十五歳で去る十二月死去いたしました。ところが、同人は貴寺の壇家でありましたのに、そのことを申さず、海蔵寺へ葬送を頼みそのままにいたしましたところ、このごろ通知を頂いて驚いています。

右のことは、事の行き違いで外に何の異義もありません。

せんので、この段、平に恐れ入っております。右のことによって、海蔵寺壇家で当地にあります者のうち一人、替わりとしてご入壇をお聞き済み成されました段、存じております。右は後々の念のため、一札差し上げます。

以上

嘉永六年五月

久七息子 多平 印

金徳寺様

◎当人から右の通り一札受け取っておく。

さて、右の多平、並びにこのごろの傾向として女房の両人は当寺に来るように申しているが、海蔵寺は本人が当寺に来ることを承知していない。そこで、先々は当寺と手を切る積もり願いと察せられるので、今後気をつけなければいけない。

かつまた、今までの先例は、家頭と相続人との両人づつ書き付けておいてある。相続人がない向きは家頭だけである。これは、海蔵寺とはお互いに前からの先例であるので、死去のあと壇家が絶えた場合は壇家を除き、門徒が相続してきた故、今になって、お互いに他村門徒があることなので、久七の家頭の代わりに多平がなることも忘れないようにしなくてはならない。後年のためにこれを記す。

11、峰三郎太離壇一件のこと。

◎嘉永七年四月（一八五四）野母村門徒引き合わせの節、別頭峰三郎太が隠居いたし、海蔵寺門徒丈太郎が養子になり、役目を相続したについて、同寺からの差し金で三郎太は海蔵寺へ入壇した旨申して、帳面の引き合いがなかった。そこで、私が考えるに従来はそのようなことはなかった。養子は養家の宗門になることは元からの例であるから、海蔵寺から異義を言う筋もなく、かつまた、これから先、丈太郎が隠居する際も今回同様では遺憾のことと思ひ、早速丈太郎の実父啓助まで依頼状を以て、前からの例の通り取り計らってくれるよう申し入れておいた。次の踏絵も近いことと思つているうち、同年閏七月、三郎太が大病と聞き、庄屋の方へ願ひにつかわしたところ、特に言いたい訳合いがある旨申し出るので、私の考えでは、寺の僧侶には何の届けもなくして、村方で勝手にするようなことであつては、十五ヶ条の手前、また寺法も成り立たず、いい加減にできないことと思ひ、海蔵寺へ、同人死去の場合は取り上げないよう申し入れておいた。

代官所へ願ひ出るつもりで、願書の下書きまでしていたところに、三郎太が死去した由で、元方は大混雑の由であつた。この時庄屋が長崎に出ていて、当主は遺

憾のことである。

右のような計らいは本人もしておらず、海蔵寺へも知らせない由で、庄屋の一存でしたことと申し出てきたので、はっきり調べるべきことではあったが、何分にも死人がいるので困惑していると嘆くのであるが、拙寺から取りおきしては、このごろ異義を申し立てたことだから、横領したようにあっても不面目である。そこで、海蔵寺へ寺送り一札を差し出し、後日の取り決めの一札を受け取り、今回のことは穏やかにしてやっておく。

後年になって、家頭は勿論、外の壇家でも、今回のようなことがあった場合は、早速証札を申し遣わすよう、かつ、家頭は勿論、相続人ともに病死して断絶したならば、村役人に申し出るように。

右の一札は左の通り。

誓約のこと。

一、三郎太こと、この節死去いたしましたところ、帳面の上で間違いの点があり、はなはだ遺憾に存じています。私は貴寺の開白以来縁厚い寺壇の間柄でございますので、これから先どのようなことがあっても、家頭は勿論、相続人も貴寺より外に離壇するようなこととはいたしません。かつ、外の壇家の者たちに至るま

12、一家一宗のお触れ

◎嘉永七年（一八五四）のお触れである。

市中郷中とも、宗旨の件は総じて一家一宗に限ることとて、当所は外国貿易の土地なので、キリシタン宗門改め方は格別に嚴重であるから、寺院は勿論、壇家においてもなおざりにしてはならないのに、中には心得違いの者もあるやに聞くが、とんでもないことである。そこで、その心得について左の通り通達する。

一、宗門は一家一宗に限り、養子は養父、妻は夫の宗旨たるべきである。もっとも、使用人は男女とも、その生まれた家の宗旨たるべきこと。

一、生まれた子供が何人あっても、親と同居のうちはその親の宗旨たるべきこと。

ただし、婿養子並びに嫁などの実家が断絶したので、生まれた子供のうちで、実家の宗旨になりたい旨申し出ても、同居の間は別の宗旨になることはできない。

もっとも、子供が多く、実家の跡目を立てたときは、その家の宗旨になることは勝手次第のこと。

一、家内のうちに、別の家系の者が同居しており、家主と同宗ではなくても、改宗はできないので、その家系代々の宗門たるべきこと。

一、子供のうちで、分家、分地いたしても親の宗門た

で、従来の通り相続いたすよう堅く守ります。もし、右の誓約に背くような点がありましたならば、私たちが承り申します。

後々の念の為、一同連印して差し上げ申し上げます。

以上

嘉永七年七月

本 人 峰丈太郎 印  
立ち会い 深堀又左エ門

峰 民助

清太郎

政次郎

◎この度、三郎太一名を海蔵寺へ離壇してやるべき理由はないところを、海蔵寺へ送り出した。右の一札を受け取っていることなので、後世になっても、門徒相続するよう、一人でも減少しないよう堅く守るべきである。かつまた、海蔵寺もこの度寺送りを受け取って葬送しているので、以後、拙寺壇家のうちで相続人が絶えたような時、海蔵寺壇家のうちから相続し、拙寺門徒になった場合には、海蔵寺より異義の申し出はない筈である。後の念の為、記しておくものである。

るべきこと。ただし、由緒ある他の宗門になりたい折、

親の旦那寺の方で異議がなくても改宗はできない。もっとも、中絶している家の跡目を取った場合は、その家の宗門になるのは勝手次第のこと。

一、婿養子、嫁などが離縁して実家に帰ったならば、実家の宗門たるべきこと。

右の趣旨の内容を心得て、寺院並びに支配所の役人たちは勿論、郷中の小役の者にいたるまで、もれなく知らせ、心得違いのないよう申しつけらるべきこと。  
嘉永七年九月（一八五四）

右の通り仰せ渡された件、その趣旨を心得て別紙で受印帳を差し出して下さい。この回状は順次回して、最後の所から返してください。

以上

嘉永七年九月十日

御代官御役所

七ヶ村社浦見番

◎右の通り通達があったので、お請け書を左の通り御代官所に差し出した。

お受け申す一札のこと。

一、一家一宗のお触れ達しの趣旨、詳しく謹んで承り

ました。そこで、お請け印形差し上げ申します。  
嘉永七年十月

御役所  
高浜村 金徳寺

◎右の通り記して、制心が御役所の玄関まで差し出したところ、右のような様式ではいけない由申して、請け書は差し返された。あとで寺々評議の上で御請けするつもりである。

◎一家一宗の御請けは次の通りである。

(お触れの全文を書き記す略)

右のお触れの趣旨、謹んで承知いたしました。そこで、お請け印形差し上げ申し上げます。以上  
安政二年二月(一八五五)

◎右の通り、綴じ帳にして玄関に差し出して相済みになる。

13、安政二年二月(一八五五) 血誓上京往來願いは左の通り

一、この度、拙僧こと、血誓の御用のため、本山表へ出掛けたく存じますので、近ごろ恐れ多い願ひごとではございますが、当二月より来る六月まで往來切手一通仰せつけ下されたくお願い申し上げます。もっとも、

15、梵鐘献納のお触れ一件 安政二年十月

安政二年十月(一八五五) お触れ達し

諸国梵鐘の件について、別紙の通りお触れ書が出ましたので、ご趣旨の内容を充分に弁えて、お上の御用に差し出すことを、書き付けをもって提出して下さい。もっとも、由緒ある名器並びに時の鐘、その外差し上げにくい理由があったならば、詳しく取り調べ、来月十日までに提出して下さい。

なお又、梵鐘のない寺院の分は、これ又書き付けをもって申し出て下さい。

この回状は順次申し達し、最後の所から差し返して下さい。

別紙

一、諸国の寺院にあります梵鐘は、本寺並びに古来の名器の外は、必ず大砲小銃に铸造すべき旨、先般教慮をもって仰せ出されました。そもそも、梵鐘はその寺の法器でありますので、容易なことで沙汰あるべき品ではありませんが、近年諸外国が引き続いて入港し、武備が大切な時節柄、大砲小銃とも急務の品で、国防堅固になしおきたく、格別のお上の教慮もあって仰せ出されましたことあります点を、寺院は勿論、大小の壇家や寄進した人々にいたるまで、厚くご趣意の真

留守中のことは御用向きや寺役等に差し支えないよう、弟子志道に申し付けおきますので、よろしく御許容おせ付けられたく、この段書き付けをもってお願い申し上げます。

安政二年二月八日

高浜村 金徳寺

御役所

当卯六月限り

(印) 肥前国彼杵郡高浜村 金徳寺

血誓のため、京都本山へ出掛けます。往來は異議なくお通し下さい。

安政二年二月八日

高木作右衛門手代 塚田平蔵

所々御役所中

14、安政二年八朔御礼のこと。

◎例年の通り、八月二日福瑞寺と同道して出役したところ、昨八月朔日の寺社御礼が日延べとなり、二日一同御礼があった。まず、当寺組内二ヶ寺、次に禅宗の法中一同の御礼があった。

右は後年の心得まで、記しておくものである。

意を弁え、仏法の用は従来の半鐘又は盤木太鼓などを用い、本寺並びに名器、当節使用している時の鐘の外、梵鐘の分は一様に公儀に差し上げて下さい。

もちろん、一万石以上の領分の分は、その所の領主に下され、領主の方で铸造し、一万石以下の知行地並びに御代官領、地頭に付属しない寺院のその寺社領、御料所寺院一同は公儀において铸造仰せ付けられますので、御府内は寺社奉行、その外は最寄りの遠近奉行、御代官、御料所御領主において、寺院の本末並びに梵鐘の有無、名器、時の鐘の理由など調査の上取り計らい、もっとも時によっては壇家総代の者を呼び出すこともありえます。

一万石以下の知行の分も、自分で铸造のことを願ったならば、その通りに仰せ付けられますので、早々に願いを差し出して下さい。ただし、自分で铸造を仰せ付けられましたならば、公儀の方ではこれを構いますので、一万石以上の割合に準じ、知行所寺院が一手に取り計らうことは心得て下さい。

右の通り仰せ出されましたから、その趣旨を心得て下さい。もっとも、寺院へは寺社奉行から申し渡しますから、本末の取り調べ、その他の取り計らいのことは安藤長門守へ問い合わせ取り計らって下さい。

右の通り早々にもれなく触れて下さい。

安政二年九月

右の通り、江戸から申ししてきましたので、その趣旨を心得て触れて下さい。

安政二年十月

◎右の通り達しがあつたので、一応本山表へお伺いした上で差し上げ申す旨、お請け書を差し出したところ、又々催促があつたので、再度お請け書次の通り差し出す。

・恐れながらお請け申し上げる口上覚え

一、この度梵鐘の件お達しに相成り、謹んで承りました。もっとも、法器のうちで梵鐘は別して第一の寺の法器でございますので、一応本山にお伺いした上で、本山からの指示のあり次第差し上げ申し上げます。

お上の叡慮の程は、恐れ入り一切畏んでおります。

そして、差し上げます覚悟ではございますが、前文で申し上げる都合でございますので、それまで猶予をおいて下さいますよう、書き付けをもってお願い申し上げます。

安政二年十二月

京都西本願寺直末 肥前国彼杵郡高浜村 金徳寺

◎右の通り記して、名宛なして差し出した。右は銘書

しているように聞くが、もつての外のことである。以後、右のようなことを催したことが分かったら、調査の上厳しく処分するので、その旨心得るよう。

文久二年十二月

右の達しがあつたので、その趣意を心得て承知した旨の請け書を、来る十五日までに差し出して下さい。

この回状は所々順次に達し、最後の所から返して下さい。

以上

◎右の通り、回状が十二日着く。十三日、野母に送る。庄屋に相談したところ、次の分は止めるよう決めた。しかしながら、札代など受け取った向きもあつたので、十四日晚返金して、内密にしよう決めていたところ、再度、村と寺の両方の名宛で切り紙が十三日到着。それは左の通り。

一、申し達することがあるので、明後十五日午前八時出頭して下さい。その節、この書き付けを返して下さい。

以上

十二月十二日

正瑞寺

金徳寺

御代官御役所

並びにいつでも御用に立ちますと、書き付けを差し出しておくことと考えている。お上の叡慮のこと故、そうでなくては相済まぬとのことで、再三申し渡されるので請け書は差し出しておく。

16、富講開催の一件

◎文久三年十月（一八六三）長崎の有田彦助、大石六次郎（酒屋町の人である）、松尾市助（上方の人、今は諏訪町に居住）の三人が拙寺の山門建立のため、このごろ流行の富講をしてやると言ってきた、決して村並びに寺の名に拘わることはいらない、難渋かけることはない、と。そこで西田、徳田に内々相談したところ、断るようなことはない、村方庄屋が承知できたならば、遠方のところ、何の障りもあるまいということ、ねばり強く熱心で、右三人の方から庄屋役人を拙寺に招いて相談の上、総高三十両の富講を十月二十六日一回開催した。次いで、十二月十五日総高八十両の富講を開催すべく札を売り出しているところに、同十二日急ぎの回状が到来した。

それは左の通りである。

一、近年、社寺等において堂社修復助成などと言って、色々の名目をつけて、富くじに紛らわしいことを開催◎右の通り飛脚が到来したので、十三日夜道して法梁を出崎させた。庄屋へも別段に十四日に自分で小者を同道して出頭するよう飛脚がきた由で、一同役所で右の一件、世話方、請の組織など詳しく尋ねられ大変迷惑しているとのことで、拙僧に出掛けてくるよう飛脚札が来たので、拙僧十五日出崎、前触れの請け書を持参した。

左の通り。

近ごろ、寺社等において堂社修復助成等と言って、色々の名目をつけて、富くじに紛らわしいことを催してはならない旨をお触れ達しになり、委細恐れ入り奉りました。以後、堅く守ります。そこでお請け書差し上げ申し上げます。

十二月

以上

金徳寺

御役所

◎右請け書はどことも同じ順序で、三枚封書にして納める。そのまま受領された。

しかるに、右一件、詳しく尋ねられたので、十月末一度開催した旨詳しく申し述べ、役所から回状達しがあつた後は取りやめた次第を申し述べたところ、右請の世話人の長崎の方の名前など申し述べよう言うの

で、それは多人数いたので、又々召し出してお手数料けるのも恐れ多く存ずるについて、お達しの筋があったら、拙僧に仰せ付けられたい旨申したところ、ありてい皆役所では知っていて、すでに庄屋役人どもまで相談して右の請をもり立てた由、甚だよろしくない。だから、隠さず申し出るようにとのこと。ぜひなく、一切打ち明けてお話し申しあげましょうと言ったところ、それは口上では済まぬ、書き付けをもって申し上げるようにとのこと、なお、庄屋も同様に書き付けを差し出すようにとのことなので、役所を退出し、金村光十郎をもって、塚田へ書き付けの内容や、世話人の名前を書き出してよいかどうかなど内々尋ねて、左の通り記して十七日出しておく。

恐れながら口上覚え

一、拙寺の山門が破壊し、長年の間再建のことを念願しておりましたところ、諏訪町市助と申す者がこの度再建の世話をしてくれるについて、寄進頼母子講をもち立てたならば、早く出来ることと思ひ、去る十月ごろ一度開催してくれておりましたところ、その後富くじに紛らわしいことを停止するとのご沙汰がありましたので、富くじではありませんが、自然紛らわしいご沙汰になりましたは、大変恐れ入りますので、その後

#### 口上の覚え

一、今般、拙寺において富くじに紛らわしい催しをいたしました段、お聞き及びになりお調べの趣、逐一別紙をもって申し上げましたところ、この度までのことは格別の配慮をもってご沙汰に及ばないので、以後はたとい頼母子講であっても、紛らわしい催しをしないことは勿論、すべて右様のことはしないよう、堅く守るべき旨仰せ渡され、謹んで承知いたしました。そこでお受け申し上げます。

以上

文久三年十二月

金徳寺

御役所

◎右の通り役所から下書きを下されたので、記して二十四日差し出したところ、帰村してよろしいとのこと、庄屋も同様のことで同日帰村した。拙寺も思いがけぬかかわり合ひでこのようなことになっては、元方に何の役にも立たず大変心痛したことである。庄屋も最初相談に加わったことがお上に聞こえては、これ又かわりあいで気の毒なことで、拙寺に雑用などかけることではないとは思ひが、右の寄進銀があるので、この方から諸入費は支払っておいた。もっとも、手代の塚田、井原両家へ魚一打づつ贈っておく。

取り止めておりましたところ、この度富くじに紛らわしい旨お聞きこみになり、何とも恐れ入ります。全く富くじを催すつもりはなく、寄進頼母子講をいたしたに相異ありませんので、何とぞ格別の思召しをもってよろしくご許容くださいますよう、重々お願い申し上げます。

以上

文久三年十二月

金徳寺

御役所

◎右の通り差し出したところ、受領されたので、庄屋の方にも通知し、右の様式で別に記して同日に差し出し、双方ともお預かりになった。しばらく差し控えているようにとのこと、そのまま六、七日も滞在していると、同二十三日夕方呼び出しがあったので、出頭したところ、この度の件は立山奉行所から指示があったので、先日の書き付けをもって説明したところ、実際は市助本人を召し出し、再度奉行所を取り調べべきところ、格別の配慮をもってこのまま済ましてやるので、以後決してこのようなことはしないようにとのことであった。そこで請け書を差し出すようにとのことなので、同二十四日記して差し出す。

その請け書左のとおり。

17、元治元年（一八六四）年礼改正控え

◎長崎における寺社年礼の件

当年から改正し正月六日に勤めるよう、奉行所よりお定めがあったので、御代官所も同様になった。そこで、六日午前八時、福瑞寺と拙寺が勤め、次に妙行寺、海蔵寺、柳溪寺の東派三ヶ寺が勤める席順であった。

後々右の通り心得べきこと。

18、慶応元年（一八六五）夏五月將軍様御進向につき、

献金の件

◎寺社奉行よりお達し（別紙の通り）があったので、福瑞寺を呼出し御代官所でお達しがあつた由で、古賀から飛脚が来たので、制心を遣わして承る。そこで、左の通り封して深崇寺に預けおく。

このように封して二両遣わしおく。ところが法中集まって相談の上、六ヶ寺で三千疋の請け書で一ヶ寺当たり五百疋づつとなり、三步は返してきた。八月十日受け取る。

19、安政五年（一八五八）ホトシキの記

◎昔から農作をしてきた頃、門徒から作時、仕納期には必要次第手伝いがあつた由で、中頃、村方庄屋と当山との争いができて後、田地を売り払って農作を止めてしまった節、借財を返すため、一ヶ年に一軒から四十八文づつ貰いうけ加勢があつた由だが、だんだん満済になり、少しづつ残るようになつたので、四十八文貰いうけることも、先々代から止めてしまつていたので、当安政五年の春、相談したところ、総門徒中から申し出たことは、三十三文づつにしてくれたら、永年欠けることなく上納し、異議は申さないと申し出たので、後の代はともかく、拙僧一代は頼みの通り定めおく。

20、葬送のたび布施のこと。（慶応元年一八六五）

◎在家の葬送の節は、従来寺役といつて布施のしるしもなかつた。拙寺の門徒だけでなく、郷の方はみんなそうであつて、どの寺もこのことについて申し出るものはなかつた。葬送は一代に一度のたいせつな仏事で、外のことは格別の式であるので、無布施ではその身のためにならないことと、死亡届けの折り時々言つて聞かせていたところ、もし異議を言つてきたら送りか延びるので、少しづつ布施を持ってくるようになった

二月一日、同四日再三会合し、庄屋、役人、小前の者まで相談に及び、口々に議論した上、拙僧も本格的に腰をきめ相談したところ、ようやく決定したが、それは左の通りである。

・金百兩

総門徒中、小前の者まで同様に貰い受ける。当慶応元年から来る辰年（一八六八）までの四ヶ年の募金に決め、かつ上京の折りは有志の者から別段の寄付もあるだろうから、右の通り定め昇進するよう決断し、当年八月から年々貰い立てを定める。

一軒につき一貫九百文づつ割り当てで四ヶ年取り立てることに庄屋のもとで決定、相談になつた。

◎慶応元年（一八六五）七月、昇進の一件について、榊原の山地、畑地を十ヶ年の年限で売り払い、証文を取り交わしておく。左の通りである。

売り渡し一札

一、代金二十五兩

榊原

畑地

三斗蒔き

山地 二斗蒔き

右はよんどころない入用につき、記載の山畑残らず、十ヶ年の間売り渡しを約束の上、代金確かに借用いたしましたこと確かでありますので、今度の麦作からお受け取りになつて自由になさつて下さい。外から決し

が、七月二十日、門徒中が申し合わせ庄屋役人出会の節、先年から今までないことを始め、いかがしたのかと相談したそうであるが、こうしたらと決定する者は一人もいなかったそうで、文久三年正月（一八六三）にみんなに申し出たところ、今年慶応元年（一八六五）頃は、言わなくてもお礼参りに持参するようになったので、後年に至るまで、心得がだんだん深くなるようにすべきこと。

21、昇進を思い立って相談のこと。

◎組内法中は官位は上なのに、拙寺一ヶ寺官位がなかつたので、去る安政二年（一八五五）飛鷹一代を自分の力で得ていたが、本山の制度改革で四つの一代官は廃止になり、永代官位は来る辰年（一八六八）までに願ひ出るよう、もしそれまでに永代満座しない寺は、その身一代限りであるということなので、当慶応元年（一八六五）正月二十日講頭金役、仁藤次（長野）、又五郎（田中）、重左エ門（越地）、光平（大野）、儀三次（古里）、忠七（下）、甚五右エ門（黒浜）、門徒総代、此右エ門（黒浜）、嘉助（以下宿）、久米之助（里）、勇太郎（大野）、助一（長野）、伝助（越地）、奥一（かじや）、熊蔵（古里）、福松（南越）、右の十六人に相談したが、結論が出なかつた。

て異議などありません。そこで、右約束の通り、来る亥の年（一八七五）秋までに元々の通り元金受け返します節は、異議なくお返し下されたく念の為一札を差し出しておきます。

慶応元年七月

金徳寺 印

立ち会い 忠七

儀三次殿

◎右の通り記してやっておく。もっとも、山は亥の年春切つて立ち木二年立って三年目に当たる。畑は大豆のあとにそば作りを先方です。芋の跡は麦作りから先方です。亥の年（一八七五）七月に受け返して丸十ヶ年に当たる。

◎右は卯の年（一八六七）九月、先の通り受け返した。そこで前記の証文は反古にしてよろしい。

22、元治元年（一八六四）手水鉢一宇建立寄進連名

- |         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 一、金五十疋  | 杉丸太一本 | 熊田右エ門 |
| 一、金五十疋  | 杉丸太一本 | 本村武一郎 |
| 一、金五十疋  | 杉丸太一本 | 葉原、甚松 |
| 一、杉丸太二本 |       | 三浦友四郎 |
| 一、金五十疋  |       | 吉田 仁庵 |
| 一、金 一朱  |       | 熊安右エ門 |

- 一、金五十疋 長野、忠市
- 一、椎の木一本 妙園、平次郎
- 一、五百文 里、清兵エ
- 一、金一朱 浦の迫、政平
- 一、金一朱 葉原、常右エ門
- 一、金一朱 布越、嘉エ門
- 一、五百文 浦の迫、儀右エ門
- 一、金百疋 かげ平、源三郎
- 一、七百文 以下宿同行中
- 一、三百文 古里同行中
- 一、百文 島原、おひさ
- 一、百文 おわか
- 一、金五十疋 泉本教助
- 一、百文 泉本正助
- 一、百文 浦の迫、おしも
- 一、百文 同 おいち
- 一、百文 同 おたい
- 一、百文 大野、おさい
- 一、百文 野中、五郎母

一、四十八文 以下宿、おしな  
 世話元 泉本教助、正助  
 右十一月成る。

の覚え

一、宗門御改め人別の件、当地の御領の分は市中、郷中とも、従来の慣習で宗旨印形を受ける件は、その係の者が人別の写しを一札の帳面にして、名前への印形は一時にして、踏み絵の引き合わせが済むようにして納めるので、それぞれの寺の壇家の者たちは、御定法のご趣意など知らない者が多くいて、殊に寺と壇家の間柄が自然と疎遠になってゆき、一家一宗のおきてにも差し障り、万事紛らわしく、教導、教化など行き届きかねる次第です。

そこで、今後諸宗一様に市中、郷中とも、一家一宗人別の分は他の国に準じて、寺請け証文一本にしてそれぞれ壇那寺から差し出し、当主たる者が右証文を請けにくるよう取り決めましたならば、その時々に住職が応対し渡すときに、御定法や宗制のことなど申し聞かせ、心得違いのないよう、年々それを繰り返したならば、御改めの趣になってまいりましょう。且又、市中、郷中とも人別から除壇あるいは入帳の際、双方の宗旨壇那寺から一札取り交わさせるようにしたく、既して今までは壇那寺へは死去の時だけ届けてきて、その他出生入帳の届け、宗旨寺替わり、又は他所から入帳などの場合、役所筋だけで取り扱う仕来りであ

23、安政四年（一八五七）十月年頭の写し

キリシタン厳禁のことは、誰しも心得ていることではあるが、近年西洋各国の形勢が一変して当国にも船を寄港する国が少なくなく、且つこの度商法改革などがあったので、外国船がしばしば渡来し、大勢上陸などもするであろうから、末々の者が心得違ひするかも分ならず、念の為通知をする。

仏門の者たちは右のような心得違ひの者がなく、平生から教諭することがお上へのご奉公であるので、いよいよ厚く気をつけるように。たとい、一旦異教に惑わされた者たちでも、教え諭して、貴殿方から名前を申し出たならば、本人もとがめられることもなく、貴殿方にもきつと賞与もあるであろう。もし、壇家の中で心得違ひの者などがあった場合は、本人は勿論、貴殿方もきつと取り締まられるであろうから、かねてからその心得でいるように。

右の趣、末寺の者へもよく申し含めておくようにして下さい。

安政四年十月

◎右の通り違しがあったので、左の通り願ひ書を提出する。

恐れながら書き付けをもって願ひ申し上げる口上  
 ありますが、今後は出生入帳、又は他所からの入帳、寺かわりの際、その寺にも早速に届け出て、寺と役所と打ち合わせの上、人別の出入りに間違ひのないようにしたいと思ひます。

恐れながら願ひの通り市中、郷中とも関係方面に仰せつけ下されるようお願い申し上げます。

右、願ひの通り御許可下さるよう、各寺一同連署し  
 てお願い申し上げます。

安政四年十一月

諸寺連印

以上

御奉行所

◎右の通りの次第であったが、何の沙汰もなかった。  
 24、慶応三年（一八六七）九月十四日お触れ

浦上村のうちで、異宗門を信仰した者どもを取調べ中、処分にいろいろあったが、右は重要な国禁であるから、長崎市中、郷中の人民はいよいよ国法を守り、異宗門を信仰してはならない。万一、外国人居留地や教会へ行つたことなどが分かつたら、逮捕して嚴重に処分されるであろう。もし、心得違ひの者を見聞きしたら早速訴え出るように。

もっとも、外国の教会の僧には今後日本国民に対し



て、キリストの教えを勧めることは決してしてはならないということ、その筋に通達しているの、その旨心得て、今後決して心得違いをしてはならない。右の通り、市中郷中へもれなく触れ知らせるべきものである。

慶応三年九月十四日

御代官御役所

村々寺院中

一、今年の春ごろから、浦上村の百姓のうちに異宗門を信仰する者があつたので、逮捕して調べたところ、国禁の趣旨を理解し、これまでの心得違いを深く反省し、又は悔い改めた者もあつたが、この外市中、郷中にも昔からの申し伝えなどと言って、異様な宗門を信仰する者が間々あるように聞くが、もつての外のことなので、この度改めて別紙の通り市中、郷中に嚴重に触れ渡すものである。右は結局、愚昧の者たちで正しい教えの真理が十分分らないところから、深く迷うようなことにもなるのであるから、つねづね壇家の者たちに教化を加え、正法に帰依するよう務めるのが仏門の本意であるのに、深い考えもなく通り一片に過ごしては、愚昧の者たちは正法をいよいよ縁遠いものを感じて、迷いから抜け出る時はないであろうし、まこ

とにかわいそうである。

ついでには、今後ははっきりと壇家の者に説法教化が行き届くようしてもらいたい。

右の趣、浦上村聖徳寺を始め、市中郷中の寺院へ申し達する。

右の通り通達があつたので、その趣旨を心得て一派の寺院にも通知して、一同承知の請け書を差し出すように。

慶応四年九月

宗門改め方の件は、昔からの法規もあつて、末々にいたるまで厚く念を入れて行うべき筈のところ、慣習とは言え所役人だけで取り扱わせておいては、壇家の者たちも関心がうすいので、今後宗門改めの節は、壇家の者ともども所役人が付き添って菩提寺に赴いて、宗門帳に調印するようになすべきであります。

右の通り市中に触れたので、郷中は勿論、市中、郷中の寺院に漏れなく通知して下さい。

慶応四年十月

☆「御本山諸事記」(嘉永六年、淵静記) 一ページ目

延享四年卯二月

信達院様五法事志

関東赤下向出儀別記

一白銀百両四分五厘 同八分五分 金徳寺

一同きん七分五厘 坊内以上百十両五分五分

右の趣以下書方し

天保八箇三月又伊保長芝寺殿関東赤下向出

儀別記出物聴取申人等系傍長芝寺

一全五匁 又下向出儀別 一全百匁 又道余在宮之

一四七 又長芝寺 一三百五匁 又長芝寺

御本山諸事記

九、御本山諸事記

(嘉永六年夏改)

金徳寺

嘉永六年夏改之

洞靜記

御本山諸事記

金徳寺 嘉永六年夏改之 淵静 記

1、延亨四年二月

信晚院様御法事志

関東御下向御餞別の記録

- 一、白銀 百六匁四分 総門徒中一同
- 一、同 八匁六分 金徳寺
- 一、同 一匁七分五厘 坊守
- 以上 百六匁六分五厘

右の通り御印書がある。

2、天保八年三月御使僧長光寺殿、関東御下向御餞別の

記録

出拜聴願い五十人余り大光寺に参詣

- 一、金五百疋 御下向御餞別、一、金百疋 御直命御冥加
- 一、百疋 御使僧へ御法礼、一、二百五十疋 御使僧へ御馳走料、一、金二朱 大光寺へ、一、金一朱 侍へ、錢二百文 下部へ
- 以上 金貳両三歩 錢二百文

深堀円成寺弟子達無心配し、その節先例を大光寺の記録に尋ねたところ、先の通りであった。

差し上げ申す御請書

この度

將軍様の御代替わりにつき誓詞を仰せ付けられ、上京いたしましたところ、

御門主様には深い思召しをもって、御宗意安心の一途、誓詞の各条の心得方、自己の行為に至るまで、ご丁寧な御教諭を頂いて有り難く承りました。従来的心得違いや不冥加の段、慚懼少なからず恐れ入りました。

右に付き、御宗意の趣きの邪路を踏まないよう、御相承を守り、佛祖の冥慮をわきまえ、法中和合の本意を忘れず、親族は勿論門徒共が大切に法義相統するよう、自行化他につとめます。尚又、一天無二の御真影様御鎮座まします御本廟崇敬の心から、帰国の上は僧俗一同毎月会合を開催し、御法義を語り合い、御本山が日夜にご繁栄なされるようお取り持ち申し上げ、何事によらず仰せ出される趣は背くことないよう、堅く守り申し上げます。よって、御請書を差し上げ申し上げます。

天保八年十月

肥前国高浜村 金徳寺 絶釜 自印

二十三日血誓役所より呼び出しがあった。

信明院本如上人関東御下向の節は、大光寺の記録に

- 一、銀百十六匁七分五厘 御餞別 一、金二歩 御直命御冥加
- 総門徒中 一、金二朱 金徳寺 一、三匁一朱 坊守

- 一、銀一両 お菓子料 門徒と寺と 一、金二歩 御法礼と御布施 金徳寺並びに門徒中

3、御公儀の御代替りにつき御門主様が関東に御下向になつたので天保八年、上京血誓の一件、左記の通りである。

同年八月二十六日出発、三森の平次郎をつれて上京した。両人の諸経費は門徒中からあつめて渡した。上京してからは、次の通り

- 一、肥前国高浜村 金徳寺 絶釜 宿泊 大島屋幸七

右の通り帳面にして、血誓係り役所へ十月十四日午前十時届けでる。

十七日総会所より呼び出しがある。

教戒係り相国寺、長久寺両寺から血誓三ヶ条の趣意の演達があった。同十八日朝同所で演達が終わりに請書を差し出す。

次の通りである。

朝、役所で一札を認め差し出す。

下間の割り印

一札の事

一、御本山御代々のご厚恩は浅からず存じております。御公儀を軽んじてはならない旨、この度御本寺より仰せ出され尤も至極にぞんじます。その趣を門徒中まで堅く守るよう申し付けます。

一、御公儀に対し不義の輩があつて、どのように頼まれましたも、門徒の親しい者であっても仲間になることとはいたしません。その旨御本寺へ申し上げます。

一、何事によらず、御本寺の御達しや法式は堅く守り、寺役を怠りなく、門徒教化を粗略なく勤めます。

右の条目に違反しましたならば、忽ち如来の本願に漏れ、別して祖師の冥罰を蒙り、永く地獄に墜つべき者であります。

天保八年十月

肥前国彼杵郡 金徳寺

絶釜 自印 血印

下間少進 殿

島田佐兵衛大尉 殿

池永大隅介 殿

富島頼母 殿

右の通り認め下間へ持参した。下間の割り印を済まし寅の間へ差し出す。浪の間に控え、御対面所の縁がわで御家老諸役人の目前で血印する。

4、天保九年十月 御用僧泉光寺の控え

十月十九日飛脚到来。二十日御坊へ参る。二十五日門徒の寄り合い。二十七日講頭を同道して出崎し、御用僧お迎えを約束する。

二十四日迎え船として小船一槽に役僧、講頭、人足七人を遣わす。

二十五日おいでの時は茶菓子だけ。浜まで住職、講頭七人出迎え。

野の口徳右衛門方休息所、茶菓子だけ。途中まで女人講が出迎え。

お着きになってから、吸い物三つ、茶わん、つぼ、どんぶり五つ、ふた物一つ、本膳。

二十五、六、七、八、九日までは平汁など適当に見合せて出す。

三十日お帰り船が着いた時、同様の御馳走を出す。講頭七人浜までお見送り。住職、講頭一人長崎までお供して、船中では弁当、酒、肴を用意してゆく。長崎に着いてから大光寺まで送り、宿に下がる。人数の点は、

御用僧、侍一人 大光寺より 正光寺、下部一人、都合四人であった。

十一月一日左記のとおり御礼をする。

一、金百五十疋 御直命御冥加

一、金三百疋 御用僧御礼 この内二朱と一朱と寺より出す。これはその住職の気持である。

一、同二朱 侍へ

一、同二朱 大光寺へ

一、二百文 家来へ

右の通り相済まし、帰村する。

講頭 武左衛門、種右衛門、重三郎、勇助、友助、辰五郎

右の時、本堂は本尊前、両花瓶、供物金粉、二尊前(略)

5、天保七年五月御用僧西入寺の一件

五月三日大光寺へ到着。十日呼び出し。御法義引き立てと御直命のお供。そこでお引受けの期日を申し出るよう達しがあつた。十一日帰寺の上相談したところ、農繁期なので日延べの事をお願いしてくれるようにとのことなので、光源寺へお願いしたところ、光源寺が心配してくれて、願いの通り相済み安心した。同月三十日、発心寺が御用僧の内意を相談に見えて申し述べ

らるるには、もう農繁期も終わりになったことだから、

お引受の件を相談に参りましたと。両三人程呼んで相談したところ、米作はすんだが又波止普請で公役に出席して、門徒を呼び集めることは難しい旨申し出があつた。

そこで当方から近日中にご返答するからと申し出たところ、発心寺が今日夕方集めるよう申すので、場所がら皆何かに一日中疲れているので出来ないと言つたところ、同人立腹の様子で、公儀も拙僧も、共にお上の御用であるのに、そのような事を言うとは、あなたのかねての教導の不行届きだと申された。拙僧も不調法の旨お詫びし、翌日少しばかり招いて相談したところ、門徒共も謹んでお受けしますと言つたので、発心寺もようやく承知した。御請書を差し出すよう言ってきたので一札差し出す。

請書口上

一、御用僧様御下向について当村へ御入の事ご相談の為、御役僧の方がおいで下され恐れ入りました。右に付き門徒同行の者たちへそれぞれ申し聞かせましたところ、一同大変喜びましたことと申します。右に付き日限のことは十日ばかりの内に一同相談の上、御坊に参上いたします。

六月二日

以上

大光寺様

金徳寺 在印

右の通りのことだったので、又光源寺へ事情を言つて、前に心配してもらつたことと、この節の御使僧の内意と相違している事、且つ又村方が難儀の事を再度光源寺に頼んで言つてやつた。

古賀の福瑞寺も当寺と同様の事情で、役所へ次のとおり申し出ている。

恐れ乍らお願い申し上げる口上書

一、この度、御本山の御用向きで西入寺と申す御用僧を差し向け、この五月三日御坊大光寺へ到着されました。福瑞寺も呼び出されましたが、住職は長病いで身体疲れ起居も不自由の身になり、出掛けて拜聴することもできません。前例の通り光源寺に頼んで御用の件を承りましたところ、御財政改革最終年になつたので御直命が下され、尚かねて仰せ出された三ヶ条の御教示があるので、招請申し上げるよう達しがあつた旨、逐一光源寺より申された通り村中一同承知いたしました。

ところが、御上納の田作の最中で、殊に今年は雨が降り続き大分破損箇所もあり、地面も格別に手入れが必要り、男女とも朝早くから夜遅くまで終日寸暇もなく稼

ぎくたくたに疲れますが、夜分になっては少しでも休息しなくては翌日の仕事に差し支えます。そこで福瑞寺も昼間は遠慮して夜分に出掛けて、村中あらまし招いて御用僧招待の件を相談され、その時も夜中になり、それにしても難儀至極のことです。

そもそも農作業のことはよく時節を計って、遅からず早からざるよう作付けいたしませんと作物はできません。このような折柄、御用僧招請は勿論、且つ御坊へ参って聴聞いたしますこともなかなか行届き申しませず、秋作収納の時までの間に時期を見てお願い申しますので、何卒それ迄ご猶予下されたく、又々光源寺へ頼みましたところ、御用僧殊の外立腹なされ、大切な御用の筋を他寺へ頼んで取り次ぎを以って頼むべき訳合いはなく、勿論他の寺が取次する訳合いもない、全体御本廟を軽べつの心底からこれ等の不崇敬のことを計っていると思われる。御本山へ言上いたしたならば寺努を勤めることは勿論、傘一本もって退院仰せ付けられるであろう。この節の御用を敬承しないと言うのであれば、当十九日までの内に門徒総代十五人から二十人連れて御坊所へ出頭するよう申し達せられた旨、光源寺より伝えられました。住職も大いに赤面いたし、御用の筋を拒否する気持ちはありません、夏三ヶ月の

間は暫時の油断もできない百姓の身分では、大切この上ない御上納に不行き届きのことでもできましたら大変なことなので、作付け収納が済むまで御延期をお願いいたしましたところ、かえって厳しい御沙汰がありました。住職も大病中でございますが、病苦もいとわず必ず厳しいお咎めを受ける覚悟で光源寺まで参りましたところ、同寺も老隠居がその節居合わせ大変びっくりいたしまして、なかなか容易ならざる事なので、ともかく何とか取り計らってみようといって、御坊所へ出掛け双方行き違いの点もあつたようなのでよく取り調べて、村方が手すきになった上で御用僧も巡回になられるよう、穩便になり一同喜び安心いたしました。

ところが、御用僧の内々の使いとして御坊役僧遍照寺が福瑞寺へおいでになり、何分御用の筋に滞りのないよう大至急に招請申すよう、もしいろいろ難しいこと等申し立てる者があつたならば、この遍照寺が庄屋を始め誰の所にも出掛けて説破してやると申します。このような事ではと光源寺と内々相談の上、御用の筋が滞ることがあつてはならぬことと、十分恐縮に存じ上げています。住職においても何とか御巡回できるよう相談してくれるようにと頼みますので、いろいろ相談いたしますけれども、村中一同近年困窮が打

ち続きました上、今年は大変な不作で今の状況では夏秋の食用も足り合わせず、梅雨の後又数日降り続き、作付けしておいた地面に虫取りや油撒きなど大騒ぎでありましたので出費で、現在の難渋ではこの度の御用僧の村方への御巡回のことは御猶予をお願い申したく存じます。もっとも御用の件は、大光寺、光源寺、深崇寺、西勝寺、観善寺、右五ヶ寺の御巡回の内、農作に差し支えない日に御用の筋お請け申すよう取りはからい申しますので、何卒御上の格別の御慈悲をもつて、今から右の期間御用僧の当村御巡回御猶予なされるよう仰せ付け下されたく、御慈悲の御沙汰の程重ねがさねお願い申し上げます。

この段恐れ乍ら書付を以ってお願い申し上げます。  
以上

天保七年六月

福瑞寺門徒総代

幸右衛門

清兵衛

甚蔵

両兵衛

岩助

奥書奥印

古賀村庄屋

田中甚兵衛

右の通り古賀より代官所へ願ひ出たところ、大光寺

が呼び出され田作収納が済むまで延期することを御用僧にお願いするよう申し達せられた。

八月二十三日大光寺より飛脚が来て二十四日参坊したところ、西入寺並びに今度本山の御使者とが対座で申し達せられたことは、この度光源寺隠居諦順に御用の儀があるので自分がやって来た。右に付き両寺へ御文箱を持参したのでお呼び出したしたのであると。大光寺への御達しは左の通りである。

一筆啓上いたします。先ず以って御門跡様御機嫌よく大慶支極に存じます。

就いては御法義引き立ての為西入寺を差し向けましたところ、光源寺隠居諦順並びに道英に従来にない行爲があつた旨、御寺中の遍照寺を通じて申し出てもらいました。尚、総会所からも申し出がありました。右隠居を呼び出しの為、使いとして三上和三郎を差し下します。そこで、お奉行所並びに代官所にそれぞれ連絡の上、同人同道して至急上山するようお取りはからい下さい。

右、申し達しの為一筆いたしました。以上  
七月三十日

大光寺殿

島田左兵衛権大尉

在印

右のように光源寺隠居が上京して入費なされ、当寺も一兩二歩程雑用金として出す。古賀一同も同人より求められた。

こうして御用僧は請けずに済んだ。

6、天保十一年十一月十日御使者到着に付き参坊

御用の件は

一、顕如上人二百五十年法要来年三月始め修行の件

一、寺が始まってからお金の出入り以外の事で江戸幕府に厄介になった事の有無お尋ねの件

一、御本尊始め法要御聖教等すべて御本山よりお下しして安置するよう仰せ出された。

一、開基をお尋ねに付き左の通り認めて差し出した。

木仏尊像 良如様より 万治元年九月七日

肥前国松浦郡高浜村金徳寺の常什物である。

願主 釈祐閑

祐正と言う者が開基で祐閑と言うのは第二代目である。

松浦郡は昔の郡名と思われる。

肥前国彼杵郡高浜村 金徳寺 在印

右の通り認めて差し出し、お菓子料金二朱、下部へ二百文を送る。

7、天保十二年五月六日御使僧着く。

お達しの趣は左の通り。

一、昨年冬お達しの御法要は將軍御逝去に付き来年三月十九日まで御延期を仰せ出された。

一、三月五日より十二日まで信明院様十七年忌法要御修行。

一、本年十月まで御木像様始め諸申請の官職金すべて

三步通りは御用捨、二歩通りは貸付仰せ出される。

一、来年の御法要中御宝物の内拝仰せ出された。もつとも内拝のことであるから、門徒だけでそれぞれ取り

次ぎ寺より書類を添えて参詣するよう仰せ出された。

菓子料先例の通り。

8、天保十二年十一月二十六日飛脚到来。

この度、石田小右エ門殿、御用僧法倫寺殿今月二十三日御到着になりましたので、明後二十九日お出向き下さい。

十一月二十六日

御坊 大光寺

金徳寺殿

使いの者賃金を申し出たので六百文遣わす。

外に遍照寺よりの別紙次の通り。

甚寒の節、いよいよ御安泰のこと大慶に存じ上げます。就いては、別紙の通り石田氏をお差し向けに付き、当御坊に於いて二十三日夜より御披露があります。殊に御直書の御直命をお供してこれれ格別に有り難いこ

とであります。尚又、市中の寺院は二十九日より御願回になりますので、貴寺も早速お招き申すべきですが、時節柄御法要中なので拙寺共より御用僧に御猶予お願い申しておきますので、二十九日は非とも本人お出掛けください。尚又、貴寺は遠路ゆえ出拜聴の御相談もいたしておりますので、御門徒総代多数お連れになりましたならば、それで事済みになると存じます。しかし、お引受のお気持ちでしたらこの上ありません。

右の次第内々貴意を得たく一筆いたしました。

不備

十一月二十三日

遍照寺

金徳寺様

右の通り申してきたので、講頭七人、組より二人づつ連れて参坊したところ、光源寺に御願回になっていたのでそちらでお会いし、観善寺で三十日昼と夜聴聞した。一日、皆を返し住職と講頭一人留まって聴聞した。市中寺院を巡回の後、大光寺に於いて二夜演達があった。

底意書 請書は左の通り。

差し上げ申し上げる底意書

この度

善知識様には深い思召しをもって御直命並びに石田氏、御用僧様をお差し向けなされ、仏祖の広大の御恩沢並びに人倫の心得にいたるまで厚く御教導頂き、これまでの不心得何とも恐れ入りました。尚この上は御趣旨の通り堅くお守り申し上げます。且つ又、お願いの趣は御門徒中に教示しまして、自信教人信の努めを怠らぬよういたしたいと存じます。この段宜しく御役所より大善知識御安堵なされるよう、恐れ乍ら御披露の程お願い申し上げます。そこで、誓紙右の通りであります。

十二月四日

肥前国彼杵郡高浜村

金徳寺 書印

石田小右衛門殿

法倫寺殿

右の通り認めて差し出す。尤も、石田付きの侍三人、家来四人、御用僧付きの伴僧一人、家来一人、上下十一人同勢、右の方々へ御礼左に記す。

一、金百五十疋 御直命御冥加

一、金百疋 石田氏へ

一、金百疋 御用僧へ

一、金百疋 伴僧一人、侍三人へ

- 一、八百文 家来四人へ
- 一、六百文 お菓子、観善寺にて石田氏へ
- 一、金一朱御用僧へ菓子代
- 一、五百文 郷宿へ

右の通りに差し出す

右、済んだので、四日帰寺の上、十九日講頭から門徒一人づつ集めて御用の趣を申し伝える。雑費は割り当てして一軒当たり八十文あてとなる。

9、天保十三年二月御用僧法倫寺到着

同月十三日参坊する。法義引き立ての為、寺別にお受けするよう申された。同十六日、門徒一人づつ講頭集まって相談の上、出崎し出拜聴、二十七日二十八日二十九日の三日間お受けすることとなる。

二十六日、講頭一人、船一艚、公役六人迎えにやる。

二十七日、出迎え 講頭四人、二十八日講一人、船中は菓子、茶のみ。御到着の上、本膳、風呂。法座の後、酒をだす、吸い物 三、取り肴どんぶり三。

翌日は茶づけなど適当に、夜は酒、肴どんぶり三つ位。

二十九日、朝御出立、酒、吸い物一つ、肴少々。住職、講頭一人お供する。並びに御礼を持参する。

- 一、金百疋 御直命御冥加
- 一、金百五十疋 御用僧

へ

10、天保十三年十一月十七日御使僧法倫寺到着、飛脚来る。

この度、御用の件がありますので、来る三十日御参坊なされたく一筆差し上げます。

以上

十一月二十三日

御坊 大光寺

金徳寺殿

尚、市中の法中は来る一日当御坊に於いて御直命拜聴があり、願いはお聞き済みになりましたので、そちらの寺のことも拙寺より申し入れておきましたので、貴方は三十日より御参坊なさるよう、門徒中は一日屋前に御参坊なさるようお取り計らい下さい。当日は印鑑をご持参下さい。

十一月二十四日

以上

右の通り申してきたので、受け取り左の通り。

一、御用状一通確かに受け取りました。尚、委細承知いたしました。

十一月二十四日

金徳寺 印

右の通り認めて送る。

同三十日出崎する。御用の件は

一、二十一ヶ条 別記に控え 今は略す。

- 一、金一朱 遍照寺へ
- 一、金一朱 伴僧へ
- 一、二百文 家来へ

右の通り済ました後、遍照寺より御取持講、並びに御永祿の相談があった。御請書を差し出す。次の通り。差し上げ申す

御請書

一、この度

大善知識様には深い思召しをもって貴寺様をお差し向けあらせられ、御趣意を聴聞し敬承いたしました。尚又、御永祿出体差し上げ申します。一ヶ年高米一石永代に献上いたしたく存じます。尤も、なるべく努力いたし、少々なりとも増加するよういたしたく、この段宜しく御披露の程お願い申し上げます。

天保十三年二月

肥前国彼杵郡高浜村

金徳寺 印

法倫寺殿

御礼金左の通り。

- 一、金三步 御使僧
- 一、金二歩 御冥加
- 一、金二朱 伴僧
- 一、金二朱 侍
- 一、四百文 家来

右は法中六ヶ寺の割り当てとなり、右の通りの高で済んだ。

尚又、出拜聴の人数は一組で公役として一人づつ問屋にお世話になったので、二百文茶料をおくる。

11、天保十四年御使僧浄光寺お出になる。お断り願ひ左の通り。

お願い申す口上の覚え

一、この度、御門末の為御取り締まりお差し向け御化導なされるについては、御趣意拜聴いたすべき筈でございますが、当地では昨年以來市中郷中共、大変な混乱が起こり人々の気持ちも穏やかでない折り、おいで頂いても自然御化導のお邪魔にもなりまして恐れ入ります。そこで来年まで御猶予頂きましたならば、有り難い仕合わせに存じます。この段御役前よりお執り成しの程、ひとえにお願い申し上げます。

以上

浄光寺殿

法中連印

12、天保十五年島田御下向の一件

九月十二日参坊。家老島田殿並びに光伝寺殿上下十八人、及び平戸光明寺殿教戒。二日間、安心の底意や行状の万事に就いて御説論があった。御請書は法中連印で差し出す。左の通り。

御請書

一、自ら安心を得ると云うことは、自身の往生の大事でありますから時々研修いたし、いささかも御定教にたがわないよう決定いたすべき事。

一、この度、御公儀より仰せ達せられました趣、敬承いたしました。修学に専念して御宗風興隆のことお互いに申し合わせ、不浄不如法のことがないよう質素儉約を守り、僧侶は勿論、家族に至るまで着物等贅沢いたしません。右に就いては礼服は別として、一般には木綿の着物に決めて家族に至るまで少しも贅沢にならないよう、冥加をわきまえて不足の思いがないよう、必ず御趣意の通り守るべきこと。

一、得度、自得度は勿論、それぞれ衣体は御定法の通りお願い申すべきであります。尚又、学林の序席なども同様にお願ひ申すべく、御免許のない品など用いてはならず、もしそのようなことがあったり、あるひは定法にない衣体などを使用する者があった時は、お互

いに注意して必ず差しとどめ、それでも改めないならば必ず目付け役に届け出ることに。

一、法中参会の折りは、それぞれ位階に従いその分限を守り、いささかも分を超えた振る舞いが無いよう、謙讓をもって交わり和合の上より何事でも話し合うべきこと。

一、説法のこと御定法の通り、学林で三年結夏を経なければならぬ者は停止いたすべきこと。

一、男女とも他派との縁談は決してしてはならないこと。

一、僧侶の中に不行跡の者があったならば、仲間親戚等で誠意をもって手厚く意見を加えて改めさせるようにし、それでも聞き入れられないならば目付け役に届け出るべきこと。

一、些細な遺恨をもって絶交するようなことはしてはならず、お互いに如法に御法義の上から誠意をもって心得違ひのないよう話し合い、もし心得違ひや不十分の者があったならばよくよく意見を加え、それでも聞き入れない時は御本山へお伺いして御指示の通りお受けし、尚その件が落着いたならば万事について和合を計るべきこと。

一、次男、三男、弟子、伴僧に至るまで、これまで判

刀も済んでいない者は、この度それぞれお願いさせるように、且つ又弟子伴僧は右の自剃刀をお願いするまでは、寺役法務に決して伴僧を連れてゆかないこと。

一、右の弟子、伴僧までそれぞれ縵子衣、輪袈裟をお願いさせるよう、万一極めて困窮でお願いできぬ者があつたら、布衣、縵子ともに威儀、墨袈裟の外は着用してはならないこと。

一、旅行の節は帯刀いたさなくてはなりません。その外お許しもなく衣体は一般に略服を着用してはならないこと。

右の通り一同話し合つて決定し御請け申しました上は、今後決して違反いたしません。万一背きましたならば、たといどのようにならぬお咎めを仰せ付けられましても、その決定の通り決してお恨み申しません。そこで、お請け印形を左の通り差し上げます。

法中連印

右の通り認め差し上げ、併せて御免書改めの写しを差し上げる。

又、寺中人別御改めに付き、左の通り申し上げる。

人別帖

肥前国彼杵郡 高木作右衛門支配

高浜村 金徳寺 印

一、注意して必ず差しとどめ、それでも改めないならば必ず目付け役に届け出ることに。

一、法中参会の折りは、それぞれ位階に従いその分限を守り、いささかも分を超えた振る舞いが無いよう、謙讓をもって交わり和合の上より何事でも話し合うべきこと。

一、説法のこと御定法の通り、学林で三年結夏を経なければならぬ者は停止いたすべきこと。

一、男女とも他派との縁談は決してしてはならないこと。

一、僧侶の中に不行跡の者があったならば、仲間親戚等で誠意をもって手厚く意見を加えて改めさせるようにし、それでも聞き入れられないならば目付け役に届け出るべきこと。

一、些細な遺恨をもって絶交するようなことはしてはならず、お互いに如法に御法義の上から誠意をもって心得違ひのないよう話し合い、もし心得違ひや不十分の者があったならばよくよく意見を加え、それでも聞き入れない時は御本山へお伺いして御指示の通りお受けし、尚その件が落着いたならば万事について和合を計るべきこと。

一、次男、三男、弟子、伴僧に至るまで、これまで判

現住 絶釜 三十四才  
坊守 しゅう三十三才  
長男 淵静 二十五才  
弟子 志道 五十四才  
右の通り相違ございません。  
天保十五年九月十七日

金徳寺 印

御本山御役人中様

右の節の贈り物 蘭製鉢五枚 桐の箱入り 島田殿

へ 蘭なつふ二対 箱入り 光伝寺へ

この節願い出の件 淵静自剃刀 御礼金、住職相統  
御礼金

三季冥加 天保八年より同十五年まで差し上げ申す、  
金一両

三歩、淵静 次第袈裟を願う、志道 自剃刀 先納金  
一步遣わす。



13、弘化二年四月、御使僧教蓮寺到着

十六日参坊、十七日帰ってから、講頭に相談する。二十一日出崎して出拜聴でよいことになり、二十二日朝と晩の二座大光寺に於いて相済んだ。二十三日御礼、左に記す。

浄光院様往生の御達しがあったので、百疋御香儀差し上げる

- 一、金百五十疋 御冥加 例にまかせ一步あげたところ、差し返された。二朱増加となった
- 一、金百疋 御法礼 一、銀半匁 伴僧
- 一、銀一朱 侍二人 一、二百文 家来へ
- 一、銀一封 遍照寺へ 一、金二朱 三季冥加 去年分

一、金一兩二歩 御永祿相納める。

14、弘化三年十月御使僧到着

二十四日参坊、御用の件は君様御往生なさったので、御香儀の御取り持ちを申し上げるよう達しがあった。尚又、法輪寺より法中へ書状がきたのはどれも出てくるようにとのことであつた。

右に付いて御礼は

- 一、銀一匁 使者へ 一、二百文 家来へ
- 右の通り差し出す。御請け印して帰る。

15、弘化四年二月御使僧到着

十一日参坊、御用は来年の蓮師三百五十回忌の御案内、又、在家での法談が幕府から御許しがあった由、これからは門徒も在家に於いて心おきなく法談をするようにと、二通りのお触れがあった。

先例の通り請け印し御菓子料を差し上げて帰る。

16、大光寺より書状来る。左の通り。

去る弘化元年御本山へ差し上げました各寺の別帖は二ヶ年目の冬十一月までに改めて差し出すべきところに、去年冬までに差し上げさせていない由、どういう訳かと御用番より拙寺の係りまで言ってきました。右は拙寺も知らなかつたので通知いたしませんでした。故、この度急ぎの使者をもって差し登らせたく存じます。右に付き、去年冬までの人数の増減の状況を詳しく書面に於いて、去る弘化元年島田殿の係りへ差し出しました書式にならうて書いて、当御坊まで差し出して下さい。その為一筆いたしました。 以上

三月

御坊 大光寺

金徳寺殿

右の通り申してきたので、前の書類にあつた通り書いて大光寺まで持たせて一人使いにやつた。

17、御用僧法輪寺の一件

弘化四年三月二十二日参坊、出拜聴をお願いする。同二十四日に二座、門徒一同拜聴する。御普請の御手伝い、並びに光曜院様御往生に付き御香儀の事がお達しになった。

そこで右の通り。

- 一、金百疋 御直命御冥加 一、百疋 御法礼
- 一、金二朱 侍 伴僧二人 一、二百文 家来へ
- 一、菓子一箱 大光寺へ 一、小玉三匁位 遍照寺へ

外に御用僧よりお土産があつたので、唐筆十箱入り、白砂糖を御用僧へ。

光曜院様御香儀は一金百疋を寺より、一金百五十疋を門徒中より、合わせて二歩二朱を法輪寺殿へ即納する。

御普請御手伝いの件は七月までの約束する。長崎の法中六ヶ寺で十六兩二歩、割り当ては左の通り。

- 一、光源寺 四兩 一、福瑞寺 三兩
- 一、観善寺 三兩二歩
- 一、深崇寺 三兩 一、西勝寺 二兩
- 一、当寺 一兩二歩

18、弘化四年十一月御用僧差し向け、参坊して承る。

御遠忌の御触れ出しと新門様太刀馬代御祝儀の件の二つの達しがあつた。

19、弘化五年二月光源寺が上京されるので、頼んで納める。

左の通り。

- 一、金百疋 御遠忌御香典
- 一、金一兩二歩 御普請御手伝い
- 一、銀三兩 太刀馬代 寺より新門様へ御祝儀
- 一、金一歩二朱 太刀馬代 総門徒中

右の通り光源寺へ確かに頼んで納めた。

20、御坊よりきた書面の控え  
わざわざ飛札をもって貴意を得ます。就いては今般御用便が到着しましたが、来る十一月朝夜大業会なので、御本山の御七昼夜御法要は九月二十一日より二十八日まで引き上げてお勤まりになる旨、お達しがありましたので、この段念のため申し伝えます。

以上

弘化五年七月八日

御坊 大光寺

金徳寺殿

21、嘉永二年三月御使者到着

十七日参坊、御用の件は新門様大僧正御昇進の御祝儀差し上げるべきこと、又清明院二十五回忌御法事の案内のこと。請け印をして先例の通り菓子料を差し上げて帰る。

右の違しがあったので、その後金百五十疋を金徳寺門徒中として嘉永三年九月に大光寺へ取り次ぎを頼んで差し上げた。

22、大光寺よりの書面の控え

わざわざ貴意を得ます。就いてはこの度諸国のいろいろな講の講名を使用している向きは、御許可の年次を御本山で御調査なされる旨御達がありました。右に就いて貴寺で昔から結成しております講名、並びに新規の分も御許可の年次を書いて当月十五日までに当御坊所へお差し出し下さい。尤も同行ばかりで申し合わせて講を結んでいる分もあったならば、これと同様に調査して年次並びに講世話方、肝煎の名前、郡村等すべて調査の有無とも同様に書いて差し出して下さい。この段御達しがありましたのでお伝えします。

嘉永三年五月六日

御坊 大光寺

以上

金徳寺殿

右の通り申してきたので、二十八日講、女人講並びに因講(年時取調)若講、近年一兩年の間、その外には何も無い旨申し伝えたことである。

23、御用僧徳照寺の一件

嘉永五年二月二十二日参坊、御趣意は大谷に於いて御開山の六百回忌を勤めになる御披露、並びに御参内の御祝儀を差し上げ申すべき旨、又御殿表十二万両の御借財ができたので、来年大谷の御遠忌までに完済できるよう御心痛に付き、御取り持ちを申し達された。又、略衣を着用したならば見当たり次第取り上げるべきこと御達しあり。

出拜聴をお願いし、二十六日晚と二十七日朝の両座で同行たちは帰村。二十八日御礼左の通り。

一、百五十疋 御冥加 一、百疋 御法礼

一、一匁一歩 三季冥加

一、二朱 菓子料 土産があったので右のとおり差し上げる

一、金一歩 御案内御祝儀 金徳寺、門徒中

一、二朱 大光寺へ 一、銀一匁 遍照寺へ

一、銀一匁 侍二人へ 一、四百文 家来二人へ

右の通り済まして帰寺。 金役 要助

24、御用僧専徳寺の記 金役 加助の代

嘉永六年二月十六日参坊、御用の件は大谷新造御手伝いのことが仰せ出された。この度は急な御用で、法中は光源寺で五昼夜、拙寺は大光寺で門徒と共に拜聴、講頭一人、並びに公役として七人参る。御礼上納の件は法中一同として左の通り。

一、金二両 御冥加 一、五十疋 御法礼

一、金十両 大谷御香儀新造御手伝い

一、五十疋 家来 一、百疋 侍

一、十三両二歩二朱

右の額を割り当てる。拙寺へ一両一歩二朱と言われたが、異義を言っても多勢に無勢で勝つことはできない。

外に御用僧の餞別として金二朱づつ言ってきた。大光寺へ門徒たちが出拜聴なので、同寺へ銀一両、菓子折りを進物する。

右の通り六ヶ寺連名で上納終わる。

25、御使僧妙順寺の記

嘉永六年十月十七日参坊、御用の件は御新借御皆済の御触れ出し。大光寺へ法中一同出拜聴。二十四日、二十五日の両日。

御礼は法中割り当てで、拙寺は金二歩二朱と正錢二

百文で済んだ。あとで二朱と二百文銭別途言ってきた。尚御用は十二万両の御借財皆済のことを相談になったが、最近オロシヤが来て混雑なので、只御請けだけして断り、後で御請け高を申し上げ上納する予定。

26、嘉永六年十二月御使者の記

十九日飛脚到来に付き二十日参坊、来る寅年中に血誓の御触れ出し。御礼は銀一両と錢二百文差し出し帰る。

27、御公儀御代替えに付き、安政二年血誓上京の記

安政二年二月二十九日出発。三月二十四日京到着。

二十五日血誓役所島田宅へ到着の届け、並びに人別帖を差し出す。左の通り。

一、肥前長崎 金徳寺

一、止宿 大島屋幸七

右の通り島田会表会所三季役所へ届ける。

一、高木作右衛門殿支配 肥前国彼杵郡高浜村

金徳寺 印

住持 淵静 三十四歳

同人妻 しつ 三十二歳

同人倅 艶寿 七歳

同人母 しゅう 四十五歳

志道 六十五歳

右の通り相違ございません。  
安政二年三月

以上

金徳寺 印

御本山御役人中様

右の通り美濃紙とじ封で上紙に人別帖と記し、月番島田へ差し出す 三月二十七日 午前十時、浪の間で御教諭がある。その御請け左の通り。

一、御宗意安心の一途は

祖師聖人以来、御法脈御血統をもって

御本廟を御相続あらせらるる有縁の

大善知識様御教化の通り堅く相守り、報仏恩の思いより如実に修学し自行化他いたすべきことは勿論、御宗門にお流れを汲み奉るお互いの家族に至るまで、飢寒の憂いなく安穩に仏法聴聞いたす事。

仏祖の御恩徳とは申しながら、実に御治世の御大恩と浅からず存じたてまつる事でありませぬ。この上は、御公儀を始め領主地頭の御恩沢を謝し奉らずしては不本意の至りで、僧侶は四民の外であって別段に報恩の手段もありませんので、せめて自行化他如実につとめ、門徒の者たちも御治世の御恩沢を忘れず孝悌忠信の道を堅く守り、自然と御国政の一助になるようしなくてはならない身分でありますから、自己反省の上から御

寺法、国法共に堅く守り、難しい問題を持ち掛けないよう、特に近年外国船渡来の一件に付いて武家に於いては武備専一、質素節約の折からでありますので、僧分に於いては尚更のこと御公儀、領主の咎めを受けず

他からの非難を招かないよう堅く慎むべきことは勿論であります。然るに近年心得違いより御寺法、国法に御迷惑をお懸けする者少なからず、改派など企てる者もあり、祖師善知識の御高恩を全く忘れ開基以来の本意に背き、門徒末々の者にまで難澁を懸け、寺院の存亡にも拘わりますようなこと誠にもって恐れ入り奉ることでございます。せめて御難題をお懸けしないようにいたす本意でありますので、決して他の本山へ改派など子々孫々まで申し伝えさせませぬ。万一、心得違い致しましたならば、この一札の趣旨をもって御引き戻しの上、どのように仰せ付けられましても一言のお恨みも申し上げませぬ。そこで御請け一札差し上げ申し上げます。

以上

安政二年三月

肥前国彼杵郡長崎高浜村

金徳寺 印

御本山御役人中様

淵静 花押

右の通り認めて即日虎の間へ差し出し帰宿する。

四月二日血誓が言ってきた。そこで会表会所に行つて証文を貰い島田の一行割り印を受け、正午に虎の間に持参する。衣、輪袈裟である。浪の間に控え、御対面所鞘の間に於いて諸役人の目前で血誓する。証文は左の通り。証文は会表所で書いてくれた。血誓の経費は金一步と二百文で済んだ。その他三季冥加の不足分が済んでいないと血誓出来ない。

島田の割り印

一札の事

一、御当家に於いて代々御厚恩浅からず思召しておられる

御公儀を軽々しく思つてはならない旨、この度御本寺より仰せ付けられ御尤も至極と存じます。その趣を門徒中まで堅く守りますよう申し付くべきこと。

一、御公儀に対し不義の者達がいてどのように頼まれましようとも、たとい門徒や親しい者であっても仲間になつてはならずその旨を有りの儘御本寺へ言上いたすべきこと。

一、すべて御本寺の御命令、法式は堅く守り、寺役を怠りなく勤め、門徒教化のことも粗略にしないこと。

右の条目に違反した場合は忽ち如来の本願に漏れ、

別して祖師の冥罰を蒙り永く地獄に墮ちるべきものである。

そこで誓詞右の通りであります。

安政二年四月

肥前国彼杵郡長崎高村

金徳寺 淵静 花押血印

下間少進 殿

島田左兵衛権大尉 殿

島田右兵衛少尉 殿

富田頼母 殿

右の通り差し上げて済んだ。翌日御門主様へ御礼。

服装は五条袈裟である。

28、安政二年三月飛檐昇進の一件の記

喚願申し上げる口上の覚え

一、拙僧こと、以前より飛檐に昇進の志願がございましたので、この度初代一代飛檐をお願い申し上げます存じます。然るに元来至つて小寺にて昇進いたすべき寺柄ではございませぬ、且つ近年は外国船騒動が数度に及び、時節柄穏やかでなく人々の気持ちも宜しくない折からで、右のような志願を思い立つ時節ではございませぬが、この度の折りを逃しましては、この先志願の成就する時節はあるまいと存じますので、敢えてお願い申し上げますことは、御定法の御礼金を一度に

納めますこと何分にも心に任せませんので、何とも恐れ入りますようお願いはございますが、拙僧の心中御推察下され格別の御慈悲をもって、御礼金の内、十五兩別拝借仰せ付けられたく嘆願申し上げます。尤も返上納の件は当年十二月までに遅滞なく必ず納め申し上げるべく存じています。

何とぞ右願いの通り仰せ付け下さいましたならば、御重恩の極みで永代忘れず有難き仕合わせに存じます。この段書き付けをもって嘆願申し上げます。

以上

安政二年三月二十九日

金徳寺 淵静 花押

御本山御役人中様

お願い申し上げます口上の覚え

一、拙寺同組の法中、高浜村金徳寺淵静、この度初代飛檐昇進をお願い申し上げましたが、元来の小寺で土地柄も悪く、殊に最近時節柄で何分にも御定法の御礼金を一時に納めますことはとても出来ませず、そこで御礼金の不足の分を拝借仰せ付け下されたくお願い申し上げます。尤も返上納が当年十二月になつて調達出来兼ねましたならば、拙寺共で引受けて上納いたしますので、強いてお願い申し上げます。

もともと、高浜村と申す所は不法無道の土地柄で、

既に四十年前には、少しの金銭の間違いで庄屋百姓共一致して十八年間も寺壇の間に裁判沙汰があり、一寺絶えだえになりましたが、現在に至つては同人が寺を盛り立てて立派に御法義を引き立て、同行もだんだん増加しているようで、大分宗門も隆盛になり拙寺共も大変喜んでいふことでございます。右のような事情もございまして、何とぞ同人の心中を御推察の上、願いの通り御許可下さいましたならば、御法義繁盛の基ともなるべく、拙寺共に於いても有り難き仕合わせに存じます。この度の機会に飛檐をお受けいたさなかつたら末々昇進も覚付かなく存じますので、今般この段強いて連印をもって御願ひ申し上げたく、宜しくお願いいたします。

以上

安政二年三月二十九日

深崇寺 印

青雲寺 印

御本山御役人中様

右二通認めて会表半次郎を通して差し出し、このことはお聞き済みになる。御礼金をおさめ、拝借の証文を会所で書いてくれたので御本山に納めた。証文の書き方は左の通り。

拝借奉る金子の事

一、金十一兩也

利息月五朱

右は今度やむをえない 要用があつて

御本山大谷御経料金の内より拝借奉りましたこと間違ひ有りません。尤も返上納の件は、来る八月までに元利相違なく必ず上納いたします。万一、上納遅滞いたしましたならば、別飛脚をもってお取立て下さい。その際、飛脚諸入費等すべて弁償いたします。もし、上納に不都合のことがございましたならば、どのようなことを仰せ付けられまして一言の申し訳れもありません。後証の為、一札を添えて差し上げ申し上げますこと右の通りであります。

安政二年三月

肥前国彼杵郡高浜村

金徳寺 印

淵静

門徒総代 何某

御本山御貸付所御役人御中

右の通り相違ありません。よつて奥印いたします。

木村権十郎 印

右の通り、本紙、添え紙二通を大谷拝借の口へおさめる。別拝借証文は左の通り。

一札

一、金十五兩也

右はこの度初代一代飛檐列座をお願い申し上げましたが、御礼金の内、不足に付き嘆願申し上げますところ、格別のお取り計らいをもって別段に拝借仰せ付けられ有り難く存じます。よつて、返納の件は十二月までに相違なく必ず返上納いたします。万一遅滞いたしましたならば、別段に飛脚をもってお取り立なされてください。後日の為一札申し上げます。

安政二年三月

肥前国彼杵郡高浜村

金徳寺 印

淵静

門徒総代 何某

印

下間少進法印 殿

下間按察使法眼 殿

島田左兵衛権大尉 殿

島田右兵衛少尉 殿

富島頼母 殿

前書の通り相違ございません。万一本より返上納に付いて不都合のことがございましたならば、拙寺が引受けて必ず全納いたします。念の為、奥印いたします。

肥前国彼杵郡長崎 深崇寺 印

右一通別拜借証文を納め、四月十二日に御免の書類を受け取る。

・金二步 御弘祝儀 御転任御祝儀 平井へ渡す。

・金三歩二朱 三季、報恩講 役所へ納める。

右二口誓詞上京の折り納める。

29、安政三年八月御使者の記

今般、御使者が到来なされらたので、明二十三日午前十時御参坊下さい。その為一筆いたしました。

以上

八月二十一日

御坊 大光寺

金徳寺殿

右について代僧をやって参坊いたしたところ、諸上納金等の催促があり、御新借御手伝いの件は、銀十二兩半の割り当て、今年冬より向五ヶ年の定めで、且つ昨年昇進の折り別拜借の十五兩の分ぜひ上納いたすべきとのことなので、嘆願して今回は金五兩納めて置く。その受け取りは左の通り。

証

一、金五兩也

右は別拜借の内、上納確かに落手いたしました。

以上

安政三年九月

御本殿出役 大塚藤五郎 印

肥前高浜 金徳寺殿

右の通り納め、残金は今年十月までに上納いたすべき旨達せられた上で、金一朱と菓子料二百文を差し上げて帰る。

御新借御手伝い銀十三枚五ヶ年割り当て

一、金一兩二步 安政四年二月光源寺殿へ差し送る。

30、安政四年九条殿使者の記

今般、九条殿御使者が御到来になりましたので、明後十日朝八時御参坊下さい。その為一筆いたしました。

以上

右に付き、十日制心出崎。拙僧は十七日出崎したところ、御坊に於いて五昼夜御使者の演達があった。月輪殿の御尊牌に拜礼御焼香を法中、同行に仰せ付けられ、御達しの趣は左の通り

演 達

月輪殿下兼実公六百五十回御遠忌に付き、御追福の為御蔵書の三部経を御施行にされますので、御因縁のある人々は頂戴なされるよう、よって九条関白殿の仰せかくの通りであります。

朝山官内権之少輔 敦綱 花押  
宇郷大舎人頭 重国 同  
石井美濃守 在正 同  
信濃小路民部少輔 季重 同  
塩小路大蔵権少輔 光徳 同

浄土真宗御門末中

御趣意書

今般、九条関白殿より仰せ出されました御趣意書の旨は、月輪前摂政関白大政大臣兼実公は浄土真宗の御源であります。既に、法難の途中に逝去せられましたのが、御孫光明峯寺殿下道家公へ御遺命もありましたので、右の御遺命をもって両上人御赦免のことを何度も嘆願なさいました。遂に御赦免の旨を下し念仏停止の札を取り捨てなされ、尚又文暦二年二十七回忌の節、御追福の為国内に阿弥陀經十萬部を弘通なさいました。

今般、六百五十回御遠忌に当たって御追福報恩の為、御蔵書の三部経を御施行にされましたが、当国ではまだ御施行が済んでおりませんので、御正当の御法事を来る四月まで御延期になり津々浦々までも浄土真宗の御門末一同へ御趣意が行き届くよう、かねて仰せ出されております。全く国恩大切に、宗門御引き立ての思いからで、御因縁の深い有縁の方々一同有り難く頂

戴なされて下さい。右に付いて、御殿御旧地の東九条村に於いて御別殿を御造営なされましたが、そこで来る四月五日御法事御執行になります。法中一同差し支えない方々は、その節焼香仰せ付けられ並びに御非時なされてください。尤も宗門にとって格別の御由緒のありますこと故、寺院に於いて兼実公の御高德の深さを仰せられ、頂戴の御経をもって御法事勤められますよう仰せ出されました。尤も真宗一流の末寺中も兼実公の御命日も知らぬようなことで、これまで御恩を忘れてきましたので、六百五十年の間食肉持妻の御冥加と心得て、決して心得違いのないよう人間仁義五常をもって御公儀の御恩を第一に忘れぬよう、寺院並びに門徒中にも厚く御趣意の旨を申し諭されますよう、仰せ出されました次第であります。

大職冠釜足公より十七世月輪殿下兼実公は浄土門に御帰依なされ、ある時法然上人説法の折り、師上人にお尋ねなされるには、この兼実公は既に白衣であります。念仏往生に僧俗の差別がありませんか、と。上人の答えに、仏願にはすでに十方衆生とあり、祖師は一切善悪の凡夫は往生すと味われ、何の差別がありません。と。そこで兼実公は在俗の人々の往生の手本にする

為、門弟の内高德の僧一人を下さいとお願いなされ、上人は善信に命じて公の願いに応ぜしめたもうた。善信は堅く断られたが、上人は以前夢に観世音が偈を説いてねんごろにお告げになった。自分も又これを感じると言つて所感の偈を述べたが、善信の名が書かれてあつて言葉は少しも違つていなかった。そこで善信も断ることができず上人の命に従い兼実公は善信を連れてお歸りになった。五条西洞院の別邸に一緒に住まひの末娘玉日姫を妻として配し、それ以来本願寺御門主御代々浄土真宗一流血脈相続になったことである。

九条殿御使 宮武陸郎 重利 花押  
御本山よりの達書は左の通り。

達書

肥前国 御末寺中

九条月輪殿下兼実公六百五十回御遠忌につき、御蔵書の三部経を当末寺有志の人々に御施行なされたく御触れ達しのことを、御同所より御依頼の申し出がありました。

兼実公については御宗門に於いて御趣意を御了承になつてゐることあります。そこでこの度、右御施行の御経を持参して同所の御家来、伊藤左右太、高橋小十郎、宮武陸郎、荒井半左衛門、右四人の内、御地へ

御差し向けなされる由ですから、有志の方々は頂戴なされるよう、尚その上は志を差し上げて下さい。尤も押し付けがましいことでは決してありませんので、御承知下さい。よつてこの段達しいたします。安政四年三月

御用番 島田左兵衛権大尉

右の御趣意について宮武陸郎が演達の上、三経並びに懸け札、御葩、外に九条殿役所の御印鑑板札二枚（これは九条殿御領地九条村に於いて御別殿を御造宮になり御宝物を御安置につき、上京の人々が持参したならば自由に御開帖して頂く手印である。）を頂いた上、御添書は左の通りである。

添書

今般

月輪前撰政関白大政大臣兼実公六百五十回御遠忌につき、御追福の為御蔵書の三部経典を御施行になられますことは全く御宗門御引き立ての思召しで、そこで関白殿より御尊前へ御葩、下げ札を永く御寄付いたします。

安政四年七月

九条殿御使 宮武陸郎 印

肥前国高浜村 金徳寺殿

右について、御礼金左の通り。

- 一、金五百疋 三経御冥加
- 一、金一朱 御葩御冥加
- 一、金五百疋 御尊牌御焼香御冥加
- 一、三百疋 絵人数へ御菓子料

31、安政四年藤五郎御使者の記

証

一、金二両也

右は拝借金の内上納として、確かに受け取りました。

以上

安政四年七月

御殿出役 大塚藤五郎 印

肥前高浜 金徳寺殿

右の通り別拝借の方へ納め、残金は八両である。

32、安政四年八月御使者の記

今般、御本山御使者牧野弥八郎殿到着になられましたので、明後十一日午前十時御参坊なさつて下さい。右一筆まで

八月九日

以上

御坊

大光寺

金徳寺殿

右、御達書の趣意は左の通り。

御差し向けなされる由ですから、有志の方々は頂戴なされるよう、尚その上は志を差し上げて下さい。尤も押し付けがましいことでは決してありませんので、御承知下さい。よつてこの段達しいたします。安政四年三月

御用番 島田左兵衛権大尉

右の御趣意について宮武陸郎が演達の上、三経並びに懸け札、御葩、外に九条殿役所の御印鑑板札二枚（これは九条殿御領地九条村に於いて御別殿を御造宮になり御宝物を御安置につき、上京の人々が持参したならば自由に御開帖して頂く手印である。）を頂いた上、御添書は左の通りである。

添書

今般

月輪前撰政関白大政大臣兼実公六百五十回御遠忌につき、御追福の為御蔵書の三部経典を御施行になられますことは全く御宗門御引き立ての思召しで、そこで関白殿より御尊前へ御葩、下げ札を永く御寄付いたします。

安政四年七月

九条殿御使 宮武陸郎 印

肥前国高浜村 金徳寺殿

一、大御門跡様御子様嶽君様こと、新門跡様の御准養子に御願い済みになつた御披露の事。

- 一、新御門跡様の御婚姻が首尾よく整つた御披露の事。
- 一、大谷御本廟へ納骨等、遅滞なく納め申すべき事。
- 一、真宗法要典の御弘通を仰せ出された事。

一、御開山様御茶毘所に参詣が御許可になつた事。

一、大谷の御下馬札が宮中より御下げになつた事、

右について、

新御門跡様幹君様へ 金五十疋

御門跡様へ 銀一両

御准養子につき 銀五両

右の通り、追つて納めるべきこと。

御使者へ金一朱と二百銅、菓子料を差し上げて帰る。

33、安政五年六月恩成房殿御使者の記

今般、

御書供奉の御使僧恩成房殿が一昨三日御到着なさいました。そこで、明後七日午前十時御参坊なさつて下さい。その為一筆いたしました。

五月五日

以上

大光寺

右の通り申して来たので七日参坊。九日、門徒寄りして相談し、二十日出崎し御請け申し、約束して帰る。六月六日迎え船を遣わす。講頭一人、二十八日講一人

以下宿、喜三次 公役十二人、屋形船一艘、平船一艘  
遣わす。

同七日御来村につき、船中はお茶、茶菓子を用意し、  
野々越着岸の折り庄屋嘉右衛門方へお休み。御供様済  
まし御立ちになる。

講中二人——金持一人——従士二人——役僧一人——  
講中

御書様 御書引き一人

講中二人——金持一人——従士二人——役僧一人

講中

——侍一人——長柄一人——雨掛一人——

御供 打物一人 乗物四人 総講中供

——侍一人——跡箱一人——合羽籠一人

当寺御着きの後、茶菓子、入湯のあとで酒宴。吸い物  
三つ、取り肴等五品の本膳を出す。七日晚法座。八日  
朝茶漬け。昼は二品で昼食後、御書披露。その後で酒  
宴が始まる。吸い物一つ、肴三品。九日も同様。十日  
朝、本膳の上に酒、肴を出す。御帰りの行列は御着の  
時と同様。船二艘、船中に酒、肴、弁当を用意いたし、  
十日午後二時御坊へ御着。拙僧と講頭一人長崎まで御  
見送り、その外は野々口まで御見送り。その間、講頭  
七人共寺に勤める。金役儀十、浅五郎、彦太郎、文右

衛門、儀平次、五平太、彦右衛門たちである。  
長崎での御礼は左の通り。

一、金二百疋 御書御冥加

一、金二百疋 御使僧 御法礼

一、金二朱 侍二人へ

一、二百文 家来一人へ

一、金一朱 御坊役僧へ

別冥加の控えは左の通り。

一金一封 志道、一金二朱 坊守、

一金二朱 当寺母

一金百五十疋 二十八日講、一金二朱 女人講

一金百疋 由平、一金二朱 某、一、百文 三太母、

一、百文 政吉内、

一、百文 五平太母、二百文 喜三次 一、百文

以下山 おしな、一、二百文 役右衛門

一、百文 大野 市右衛門母、一、百文 惣太夫

一、二百文 庄助、一、百文 仁藤次

一、二百文 甚松母、

一、百文 久八、一金一朱 泉本教助、

一、三百文 儀十、一、百文 紋右衛門内、

一、三百文 有右衛門母、

一、四百文 三浦母、一、二百文 忠平次、

### 34、安政五年九月御使者の記

御本山御使者明田熊蔵殿、昨一日御到着になられまし  
たので、明三日午前十時御参坊なされて下さい。その  
為一筆いたします。 以上

九月二日

御坊 大光寺

金徳寺殿

右の御達しの趣は左の通り。

一、禁宮のこと御許可の事。

一、仏具類は塚の外で求めてはならない事。

一、当年の諸願は一分通り御礼金の内、免除の事。

一、御貸付の御催促あり、別拝借の内金二両を納める。

そこで、受け取りは左の通り。

覚 え

一、金二両也

右は初代一代飛檐願に付き、拝借の内へこの度内上納、  
確かに落手いたしました。

安政五年九月

御本山山出役 明田熊蔵 印

肥前高浜 金徳寺殿

### 35、安政六年正月御使者の記

今般、御本山御使松美警左衛門殿到着になられまし

一、百文 助次郎、一、百文 忠三郎、  
一、三百文 おさと おのぶ、  
一、百文 信松母、  
一、一両二分二朱

別法礼は左の通り。

一、百疋 二十八日講、一、二朱 女人講、

一、一朱 当山坊守

一、一朱 当山母、

一、百文 おしな、二百文 庄助内

一、百文 仁藤次、

一、二百文 千十、一、百文 甚松母

一、二百文 おさと おのぶ、

一、金一朱 おこう おすえ おわか、

一、二分三朱と二百二十四文

右の別冥加、別法礼は当寺では始めてのことである。  
且つ又、別に饂飩金二朱、白砂糖二斤、これは土産が  
あったので、その返礼のつもりである。右の御使僧恩  
成房は拙僧と弟子兄弟のことなので、この先の例には  
しないよう心得ておくべきである。

右の一件、始めから終わりまでの諸経費、五十六貫六  
百文の勘定になる内、米三俵、酒一丁余り、炭二俵、  
公役三十二人等の雑用である。

たので、明二十三日午前十時御参坊なされて下さい。  
その為一筆いたします。

以上

御坊 大光寺

正月二十二日

右の御達しの趣は、御公儀御代替りに付き、当年中に血誓上京いたすべき事。又、モト君様が去年十一月おなくなりになったので、御香儀を差し上げるようとの御達しであった。

36、安政六年七月島田氏御出の記

今般、島田氏が当月十日御到着になりましたので、御機嫌伺いに参坊なされて下さい。

以上

七月十六日

右の通り達しがあつたので、十七日出崎、参坊御伺い。十八日午前十時御遠忌志の件、御達し。銀百五十枚をお請けして、今年冬、明年冬、明後年春の三度に上納いたすことに決め、向陽亭に於いて御接待、御馳走差し上げ、オランダ丸灯笼一对を御進物。右二口の代金は一両づつの割り当て。又、光源寺が六ヶ寺の総代として豊前四日市まで行かれた。雑用が一ヶ寺に付き金二分の割合で、合わせて一両二分づつである。

この度、年番願いを出したところすぐ御殿御伺いに

覚 え

一金一両三朱

右は誓詞入用、並びに御婚姻祝儀、若君様御弘御祝儀、御得度御祝儀の内へ確かに落手いたしました。追って御印書にこの一紙を引き換えいたします。

以上

万延元年三月二十九日

御絵表所 土蔵源次郎 印

肥前 金徳寺殿

右の通り、上納金が滞ると血誓も滞るのである。

御用番には人別帖を差し上げる。左の通り。

一、高木作右衛門殿支配 肥前国彼杵郡高浜

金徳寺 印

住持 淵静 三十九歳 花押

同人妻 しつ 三十七歳

新発意 覚翁 十二歳

二男 嗣丸 二歳

淵静母 しう 五十歳

右の通り相違ございません。

万延元年三月

金徳寺 印

なり早速御許可になった。左の通り。

肥前国 長崎 深崇寺

同 西勝寺

同 観善寺

同 古賀村 福瑞寺

同 高浜村 金徳寺

同 長崎 光源寺

御用向き御取締の為、今後一ヶ寺あて、右順番の通り年番を仰せ付けられますので、それぞれ引き受らる御用大切に勤められるよう仰せ出されました。

右の通りのことなので、今後大光寺より触れ取り次ぎ等請けないよう、その年々の年番より沙汰すべきこと。

37、御公儀御代替につき、血誓上京一件の記

万延元年三月三日出発、同二十八日京都着。二十九日御用番、三季役所、絵表役所へ着届け、左の通り。

肥前国高浜村 金徳寺

止宿 広島屋宇八

右の通り三ヶ所共記して置く。学林読席いたし、三季役所に本年分まで上納を済まし、右の学林と三季役所の印鑑をもって絵表役所へ届け、絵表役所で納めた分、左の通り請書がある。

御本山役人中様

右の通り美濃紙三枚封し、上紙に人別帳と記して御用番大進様方へ差し上げる。

閏三月一日御教諭の御用が申してきた。御請けを差し出す。

左の通り。

一、御宗意安心の一途は

祖師聖人より以来、御法縁御血統をもって

御本廟を御相続なされます有縁の

大善知識様御教化の通り堅く守り、報仏恩の思いより如實に自行化他いたすべきことは勿論、御宗門にお流れを汲み奉るめいめいの家族に到るまで飢寒の憂いなく安穩に仏法聴聞いたしますこと、仏祖の御恩沢とは申しながら、実に御治世の御大恩の浅からず存じ奉るべきことで、その上は公儀を始め領主地頭の御恩沢を感謝し奉り不本意のことのないよう心掛けます。僧分の身は四民の外で別段に謝恩のいたし方もありませんので、せめて自行化他如実にいたし、門徒の者達が御治世の御恩沢を忘れず、孝悌忠信の道を堅く守り、めいめい家業を怠らず、御国政の一助にもなりますよう論し申すべき身分でありますので、自己反省の上から御寺法、国法共堅く守り、難しい問題など起こさないよ



う心がけるべきです。殊に、御開山様の御遠忌が近づいておられますので、大善知識様には格別の思召しをもって御書を御染筆なされ、尚又御直命も仰せ出されまして上は、御末寺の僧分がいたずらに月日を送っては深く恐れ入るべきことと、御門跡様の思召しの程感載奉ります。

祖師聖人御在世御勸化の御本意を取り誤らず、いよいよ修学に精進して御宗意安心の一途如実に心掛け、御法義ますます御繁盛せられるよう末々を厚く教導いたし、御大恩の程感謝報恩の懇念を尽くし御崇敬を忘れないよう自行化他いたすべき段、御教諭なされて下され有り難く存じ奉ります。

依って御請書を差し上げます。

以上

万延元年閏三月一日

肥前国彼杵郡高浜

金徳寺 印

淵静 花印

御本山御役人中様

右の通り記して虎の間に差し出す。閏三月四日血誓の御用が言ってきた。絵表役所へ行き証文を貰い、請け証札は左のとおり。

下間大進様の割り印がある。

一、御当家にとつて代々御厚恩浅からず思っておられ

る御公儀を軽々しく存じてはならない旨、今度御本山より仰せ付けられ御尤も至極と存じます。その趣、門徒中まで堅く守りますよう申し付くべき事。

一、御公儀に対し不儀の者たちがおつてどのように頼みましても、門徒の親しい者であっても一味にはなりません。そのことをありのまま御本山へ申し上げるべき事。

一、すべてご御本山からの御命令法式を堅く守り、寺役を怠りなく門徒教化のことも粗略にしない事。

右の条目に違反する場合は忽ち如来の本願に漏れ、別して祖師の冥罰を被り永く地獄に墮ちるべき者である。そこで誓紙この通りである。

万延元年閏三月

肥前国彼杵郡高浜村

金徳寺

淵静 花印

下間少進

殿

下間大進

殿

島田大和守

殿

島田右兵衛小尉

殿

右の証文を御用番大進様方へ持参して割り印を請け、午前十時御対面所協の間に於いて血誓が相済んだ後、御用番会所へこのことを届ける。五日午前十時御門主

への御札が済んだ後、御遠忌御手伝いの御相談があったので、内上納を左の通りしておいた。

- 一、金一両二分 金徳寺、一、金二朱 金徳寺内、
- 一、二朱女人講、一、同二分一朱 以下宿女同行、
- 一、二貫二百文 女房中、一、金一分 熊母、
- 一、同二分 二十八日講、一、金一朱 紋右衛門、
- 一、百分、久八、一、百分 助七内
- 一、四百文 甚松、一、二百文 嘉造
- 一、金三百七十二文

右の通り処理して十六日御用番下間へ下向の届けをして、出京は十八日。

38、万延二年二月観善寺上京に付き、上納金左のとおり。

- 一、金三両 御遠忌御手伝い、一、金二百疋 香典
- 一、金百疋 坊守、一、同百疋 当山母、
- 一、同百疋 泉本教助、一、同二朱 泉本うね、
- 一、青銅四百文 おもり
- 一、百文 池田母

39、文久二年六月御用僧西浄寺殿の記

五月十四日年番より飛脚が到来したので、十五日出崎参坊したところ、御遠忌魔事なく御勤まりになり、御満足の御直命、御法義御引き立てとしてお差し向けになったので、寺毎にお引受けるべき旨達せられ、十

七日帰寺の上、門徒寄りして出拜聴を願ひ出たところ、重ねて相談があったので、まず引受の約束を済まし、農繁期が済むまで延期を願ひ、六月二十一日から三日間の間との願ひが了承できたので、同二十日村船を借り受け、人足七人、講頭二人（善之丞、銀右衛門）遣わし、向い風で二十一日夕方着岸。

野々越嘉右衛門方へ船上り。出迎えに二十八日講、女人講十二、三人を差し向け陸行して当山到着の上でお茶並びに菓子。次いで風呂呂済み酒肴を出す。吸い物三つ、取り肴二つ、皿肴三、四種、あと本膳本手数出す。二十一日夜より御直命の御披露、御説教、あと肴二種で寝酒出す。二十二日朝茶漬、昼汁平、刺身で膳の上に酒一瓶を出し、午後二時御直命御披露。そのあと入浴、酒宴。肴はその場で適当に出す。晩は二十一日と同様。二十三日も前日の通り。二十四日朝、茶漬け出し、吸い物三つ、取り肴等用意し本膳で出立ち。村船に人足八人を仕立てて送る。船中は酒、肴を用意。諸経費は左の通り。

- 御直命冥加 一、金百五十疋 金徳寺、門徒中
- 御法礼 一、金百五十疋 金徳寺、門徒中
- 一、金一朱 役僧へ、
- 一、金一朱 役僧へ 前座の礼

- 一、金一朱 侍へ、 一、金一朱 大光寺役僧へ  
別冥加の控えは左の通り。
- 一金百疋 二十八日講、一金二朱 女人講
- 一金二朱 泉本教助、一同一朱 泉本庄助、
- 一同一朱 以下宿 すへ、たか、かよ、よし、
- 一同一朱 以下宿 おしな、一同二百文 紋右衛門、
- 一金一朱 当山母、一金二朱 当山内、
- 一金一朱 甚松母、一金三百文 嘉助、
- 一、二百文 利三次内、一、百文 久三郎母、
- 一金一朱 善助、同人内 一、百文 菊三母、
- 一、百文 五平太、 一金二朱 おさん、一、二百文  
清藏母、
- 一、二百文 久右衛門内、一、三百文 丈左衛門、
- 一金一朱 政吉、一金一朱 仁藤次、 一、二百文  
四文銭にて 何某  
右御冥加ノ金一両一分 ・二貫文  
別法礼左の通り。
- 一金一朱 泉本教助、一金一朱 泉本庄助、同人内、
- 一、百文紋右衛門、一、二百文 助次郎、
- 一、二百文 おわか、一、百文 おしな、
- 一金二朱 二十八日講、
- 一金一朱 当山内 一金一朱 当山母、

- 一、二百文 惣太夫、一金一朱 甚松母、車屋母、
- 一金一朱 おたか、おすえ、およし、
- 一、二百文 清五郎一金一朱 忠五郎、
- 一、百文 五平太、一、二百文 忠一内
- 一、百文 榮藏母、一、二百文 久八内、
- 一、百文 次八内
- 一、百文 巳之助母、一、百文 重右衛門、
- 一、百文 丈右衛門、一、二百文 やす、なみ、
- ノ金二両一朱と二貫五百文  
右の通り二十五日朝納めて帰船。講頭金役、大野 政  
吉、古里 銀右衛門、黒浜 善之丞、長野 勝左衛門、  
葉原 吉次郎、山川 由平、野々口 平次、が集まっ  
て清算したところ、総額およそ金十兩、  
内訳、米二俵、酒一丁余り、肴およそ一兩分ばかり、  
かく灰二俵、ろうそく三斤、その外諸雑費。およそ三  
百四十軒に割り当て、一軒につき二百五十六文宛と決  
める。  
右の法会中、拙僧病気で何事も代僧制心が済みました。

40、文久三年八月御用僧助教針水、(号は光明寺)

入来の記

七月二十六日飛脚到来。同二十九日出崎。光源寺で  
出拜聴の願いが済む。二日帰坊。八月十三日同行一同  
船で出崎。十四日一日の出拜聴。朝、略書三一問答の  
講釈、並びに会読。午後法話。晩も同じ。参詣の者よ  
り御法礼があつた。同十五日封金を差し上げる。左の  
通り。

- 一、御講礼 百疋 一、法礼 百疋
- 一、御冥加 金二朱
- 一、大衆供養 百疋 一、侍者に金一朱
- 一、西勝寺へ香料 金二朱
- 右、一両を別封にして西勝寺に頼んで預け帰寺した。  
講頭金役、吉次郎、勝左衛門、善之、久右衛門、出口  
直藏、市之助、源吉の内、久右衛門出崎。長崎参詣人  
は講頭一掛かりに一人づつ上下二人づつ。公役三人。  
入費はかれこれ二十一貫文。  
一軒につき八十文の割り当てを決める。

以上

嘉永六年夏之を改める。

淵静記

以上 美濃紙五十七枚綴り 表紙一枚 裏表紙一枚

白紙一枚

記載件数 四十件

元治元年子二月沙日為是服奇禊

二月七日暮此列屬之約是夜一燈以月白と夜と節物初  
本年三月五日卯刻以湯洗淨し初月初材松が薄紙に  
夫人之段五人一同一之屋敷と存望し希く之し出向し  
夫人海より夫人御礼と者由人年一様と南宮人際りし  
上段屋敷と菓子吸物と湯清本殿中の敷内と之  
上段屋敷と菓子吸物と湯清本殿中の敷内と之  
中段屋敷と菓子吸物と湯清本殿中の敷内と之  
下段屋敷と菓子吸物と湯清本殿中の敷内と之  
用意と之し初月と之し南宮人際りし  
同市下段屋敷と之し

元治元年甲子清明

御本山諸事記

一〇、御本山諸事記

(元治元年)

金徳寺

元治元年甲子清明

御本山諸事記 金徳寺

1、元治元年三月御用僧慈眼寺殿の記

二月七日出崎、お引受の約束して帰る。御用向きの件は時節柄御直命、三季御永祿の御相談があった。三月一日村船より講頭、仁藤次一人、公役五人を遣わし、同二日昼過ぎに着岸、船上の宿もなし。出迎えのことは女人講より両三人、講頭の者より四人を遣わし、船より直ちに当寺へ陸行。寺に着いた上で入浴、菓子、吸い物三つで酒、肴、本膳本手数で出し、二日晚より御法座。七日朝まで五昼夜の法席、一日に三度づつ。八日お帰りの節も本膳吸い物で見立て、お送りは村船より公役五人、講頭、甚五右衛門一人、それに賞翁が長崎まで送り、日帰りで帰村した。おいでの節はお茶と菓子と船中に用意の事。お帰りには弁当用意の事。

同二十一日拙僧御礼の為出崎し、土産に依り餞別等いたして帰る。御冥加、御法礼は左の通り。

別三季冥加 時節見舞い、又御直命御冥加、三季冥加兼ねてである 金額、名前略 〆百三十二人 金

3、元治元年近火御見舞い控え

一、金一兩 金徳寺、門徒中、

一、金百疋 当山内、以下略

〆、金四兩一貫百文

右は当年番光源寺に元治二年一月五日持参して頼んでおいた。

これは同四月二日拙寺へ受け取り、次の口へ一緒にする。

4、元治二年御用僧慈眼寺殿の記

四月五日参坊して御引受を約束した。そこで十二日においでになり、十六日お帰り。十二日夜より。十三日から朝、昼、晩と一日三座の御法座。初、中、後と先例の通りでお取り持ちする。

御用の件は時節柄、善知識様勤王報国の思召しにつき、御用意の人々はお手伝いをお頼みになり、そこで左の通り庄屋、役人へ頼み、それぞれ心配して家別に記帳があった。

一、黒浜、五兩一步一朱 名前略

一、以下宿 四兩二步一朱、一貫六百文

一、越地組 一兩一朱、五貫七百元

一、長野組 一兩、八貫三百文

一、庄屋組 二兩一步一朱、二貫三百文

二十四兩三步也

一金百疋 当寺内、一同五十疋 当寺母

別御法礼左の通り 金額人名略

〆総高二兩三步一朱

この度三季御相談につき、御殿より庄屋、役人、講頭等へ少々づつ土産を下された。そこで一同それぞれ集めてお取り持ちがあった外に、御用僧へ百疋、侍者僧へ金二朱御礼を致し、拙寺より餞別の品物をして終わった。この節は御用僧もただ侍者一人を連れ、恒例の大光寺より付き添いの役僧も御用僧から差し止めた由である。初め、中、後の諸人用高、錢五十三貫七十二文、内六貫三百三十二文立替である。割り当て一軒に付き百四十八文づつ。

講頭 市之助、久右衛門、直蔵、仁藤次、又五郎、源吉。甚五衛門。

2、元治元年五月御用僧西光寺の記

一、金一步二朱 御法礼、一、金一步 御冥加

一、金一步 御講礼、一、金一步 大衆供養

一、金二朱 光源寺番礼、

一、金一步二朱 諸人用高

〆、金一兩二步二朱 同年八月抜き立て終了

一、浦山妙 二兩 一、松原里 八貫七百元

一、田中 又五郎掛かり 一兩、六百文

一、古里中 三兩三步一朱、三貫二百文

一、出口、南越中 三兩三步二朱、七百元、一金三步

一、他村 二朱、一貫九百文

総額 金二十五兩三步一朱、錢三十三貫文

別段の御法礼は左の通り。

金額、名前は略す。

右の外に御用僧に土産に応じて餞別し、肴持ちへ金二朱、小者へ金一朱、五月十六日御礼のため出崎し差し上げて帰る。この度、初、中、後の経費、三十二貫文の金高。一軒に付き百文づつの抜き立てで事は済んだ。

講頭金役、長野 仁藤次、黒浜 甚五右衛門、古里

儀三次、かじや 又五郎、浦 忠七、越地

重左衛門 大野 光平、

この度は門徒寄りなし。

5、慶応二年二月御用僧明蓮寺殿の記

二月十三日飛脚到来。錢八百文。十四日制心を西勝寺まで遣わし出拜聴願い相済む。同二十三日出崎、西勝寺にて出拜聴。出拜聴の人は講頭二人、同掛かりより一人づつ七人。この者たちへの金二朱づつ入用金

を遣わし歸りに一同に一杯出す。

御用向きの件は勳王報国に付き加茂川荒神口に天子立ち退かれた。非常用の橋掛かりとして御手伝いの件、達しがあつたが、当地は昨春慈眼寺用僧の節、相済んでいるので、ただ御法義引き立ての御達書のみ拝聴する。左の通り礼金相済まして帰る。

- 一、金一兩 御冥加、一、金五百疋 御法札
- 一、金二朱 御餞別 お土産に応じて上げる
- 一、金一朱 役僧、一、金一朱 侍に
- 一、金二朱 西勝寺へ香料

ノ金一兩三歩

右、内々の費用とも合わせておよそ金五兩。三月十七日抜き立てが揃つた。一軒につき百四十八文づつ。

講頭 浦 忠七、古里 儀三次、以下宿 金右衛門、大野 光平 越地 重右衛門、元吉、陰平 勘四平

6、慶応三年秋御用僧明蓮寺殿の記

七月二十一日より二十八日に至るまで観善寺に於いて、法中一同でお引受け申す。右法会中、同行たちは繰り合わせ参詣。

上納金は左の通り。

- 一、金一兩 以下宿 喜六母すへ、
- 一、金 当院内しつ

一、金 古里 三季講、

一、金 金徳寺、門徒中

右の通り委細観善寺に預け万事頼んで帰る。入費七ヶ日間の分は六ヶ寺割合で相済む。

一、金一兩二歩 錢六百元

右は三季講御冥加並びに御表具料六ヶ寺割り当てがいつてきたので、本年十二月観善寺に預ける。

7、御書(学林所化中に下さる) 御奉供御使僧光照寺殿(日溪針水司教師)

慶応四年三月二十八日飛脚到来。同二十九日治部郷出崎、御受けを約束して帰寺。四月四日講頭と相談する。十七日迎え船(村船)を遣わし、十八日寺に入る。晩より御法座。十九日昼、晩御法座。二十日同様で終る。二十一日雨天につき御滞在。二十二日御帰坊。御馳走御取り持ちの件は時節柄なので、手かずを少し減らし先例に任せる。

御冥加上納金は左の通り 氏名金額略

右ノ高天保百十六貫文、金四兩三朱 十一貫二百文

御施行御贖付御名号頂戴冥加控え。 氏名金額略

右ノ高天保六十五貫文 金一兩二朱 八十九幅

御使僧御法札左の通り。 氏名金額略

右ノ高天保三十四貫文 金一步二朱

尚又、先例に任せ別段の御法札左の通り。

御冥加 一金二百疋 金徳寺、一金百疋 御使僧

一金百疋 侍一人 役僧一人、餞別

一金百五十疋 金徳寺

これは土産に應じて差し上げる。

右の通り二十一日相済む。長崎まで治部郷が送ってゆく。

この度の入費およそ百五十貫文。一軒につき四百二十四文づつ割り当て抜き立て。

講頭金役 浦 元右衛門、山川 政七、出口 忠八、長野 次平太、黒浜 由左衛門、かじや 茂蔵、右の通り相済む。

浏览記

以上 美濃紙二十三枚 表紙一枚 白紙七枚

件数七件

十一、本堂棟札の記録

十二、当寺本堂の調査結果

(長崎県教育委員会)

十三、梵鐘、喚鐘の銘

◎ 本堂の沿革

現在の本堂が建立されたのは安永三年（一七七四）、第七世住職観翁の代である。その後、四回の屋根替えが行われている。それぞれに棟札が残されている。

◇ 本堂建立

(表) 南無阿弥陀仏

(裏) 当寺第七世釈観翁建立

安永三甲午歳八月良辰

大工 諫早太良 市郎兵衛

小工 ・ 太良 嘉兵衛、甚右衛門、忠兵衛、九十郎、清蔵、

・ 高浜 新太郎、・ 野母 大蔵、・ 脇津 佐太夫、

普請小頭 嘉平治、利藤、

世話人 周益、利兵衛、

庄屋 峰安右衛門、同儀右衛門、

年寄 熊田右衛門、松尾金左衛門、本村嘉八、三浦吉左衛

門、田中次郎左衛門、

講頭 市左衛門、伝四平、惣次兵衛、久四郎、貞七、与次

兵衛、甚之丞、

以上

(表)

◇ 本堂屋根修復 当山第八世釈台翁代

文化九千甲年八月良辰

年寄 熊四郎左衛門、世話人 忠左衛門、政五郎

高浜大工 忠蔵、同小工 藤十郎、伝次郎、栄助、惣八、

善松、佐吉、庄三郎、野母小工 喜代八、文吉、

講頭 庄左衛門、仁三次、三之丞、清次郎、金左衛門、

善蔵、

施主 惣門徒中

(裏) 南無阿弥陀仏

(表)

◇ 御堂屋根替 当山十世絶空、

庄屋 熊安右衛門 弘化二乙己歳秋九月日

(裏)

棟梁 政治、大工 九重、梅吉、糸四郎、佐平次、長松、

久松、八太郎、辰蔵、熊蔵、鶴松、愛蔵、八蔵、

御崎、亀太郎、佐七、松治

世話人 久助、友吉

講頭 助大夫、半助、丈左衛門、善六、与次右衛門、甚七、

清九郎

施主 惣門徒中

(表)

◇ 本堂屋根替 当山十二世住職覚翁代

明治二十八年旧三月十二日上棟式執行

世話係 以下宿 山口善五郎、エリ 松尾伝七、明園 山

口弥八、ハマヅ 泉安太郎、古里 高平久三郎

議員 出口 内田久三郎、陰平 本村藤三郎、浦の迫 峰

要次郎、長野 山口弥吉、越首 本村甚之助、以下

宿 松尾角次郎、黒浜 柴原時太郎

総代 古里 高平久平治、田中 熊福次郎、浦の迫 本村

政吉、長野 熊茂四郎、越首 山口乙松、黒浜 熊

徳四郎

(裏)

大工 棟梁 古里 松尾熊太郎、

副棟梁 明園 山口菊太郎

浦の迫 中村末吉、同 熊清太郎、

黒浜 上方伊之吉、同 熊貞吉、出口 松本為次、

同 木下徳松、松原 山口徳松、

古里 松尾源太郎、向出口 丸尾由太郎、

古里 内野友市、南越 山下熊治

弟子 陰平 松尾福太郎、出口 松本彦太郎、

(表)

◇ 本堂屋根替 第十五代釈静也之代

昭和五十二年十月二十五日、二十六日 総普請瓦落し

同 十二月初旬完工

昭和五十三年三月十二日、十四日 落慶法要

◎門徒総代 木下才造、本村俊彦、熊茂、

◎部落総代 黒浜 松尾栄、以下宿 松尾俊雄、野々串

福島倉雄 越地 熊清、毛首 本村米吉、

大野 山口八代一、長野 熊一朗、

山明 八木尚良、浦の迫 松尾富一、

陰平 三浦不可止、浜添 吉田稔、

古里 内野三代四、南越 松尾倉一、

出口 松尾福松、

(裏)

◎棟梁 松尾和俊、副棟梁 山口登、

大工 山口義弘、杉本威人、山田卓郎、山口武夫、松尾邦

宏、山中寛次、松尾秀人、山口政光、松尾隆、山口

悦良、松本悟、熊操、山中修、柴原忍、内野正俊、

松尾正人

小工 本村久人

浦の迫 中村親市、山川福次郎、黒浜 長蔵

人夫 熊正博、  
左官 松浦良二、内野清信、

### ☆当寺本堂の調査について

昭和六十一年始め、長崎県教育委員会から当寺の本堂の調査に来寺した。これは長崎県内の近世の社寺建築物を調査し、その実態を明らかにするためである。そして、その調査結果についての報告書が送ってきた。その中から当寺関係の分を次に示す。

### ◇長崎県の近世社寺建築

長崎県文化財調査報告書 第七九集  
近世社寺建築緊急調査報告書

昭和六十一年三月

長崎県教育委員会

### 3、長崎県近世社寺建築調査の概要

#### 一、建造物

長崎県は建造物に関して彦岐、対馬を除くと古代、中世の遺構はなく日本の文化からとり残されたといわなければならぬ。朝廷から遠く離れていることもまた平野部が少ないこともその理由にあげられる。一方のために密貿易が行われ、博多商人が長崎まで出掛けて、人目を避けて活躍することにもなったし、鎖国時代は唯一の貿易港となり、

蘭館・唐館を中心に多くの文物が輸入され、他の地方に見られない新しい文化の芽生えがあった。それは近世になってからのことである。したがって、長崎県における近世社寺の調査は意義深いものであり、建造物のスタートを意味し、その時期から遺構が存在し、その第一歩に匹敵する調査である。

まず神社、次に寺院、石造物の順に述べるが、県内では予備調査にあげられた本殿はわずか二十七棟であった。これは神社建築の多い宮崎県や鹿児島県に対比される特徴を示す。

・神社(略)  
・寺院

二次調査を行った建造物は58棟で、この中に多久頭魂神社本殿は旧観音堂であるために含めた。

仏堂 26(うち本堂19)、鐘楼 5、門 24

庫裏 1、蔵 1、借字亭(経文焼却舎) 1、

合計 58

これらのうち、年代に従って建造物を仏堂、鐘楼、門の順に十八世紀以前を列記すると、以下の通りになる。

(仏堂)

清水寺本堂 (長崎市) 一六六八(寛文八) 碑文

頭魂神社本殿(対馬) 一六六九(寛文九) 棟札

雄香寺開山堂(平戸市)	一六九五(元禄八)	寺伝
聖福寺大雄宝殿(長崎市)	一六九七(元禄十)	棟札
聖福寺天王殿(長崎市)	一七〇五(宝永二)	棟札
阿弥陀寺万日堂(上五島)	一七一五(正徳五)	古記録
浩台寺大仏殿(長崎市)	一七一五(明和五)	棟札
金徳寺本堂(野母崎町)	一七七四(安永三)	棟札
明星院本堂(福江市)	一七七八(安永七)	棟札
本経寺本堂(大村市)	一七八七(天明七)	寺伝
天徳寺本堂(彦岐)	一七九七(寛政九)	棟札
蔵徳寺本堂(野母崎町)	一七九八(寛政十)	棟札

年代が確定していないが、修善寺本堂(対馬)は十八世紀後期と推定している。

このうち清水寺本堂、聖福寺大雄宝殿・同天王殿は県指定、明星院本堂は市指定の建造物である。

54、金徳寺 西彼杵郡野母崎町高浜三四八三

(浄土真宗本願寺派)

本堂 桁行十四・一二m、梁間一三・〇六m、一重、入母屋造、向拜一間、棧瓦葺、安永三(棟札)

平面構成の改革が行われておらず、本県では浄土真宗本堂の古い形をよく残す実例である。外陣中央間は格天井とし、これは矢来の内の中央部分まで続いているが、外陣両脇の間は奥行方向の縁天井となつてこれも矢来の内まで

続いているので、外陣部は縦方向に三室が画然と分かれており、古い平面のあり方を天井構成にのこしていると思われる。外陣の前方、入側の一間分は古くは板敷であった。

内外陣境は、例によって、中央三間分が巻障子、両余間前面が襖だが、そのあり方は華やかな中にも落ち着いた雰囲気を残す。内外陣前面天井は廻縁を出組で支え、蛇腹支輪は吹き寄せとなっており、中備の墓股はよく時代相を表す。来迎柱上は組物を置き彩色を施すが、木鼻は偏平ながらも象形を示す。来迎壁左右の柱間には唐破風状の横つきをおき拝懸魚を付す。外廻りの建具のうち、正面中央部の棧唐戸四枚仕立て引き戸の構成は古いあり方を残す。向拜部分は海老紅梁のみ古く、他は新材と変更。軒下の台輪上小さな大斗絵様肘木は、屋根がかつては草葺であったことを物語る。安永三年(一七七四)上棟の棟札の他、文化九年、弘化二年、明治二十八年、昭和五十二年の各年の屋根替の棟札四枚が保存される。さらに、寛政四年(一七九二)から書き続けられた「万驗実録」は当本堂の歴史を示す上で極めて貴重である。例えば、その中には、現在内外陣境にある欄間、雲中に白鶴の彫刻については、「万延元年、唐狭間七間」と記述されている。

以上。



◇梵鐘の銘

☆梵鐘

正面 南無阿弥陀仏

右正面 昭和二十五年四月

左正面 施主 総門徒中

後正面 光福山 金徳寺

正面左

「銘白

鐘之為徳 於戲偉哉 頭界冥道 妄夢等開 愚昏鼓之  
衆魔驚馳 法音所至 賢聖來儀

金徳寺第十四世 釈昭夫造栄之

正面右

「夫当山洪鐘亨保八年第五世・釈知翁之代成然安永六年・

第七世釈観翁之代為暴風樓・崩鐘壞故同八年再鑄之施主・

総門徒中並釈妙心熊団右衛門・門内野左五右衛門也然復昭・

和十七年於大東亞戰献納之・於邦家是故施主等募厚志・

以三度鑄是復旧 願仏日増・輝仏音永伝」

後正面右

「発起人代表」三浦友造・本村清次

「特別懇志者」山中友義・辻伊勢松・金尾友太郎・

山下友吉・本村豊寿・熊友寿・泉本三郎・熊 リヨ・

本村清次・金尾徳市・熊 茂・本村知恵次・

木村作太郎・荒木ナオ

後正面左

「天人飛しょう図」

◇喚鐘の銘

☆当寺本堂喚鐘

一面 肥前彼杵群高浜之邑 金徳寺住物

二面 施主 山口氏

三면 及び四面

「耳聞通処 覺人情・ 仏子踏霜 群梵刹

一百余響 幻夢驚・ 転輪法器 感応声」

☆以下宿道場喚鐘

一面 「長崎県西彼杵群高浜村字以下宿

金徳寺道場住物

昭和三年 月 日

光福山第十四代」

☆黒浜道場喚鐘

一面 「本寄進

喚鐘一口

右為元広妙慈大姉成三菩提也

願以此善福普及於一切法界

含識者同共入仏道」

二面 「子孫繁昌」世所求成就・満足

兼乞護持主鶴田・常之家運長久」

三면 「亨保七壬寅年中夏吉祥日」

四面 「日厳山円福寺法印覚演識」

（右の鐘はおそらく他宗の寺で不用になったものを譲りうけてつるしたものと思われる。日厳山円福寺がどこにある寺か知りたいものである。銘文から察すれば真言宗ではないかとも思われる）

